

小名浜港

港湾料率表

令和7年10月一部改正

関 係 法 規 (抜粋)

■港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）

第 12 条 港務局は、次の業務を行う。

第 1 項第 13 号 港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。

第 4 項 第 1 項第 13 号に規定する料率表においては、港務局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第 45 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により提出を受けた書面に記載された料率又は同条第 5 項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。

第 34 条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第 12 条及び第 13 条の規定を準用する。

第 44 条 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金(次条第 1 項の入港料を除く。)を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも 30 日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

第 45 条 港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な施設又は役務の提供に対し料金(港湾運営会社が收受する次項の国土交通省令で定める料金を除く。)を收受しようとするものは、料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

第 6 項 前各項の規定は、その都度契約によって提供される施設又は役務については、適用しない。

目 次

◎港湾管理者が定めた料金

1	港湾施設料使用料	1
(1)	係留施設使用料	1
(2)	上屋使用料	1
(3)	荷役機械使用料	1
(4)	野積場使用料	1
(5)	船舶給水使用料	2
(6)	コンテナ施設使用料	2
(7)	港湾施設用地使用料	2
(8)	プレジャー・ボート用指定泊地使用料	2
2	入港料	3
3	特別利用料	3

◎港湾管理者以外の者が定めた料金

1	とん税・特別とん税	4
2	水先料	5
3	通船料	7
4	綱取ボート料	8
5	綱取放料	9
6	ひき船料	11
7	港湾運送事業関係料金	13
(1)	港湾荷役料金	13
(2)	港湾荷役料金（船内荷役料金）	17
(3)	港湾荷役料金（沿岸荷役料金）	21
(4)	港湾荷役料金（小型船荷役料金）	26
(5)	機械荷役料金（在来埠頭）	31
(6)	機械荷役料金（7号ふ頭物資別専門埠頭）	35
(7)	検数料金	39
(8)	鑑定料金	49
(9)	検査料金	58
(10)	危険物検査手数料	74
(11)	検量料金	76
(12)	分析料金	84
(13)	船積・陸揚貨物検量別掲料金	121
(14)	鑑定・検査別掲料金	122

8	港湾運送関連事業料金	123
(1)	船積貨物固定区画料金	123
(2)	艤内清掃料金	126
(3)	荷直・荷造料金	129
(4)	船積貨物警備料金	132
9	倉庫保管・荷役料金	134
(1)	普通倉庫保管料	134
(2)	普通倉庫荷役料	138
10	くん蒸料金	146
11	通関業務料金表	147
12	貨物利用運送事業運賃料金	148
(1)	鉄道利用運送事業車扱貨物運賃料金	148
(2)	鉄道利用運送事業コンテナ貨物運賃料金	158
13	海上コンテナ貨物海陸一貫輸送料金	165
14	廃油収集処理料金	166
15	船舶上架料金	167
◎港湾福利厚生施設等の料金		
小名浜港湾労働者福祉センター		168

◎ 港湾管理者が定めた料金

1 港湾施設使用料

福島県港湾管理条例 (昭和31年12月25日福島県条例72号)

種 別	区 分		料 金
(1) 係留施設 使用料	1 定期船 (1) 総トン数1トンごとに係留12時間まで (2) 係留時間が12時間を超えるときは、総トン数1トンごとにその 超える係留12時間につき 2 定期船以外の船舶 (1) 総トン数1トンごとに係留12時間まで (2) 係留時間が12時間を超えるときは、総トン数1トンごとにその 超える係留12時間につき		2円 1円 4円 3円
(2) 上屋 使用料	くん蒸 上 屋	1くん蒸使用 1日につき 2 その他の使用 1日につき	26,000円 7,100円
	その他 の上屋	1 一般 (1) 30日以内は1m ² ごとに1日につき (2) 30日を超える日については1m ² ごとに1日につき 2 専用 1m ² ごとに1月につき	19円 38円 590円
(3) 荷役機械 使用料	小名浜 港東港 地 区	1 チェーンバケット式連続アンローダ 1基ごとに30分につき 2 コンベア設備 1基ごとに30分につき (1) チェーンバケット式連続アンローダ2基使用時 (2) チェーンバケット式連続アンローダ1基使用時 3 トラック積みホッパ設備 1基ごとに30分につき	50,000円 64,000円 32,000円 38,500円
	小名浜 港東港 地 区 以 外	1 握力8トン橋型水平引込式起重機(3号ふ頭3号機、4号機) 1基ごとに30分につき 2 握力20トン橋型水平引込式起重機(7号ふ頭1号機、2号機、3号機) 1基ごとに30分につき 3 握力24トン橋型水平引込式起重機(5号ふ頭) 1基ごとに30分につき 4 ホッパ分岐施設(6号ふ頭) 1基ごとに30分につき	12,900円 15,500円 15,500円 24,700円
(4) 野積場 使用料	小名浜 港東港 地 区	1 一般 (1) 30日以内は10m ² ごとに1日につき (2) 30日を超える日については10m ² ごとに1日につき 2 専用 10m ² ごとに1月につき	42円 84円 1,310円
	小名浜 港東港 地 区 以 外	1 一般 (1) 舗装されている場合 ア 30日以内は10m ² ごとに1日につき イ 30日を超える日については10m ² ごとに1日につき (2) 舗装されていない場合 ア 30日以内は10m ² ごとに1日につき イ 30日を超える日については10m ² ごとに1日につき 2 専用 (1) 舗装されている場合 10m ² ごとに1月につき (2) 舗装されていない場合 10m ² ごとに1月につき	22円 44円 15円 30円 685円 465円

種 別	区 分	料 金
(5)船舶給水 使用料	1 水量 10 m ³ まで 2 水量 10 m ³ を超える場合は 1 m ³ ごとにつき	5,925 円 592 円 50 銭
(6)コンテナ 施設使用料	1 コンテナ施設ごとに 1 年	18,000,000 円
(7)港湾施設 用地使用料	(1) 臨海鉄道の設備をするために使用する場合 1 m ² ごとに 1 年につき (2) 電柱（支柱、支線柱、支線等を含む）を設置するために使用する場合 1 本ごとに 1 年につき (3) 管類を埋設するために使用する場合 1 m ² ごとに 1 年につき (4) 広告板又は広告塔を設置するために使用する場合 1 m ² ごとに 1 年につき (5) 事務所の設備をするために使用する場合 1 m ² ごとに 1 年につき (6) 漁港区において漁業協同組合が水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 11 条第 1 項に掲げる事業のために使用する場合 1 m ² ごとに 1 年につき (7) 倉庫、荷役機械又は工作物の設備をするために使用する場合 1 m ² ごとに 1 年につき (8) その他の目的で使用する場合 1 m ² ごとに 1 年につき	220 円 1,500 円 370 円 740 円 740 円 250 円 370 円 370 円
(8)プレジャーボート 用指定泊地使用料	1 動力船 (1) 艇長 7 メートル未満の場合 1 月につき (2) 艇長 7 メートル以上 14 メートル未満の場合 1 月につき (3) 艇長 14 メートル以上の場合 1 月につき 2 無動力船 1 月につき	2,400 円 3,300 円 5,600 円 1,200 円

(注) 上記料金表には消費税は含まれておりません。

消費税の課税対象となる使用料については、別途消費税法その他関係法令に基づく料率による消費税が加算されます。

備 考

- 1 この表において「定期船」とは、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 3 項に規定する定期航路事業の用に供する船泊及び同法の適用を受けない一定の航路を一定の日程表に従って運送する旨を公表して国内及び国外以外の地域に渡って行われる旅客又は貨物の輸送の用に供する船泊をいう。
- 2 この表において「水道料金」とは、船舶給水を使用させる場合に県が徴収されることとなる水道料金をいう。
- 3 この表において「専用」とは、3 月以上継続して使用する場合をいい、「一般」とは、専用以外の場合をいう。
- 4 この表において「動力船」とは、推進機関を備える船泊をいい、「無動力船」とは、動力船以外の船泊をいう。
- 5 この表において「艇長」とは、船泊安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 9 条第 1 項に規定する船泊検査証書に記載された船泊の長さをいう。

2 入 港 料

福島県入港料条例（昭和 55 年 3 月 25 日福島県条例第 21 号）

種別	区 分	料金
入港料	1 外航船舶は、入港 1 回総トン数 1 トンにつき	2 円
	2 内航船舶は、入港 1 回総トン数 1 トンにつき なお、港湾法第 44 条の 2 第 1 項ただし書に規定する船舶のほか 総トン数 700 トン未満の船舶については入港料は徴収しない。	1 円

備 考

入港料において、分離バラストタンク（以下「ＳＴＢ」という。）を設置しているタンカーについては、当該船舶の総トン数からＳＴＢ トン数を差し引いたトン数を総トン数として入港料を算定する。

3 特 別 利 用 料

福島県港湾施設特別利用料徴収条例（昭和 49 年 12 月 24 日福島県条例第 79 号）

種別	区 分	料金
特別利用料	藤原ふ頭（第 4 号岸壁を除く。） 貨物 1 トンにつき	45 円

◎ 港湾管理者以外の者が定めた料金

1 とん税・特別とん税

とん税法(昭和32年3月31日法律第37号)

特別とん税法(昭和32年3月31日法律第38号)

(1) とん税(外国貿易船の開港への入港に課する)

(ア) 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数1トンまでごとに……………16円

(イ) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 純トン数1トンまでごとに……………48円

(2) 特別とん税(地方公共団体に財源を譲与するため外国貿易船の開港への入港に課する)

(ア) 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数1トンまでごとに……………20円

(イ) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 純トン数1トンまでごとに……………60円

備考 非課税

1 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合

2 検疫のみを目的として一時入港する場合

3 避難のため一時出港し、その理由消滅後直ちに同一の開港に入港する場合

4 出港後24時間以内に他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合

5 その他これらに準ずるやむを得ない理由があるとき

(注) 1, 2の理由で入港してきた場合で、これらの理由に直接よらない
貨物の積卸があるときは非課税とはならない。

2 水先料

小名浜水先区水先人会
TEL 0246-53-4809・54-6653

水先法第46条第2項の規定による水先料の額は、下記の表の水先料の額の100分の110に相当する額となります。

水先をする海域区分	水先をする船舶の運航区分	(1) 水先料の額					(3) 日没から日出までの間において水先をする場合	
		(2) 日出から日没までの間において水先をする場合						
		(イ) えい航される船舶以外の船舶	(ロ) えい航さ れる船舶の 場合	(ハ) バージ船 舶の場合				
		総トン数 1,000トン以下 喫水3メートル 未満	総トン数 1,000トン以上 喫水3メートル 以上					
小名浜 水先区	基本額	加算額						
	小名浜港外における運航	水先の距離 1海里ごとに 2,010円	水先の距離 1海里ごとに 75円の料率	(イ) の欄の額の 100分の180 に相当する額	(イ) の欄の額の 100分の150 に相当する額	(2) の欄に掲 げる額の 100分の150		
	小名浜港への入港又はそれからの出港	33,123円	1,190円	上に同じ	上に同じ	上に同じ		
小名浜水先 区 域 外	小名浜港内における転錨	33,123円	1,190円	上に同じ	上に同じ	上に同じ		
	検疫錨地々点 (36° 54' 05"N 140° 53' 50"E) を中心とした2 1/2海里の半径 を有する海域に おける航行	水先の距離2.5海里までの部分については1/2海里ごとに小名浜水先区水先料の小名浜港内における転錨の欄の額の100分の110に相当する額とし、2.5海里を超える部分については同欄の額の100分の150に相当する額						
その他	大型油槽船乗船位置(第1西防波堤南燈台より 171° 2.7海里の地点)から小名浜水先区内への入港	小名浜水先区水先料の小名浜港内における転錨の欄の額の100分の150に相当する額						
	待機料	水先を求める船舶が約定した時刻に30分を超えて遅延したときの、その超えた時間の30分ごとに加算する額は、5,400円						
	取消料	21,600円ただし午後5時から翌日の午前8時までの間の場合は、その額の100分の150に相当する金額						

(備考)

- 1 この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終る時までの間における最大のものとし、排水量をもつて積量を表示する船舶については、その排水トン数の五分の三に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。
- 2 加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \frac{\frac{3.5}{1,000}L^3 - T \times 1.2}{1,000}$$

Kは、加算割増率であって、負の値の場合は0とする。

Lは、船舶の長さ（メートル）の値。

Tは、総トン数（千トン以下の場合は千トン）の値。

- 3 2人の水先人が共同で水先をする場合におけるそれぞれの水先料の額は、規定による水先料の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。
- 4 事務所の所在する港以外の場所において水先をすることを求められた場合は、水先料金に旅費、宿泊料及び水先人の乗下船に要する費用に相当する額を加算する。

3 通船料

小名浜港における取扱なし。

4 網取ボート料

小名浜港網取ボート料金表 及び各種作業料金表

小名浜通船株式会社
〒971-8101
いわき市小名浜字辰巳町37番地
TEL 0246-54-2825
FAX 0246-53-3339

1 網取ボート基本料金

総屯数	金額
3,000 屯未満	11,000 円
10,000 屯未満	12,000 円
20,000 屯未満	13,000 円
30,000 屯未満	14,000 円
40,000 屯未満	15,000 円
50,000 屯未満	16,000 円
50,000 屯以上	17,000 円

2. 曜船、押船

1 時間につき 24,000 円

3. 流木回収作業

1 時間につき 13,000 円

4. オイルエンジン展張、撤収作業

1 船につき 49,000 円

5. バンカー一船、綱取、綱放

丘綱取放作業料金の 100%増

2 付帯条件

① 基地発、基地着の時間で計算し、1時間を超える場合には30分以内ごとに
基本料金の5割増

② 時間外割増

イ 6:00 ~ 8:00	16:00 ~ 21:00	5割増
ロ 21:00 ~ 6:00		12割増

③ 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/30~1/3)、お盆(8/13~8/15) 割増

イ 8:00 ~ 16:00	10割増
ロ 6:00 ~ 8:00	15割増
ハ 21:00 ~ 6:00	22割増

④ 荒天割増

⑤ 待機料、取消料(着岸予定期刻及び離岸予定期刻より待機が発生した場合は、待ち時間1時間に
対し)

適用料金の 6割

⑥ 消費税 適用料金の 10%

(令和元年10月1日より適用)

5-1 網取放料

令和6年4月1日より適用
小名浜海陸運送株式会社
TEL 0246-53-3221

1 網取放料金一覧表

総トン数	網取料	網放料
1,000 屯未満	10,900 円	8,000 円
3,000 屯未満	15,600 円	12,200 円
7,000 屯未満	26,200 円	19,800 円
10,000 屯未満	31,500 円	23,500 円
15,000 屯未満	35,000 円	31,000 円
20,000 屯未満	37,400 円	34,500 円
25,000 屯未満	43,400 円	39,900 円
30,000 屯未満	47,500 円	44,000 円
35,000 屯未満	51,600 円	48,200 円
40,000 屯未満	55,800 円	52,300 円
45,000 屯未満	59,800 円	56,400 円
50,000 屯未満	64,600 円	60,600 円
50,000 屯以上	76,000 円	68,500 円

2 付帯条件

- (1) 基地発・基地着の時間で計算し、1時間を超える場合は30分ごとに基本料金の50%割り増し
- (2) 時間外割増
 - ① 6時～8時 16時～21時 50%割増
 - ② 21時～6時 120%割増
- (3) 土曜日・日曜日・祝祭日割増 100%割増
- (4) 年末年始割増（12月30日～1月3日） 100%割増
- (5) 盆休割増（8月13日～8月15日） 100%割増
- (6) 荒天割増 60%割増
- (7) 待機料（予定時刻より待機した場合 1時間当） 適用料金の60%
- (8) 取消料 適用料金の60%
- (9) 栈橋・ドルフィンバース割増 20%割増
- (10) バンカー船割増 100%割増
- (11) 特殊作業（事故船等） 都度協議
- (12) 消費税 適用料金の10%

5-2 網取放料

令和7年4月1日より適用
三洋海運株式会社小名浜支店
TEL 0246-53-2141

1 網取放料金一覧表

総トン数	網取料	網放料
1,000 屯未満	10,900 円	8,000 円
3,000 屯未満	15,600 円	12,200 円
7,000 屯未満	26,200 円	19,800 円
10,000 屯未満	31,500 円	23,500 円
15,000 屯未満	35,000 円	31,000 円
20,000 屯未満	37,400 円	34,500 円
25,000 屈未満	43,400 円	39,900 円
30,000 屈未満	47,500 円	44,000 円
35,000 屈未満	51,600 円	48,200 円
40,000 屈未満	55,800 円	52,300 円
45,000 屈未満	59,800 円	56,400 円
50,000 屈未満	64,600 円	60,600 円
50,000 屈以上	76,000 円	68,500 円

2 付帯条件

- (1) 基地発・基地着の時間で計算し、1時間を超える場合は30分ごとに基本料金の50%割り増し
- (2) 時間外割増
 - ① 6時～8時 16時～21時 50%割増
 - ② 21時～6時 120%割増
- (3) 土曜日・日曜日・祝祭日割増 100%割増
- (4) 年末年始割増（12月30日～1月3日） 100%割増
- (5) 盆休割増（8月13日～8月15日） 100%割増
- (6) 荒天割増 60%割増
- (7) 待機料（予定時刻より待機した場合 1時間当） 適用料金の60%
- (8) 取消料 適用料金の60%
- (9) 桟橋・ドルフィンバース割増 20%割増
- (10) バンカー船割増 100%割増
- (11) 特殊作業（事故船等） 都度協議
- (12) 消費税 適用料金の10%

6 ひき船料

令和7年10月1日適用

福島汽船株式会社

TEL0246-53-5836

(1) 基本料金（1時間当たり）

本船総トン数別	ひき船馬力別	3,000 馬力級	3,600 馬力級
5,000トン未満		73,000 円	73,000 円
5,000～7,000		87,500	102,900
7,000～10,000		111,800	134,000
10,000～13,000		125,200	150,900
13,000～15,000		138,400	167,200
15,000～17,000		150,500	181,700
17,000～20,000		165,900	203,100
20,000～25,000		199,000	252,600
25,000～30,000		221,100	283,500
30,000～35,000		265,200	399,700
35,000～45,000		275,700	420,000
45,000～65,000		286,200	430,500
65,000トン以上		525,000	525,000

(2) 料金計算方法

- イ 料金計算方法は使用時間により計算する。使用時間とはひき船が基地から作業場所まで往復するに要する時間を含むものとする。
- ロ 最初の1時間を超過した30分又はその端数ごとに基本料金の半額を加算する。ただし、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- ハ ひき船出動後の作業取消しは、総額の20%引とする。
- ニ 本船側の都合による待機時間は作業時間に算入する。
- ホ 基地出動が当日16時45分以降翌日8時30分までの作業を出動前に取り消した場合、ひき船個別最初の作業に対し基本料金1.0時間と割増料金を合わせた額の20%引とする。

(3) 各種割増料金

① 時間外割増料金

イ 時間外割増	05:00～08:30		
	17:15～22:00	}	基本料金の 50%増
	22:00～05:00	"	100%増
ロ 日曜・祝日	05:00～22:00	"	50%増
特定休日	} 割増	22:00～05:00	" 100%増
			特定休日一年末年始（12月31日～1月3日）、振替休日

② 荒天作業割増料金 基本料金の50%増

海上風速13m/s以上の場合

③ 県内原子力発電所専用港特殊割増料金

(1)、(2)、(3)により算出された金額の50%増

④ 港湾建設土木関係特殊作業割増料金

(1)、(2)、(3)により算出された金額の50%増

(4) 海難救助作業

(1)、(2)、(3)により算出された金額の100%増

- (5) 特別料金
小名浜港、相馬港以外の港における前日17:00より翌日06:00までの夜間拘束料 500,000円
- (6) 特殊作業
上記以外の特殊作業の場合は、その都度実施作業の実態に照し、船会社又は代理店と協議の上決定する。

小名浜港届出ひき船施設

主要目表

項目 船名	只見丸	会津丸	開成丸	福島丸	石城丸	安積丸	富士丸	双葉丸
船舶番号	第 143162 号	第 144072 号	第 144450 号	第 144528 号	第 144648 号	第 144721 号	第 144790 号	第 144903 号
信号符字	JD4323	JD4966	JD5201	JD5256	JD5340	JD5396	JD5467	JD5523
船行区域	沿海区域	沿海区域	沿海区域	沿海区域	沿岸区域	沿海区域	沿海区域	沿海区域
船籍港	福島県 相馬市	福島県 いわき市	福島県 いわき市	福島県 相馬市	福島県 相馬市	福島県 相馬市	福島県 相馬市	福島県 相馬市
総トン数	259 トン	259 トン	258 トン	259 トン				
全長	32.50M							
幅(型)	11.40M							
深さ(型)	4.40M							
主機関	ニイガタ 6L28HX×2							
馬力	3,600HP	3,600HP	4,000HP	4,000HP	3,600HP	4,000HP	4,000HP	4,000HP
推進器	ゼットペラ 2基							
速力	13.60K't							
曳航力	52.0 トン							
最大搭載人員	船員 6 名							
	旅客 12 名							
造船所	金川造船(株)							
建造月日	平成 30 年 1 月	令和 3 年 6 月	令和 5 年 1 月	令和 5 年 5 月	令和 6 年 2 月	令和 6 年 7 月	令和 6 年 12 月	令和 7 年 7 月
衛星電話	001-010- 8816-234- 52909	001-010- 8816-414- 46747	001-010- 8816-234- 63373	001-010- 8816-234- 63374	001-010- 8816-234- 45747	001-010- 8816-234- 51883	001-010- 8816-234- 45618	001-010- 8816-234- 63375

7 港湾運送事業関係料金

(1) 港湾荷役料金

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

平成7年6月16日認可
平成7年6月24日実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船 ←→ 上屋内・野積場内	接岸本船 ←→ 上屋前・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	コ ン テ ナ	実 入	902	801	
		空	767	681	
ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車 ・ 完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			1,348	1,230	
パ レ タ イ ズ 貨 物 ・ バ ン パ ッ ク ・ バ ッ グ コ ン テ ナ ・ プ レ ス リ ン グ			1,646	1,502	
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの	2,492	2,254	
		麻袋入りのもの	2,088	1,920	
	ベ ー ル 物	葉タバコ	1,815	1,626	
		その他のベール物	2,477	2,231	
モ ー タ ー サ イ ク ル			1,997	1,833	
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)			2,601	2,385	
機械類(1個当たり5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)			1,892	1,714	
青 果 類			1,948	1,758	
有 姿 貨 物	タ イ ャ		1,770	1,628	
	卷 取 紙 (内 地 产)		1,441	1,283	
	木 材	岸 壁 場 の も の	原 木	米 国 材 南 洋 材	
				1,323	
			北 洋 材	1,757	
	製 材			1,406	
非 鉄 金 属 類 (半 製 品 ・ 銑 鉄 ・ 地 金)			2,113	1,891	
撒 貨 物	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	2,022	1,838	
		鋼管(口径12インチ以上のもの) ・ コ イ ル	1,719	1,563	
	石 材		2,043	1,890	
特 殊 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉱 磺 石 (粉)		1,350	1,207	
	鉱 磺 石 (塊) ・ 特 殊 鉱 磺 石		1,932	1,750	
	砂 糖		1,853	1,710	
	冷凍 品		—	3,725	
	冷 藏 品		—	2,756	

2 割増料金

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3 割引料金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	40,590	63,280	85,990	108,700	128,180
半夜 (16時30分から21時30分まで)	63,140	98,440	133,760	169,090	199,390

(2) 最低料金

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
半夜 (16時30分から21時30分まで)	322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890

5 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

6 消費税の加算

料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率による額を加算

II 料金の適用方

1 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合、又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拵付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁場に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5 割引料金

割引料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割ります。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割ります。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

6 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待 機 料 金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときには適用しません。

(2) 最 低 料 金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときには適用しません。

(イ) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 消費税の加算については

- (イ) 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。
- (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9 そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2) 港湾荷役料金(船内荷役料金)

平成7年6月16日認可
平成7年6月24日実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	421		
		空	358		
ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		798			
パレタイズ貨物・バンパック ・バッゲコンテナ・プレスリング		973			
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの	1,373		
		麻袋入りのもの	1,313		
	ベール物	葉タバコ	916		
		その他のベール物	1,313		
モーターサイクル			1,235		
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)			1,602		
機械類(1個当たり5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)			1,052		
青果類			1,055		
有 姿 貨 物	タイヤ			1,120	
	巻取紙(内地産)			682	
	木 材	水落しのもの	原 木	459	
		岸壁場のもの	原木	米国材	655
			北洋材	1,130	
		製材		732	
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,054	
	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,163	
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		989	
石 材			1,341		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉱礦石(粉)			671	
	鉱礦石(塊)・特殊鉱礦石			1,074	
	砂 糖			1,201	
特 殊 貨 物	冷凍品			2,695	
	冷藏品			1,675	

2 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3 割 引 料 金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4 諸 料 金

(1) 待 機 料 金

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼 夜 区 分	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	24,430	37,450	50,480	63,500	73,280
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	38,000	58,260	78,520	98,780	113,990

(2) 最 低 料 金

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼 夜 区 分	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	193,810	297,100	400,470	503,770	581,350
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	193,810	297,100	400,470	503,770	581,350

5 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各 貨 物 (一 律) 1ト ン に つ き 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各 貨 物 (一 律) 1ト ン に つ き 3円50銭

6 消 費 税 の 加 算

料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率による額を加算

II 料金の適用方

1 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- (2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 半夜荷役割増
16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。
- (2) 日曜日・祝祭日荷役割増
日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。
- (3) 雨天・雪天荷役割増
委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5 割引料金

割引料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 大口数量割引
委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が
 - ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
 - ② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
 - ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割ります。
- (2) 長期大量割引
同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割ります。
 - ① 3ヶ月以上の長期契約があること
 - ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
 - ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

6 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 待機料金
本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。
ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。
- (2) 最低料金
本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときにつきは、

(イ) 荷役手配の取消の場合

- Ⓐ 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します
- Ⓑ 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

- (3) 消費税の加算については

- (イ) 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。
- (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9 その他の事項

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(3) 港湾荷役料金(沿岸荷役料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

平成7年6月16日認可
平成7年6月24日実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内又は上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額				
			接岸本船 ←→ 上屋内・野積場内	接岸本船 ←→ 上屋前・野積場前			
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	528	422			
		空	449	359			
ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			621	497			
	パレタライズ貨物・バンパック ・バッゲコンテナ・プレスリング		760	608			
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの	1,250	1,000			
		麻袋入りのもの	885	708			
	ペール物	葉タバコ	995	796			
		その他のペール物	1,294	1,035			
モーターサイクル			867	694			
雜 貨 類	雜貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)		1,136	909			
	機械類(1個当たり5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		940	752			
	青 果 類		995	796			
有 姿 貨 物	タ イ ャ		743	594			
	卷 取 紙 (内 地 产)		835	668			
	木 材	岸 壁 も の	原 木	米 南 国 材			
				南 洋 材			
		北 洋 材		719	575		
	製 材			748	598		
	非 鉄 金 属 類 (半 製 品 ・ 銑 鉄 ・ 地 金)			1,170	936		
撒 貨 物	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		965	772		
		鋼 管 (口 径 12 イ ン チ 以 上 の も の) コ イ ル		820	656		
	石 材			810	648		
特 殊 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉱 磺 石 (粉)			750	600		
	鉱 磺 石 (塊) ・ 特 殊 鉱 磺 石			960	768		
	砂 糖			749	599		
特 殊 貨 物	冷凍 品			—	1,226		
	冷 藏 品			—	1,226		

2 割増料金

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3 割引料金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

- 同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引
- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
 - ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
 - ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	16,160	25,830	35,510	45,200	54,900	64,590
半夜 (16時30分から21時30分まで)	25,140	40,180	55,240	70,310	85,400	100,470

(2) 最低料金

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410
半夜 (16時30分から21時30分まで)	128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

(1トンにつき 単位円)

袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1,904
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,748
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,605

(4) 看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1日1トンにつき 単位円)

区分 貨物分類	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	10	8
織 繊 原 料 類	45	34
青 果	45	34
窯 製 品	53	45
そ の 他 の 貨 物	78	64

(注) 1 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2 コンテナについては、野積場置きの料金とします。

3 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5 分 担 金 等

区分	金額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各 貨 物 (一 律) 1 ト ン に つ き 4 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各 貨 物 (一 律) 1 ト ン に つ き 3 円 50 銭

6 消 費 税 の 加 算

料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率による額を加算

II 料金の適用方

1 適 用 範 囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側・はしけ内↔上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側↔上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内↔上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側・はしけ内↔上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側↔上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5 割引料金

割引料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割ります。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

6 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 夜間荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、夜間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(イ) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(4) 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

(イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(ロ) 本料金表に記載の内貨物については、類似した保管内容（坪当たりの収容トン数）の料金を適用します。

(ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 消費税の加算については

(イ) 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9 その 他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求に寄り、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(4) 港湾荷役料金

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

平成7年6月16日認可
平成7年6月24日実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	接岸本船 ←→ 上屋内・野積場内		接岸本船 ←→ 上屋前・野積場前		
	実 入		686	601	
コンテナ		空	584	511	
ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			1,230	1,136	
パレタイズ貨物・バンパック ・バッグコンテナ・プレスリング			1,502	1,386	
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの		2,254	
		麻袋入りのもの		1,920	
	ベール物	葉タバコ		1,626	
		その他のベール物		2,231	
モーターサイクル			1,833	1,701	
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)			2,385	2,213	
機械類(1個当たり5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)			1,714	1,570	
青 果 類			1,758	1,607	
有 姿 貨 物	タ イ ャ		1,628	1,156	
	巻取紙(内地産)		1,086	966	
	木 材	岸壁場の も	原木 米南洋材	1,183	
				1,071	
	製材		1,620	1,511	
非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,264	1,150	
貨 物	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,891	
		鋼管(口径12インチ以上のもの) ・コイル		1,472	
	石 材		1,329	1,252	
小麦・肥料原料・鉱礦石(粉)			1,890	1,766	
撒 貨 物	鉱礦石(塊)・特殊鉱礦石		1,207	1,093	
	砂 糖		1,750	1,605	
特 殊 貨 物	冷凍品		1,710	1,596	
	冷藏品		—	3,492	
			—	2,523	

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額				
			接岸本船 ←→ 上屋内・野積場内	接岸本船 ←→ 上屋前・野積場前			
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	686	550			
		空	584	467			
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		807	646			
	パレタイズ貨物・バンパック ・バッゲコンテナ・プレスリング		988	790			
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの	1,625	1,300			
		麻袋入りのもの	1,151	920			
	ペール物	葉タバコ	1,294	1,035			
		その他のペール物	1,682	1,346			
	モーターサイクル		1,127	904			
	雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)		1,477	1,182			
	機械類(1個当たり5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,222	976			
	青 果 類		1,294	1,035			
	タ イ ャ		966	774			
有 姿 貨 物	卷 取 紙 (内 地 産)		1,086	870			
	木 材	岸 壁 場 の も	厚 木	米 国 材 南 洋 材			
				959	767		
				北 洋 材	935	748	
	製 材			972	777		
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)				1,521	1,216	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,255	1,004		
		鋼管(口径12インチ以上のもの) ・ コ イ ル		1,066	854		
	石 材			1,053	842		
撒 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉱 磺 石 (粉)			975	780		
	鉱 磺 石 (塊) ・ 特 殊 鉱 磺 石			1,248	1,000		
	砂 糖			974	779		
特 殊 貨 物	冷凍 品			—	1,594		
	冷蔵 品			—	1,594		

2 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨 天 ・ 雪 天 荷 役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

5 消費税の加算

料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率による消費税を加算

II 料金の適用方

1 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役。

(2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内→上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「本船内→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 「本船内→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割ります。

6 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

7 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の系数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

- (3) 消費税の加算については

(イ) 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じた時は1円単位に四捨五入します。

8 その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

貨物別系數表

系数	貨物名
1. 1	尿素
1. 2	ライ麦、ミートボーンミーン、コットンシードミール、フードスクーリング、マトン（骨をとったもののカートン入）メイズ、マイロ、大豆、大麦
1. 3	ドングリ、ミレットシード、レープシード、スラックスシード、マスタードシード、メイズミール、タピオカ、（タイ国産紙袋）各種飼料用ペレット、カプロラクタム、ビートパルプペレット（米国産）、米（叭入）
1. 4	澱粉（中国産綿袋）、カスター・シードミール、生ゴム
1. 5	フェザーミール、サナギミール、グランドナットミール、コブラミール、大豆粕、フィートオート、ニガーシード、セザミシード、サフラワーシード、魚粉（国内産紙袋）骨粉、血粉、ポーランドペレット、米（韓国米叭入）
1. 6	レープシードミール、アルmondセールミール、冷凍めかじき、びんちょう、さめ（フィールット）
1. 7	モルト、冷凍きはだ、さめ、（ドレス）
1. 8	カサバミール、コプラ、ライスプラン、サフラワーミール、ふすま
2. 0	カポックシード、コットンシード、ビートパルプペレット、（欧洲産）
2. 2	サンフラワーシード
2. 4	ビートパルプ（中国産）、メイズコブミール
2. 6	カサバルーツチップ
2. 8	ミックスアニマルフープ、キャッスルフープ、ホップ
3. 0	マトン（首なし麻袋入り）
3. 3	メイズコブミール
備考	
(1)	上記貨物については、重量をもって計算し、それぞれの系数を重量トンに乗じた数を計算トン数とします。
(2)	上記の記載のない貨物については、類似貨物の系数を適用します。

(5) - 1 機械荷役料金（在来埠頭）

平成4年5月12日 認可
平成4年5月13日 実施
小名浜海陸運送株式会社
TEL 0246-53-3221

I 料金の種類及び額

1 基本料金（1トンにつき 単位円）

荷姿	品目	例示品目	料金
撒	石炭・ コークス類	有・無煙炭（内国産）	451
		有・無煙炭（外国産）	472
		オイルコークス	572
	飼料類	飼料	534
		鉱 磁 石	474
	肥料類	特殊鉱磁石（亜鉛鉱・銅精鉱）	607
		燐鉱石 加里	605
	塩類	塩	522

2 割増料金

種別	内容	割増率
作業割増	半夜割増 07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
	日祝祭日割増 日祝・祭日における荷役	基本料金の6割増

3 諸料金

(1) 待機料金（1口1時間につき 単位円）

類港別 昼夜区分	小名浜港
昼 間	60,327
半 夜	93,825

(注) 昼間とは、8時30分から16時30分までの間をいいます。

半夜とは、07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間をいいます。

4 港湾福利分担金

1トンにつき2円80銭とします。

5 労働安定基金

1トンにつき2円45銭とします。

6 消費税の加算

料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率による消費税を加算

II 料金の適用方

1 適用範囲

本料金は、小名浜港の小名浜海陸運送株式会社における機械による特殊荷役に限り適用します。

2 作業範囲

機械荷役料金の作業は、旋回及び引込操作で作業可能な範囲として次の通りとします。

(イ) 揚荷は、本船内より機内ホッパー又は船側岸壁に船揚する作業。

(ロ) 積荷は、船側岸壁より本船内に船積する作業。

3 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日祝祭日荷役割増を適用します。

4 消費税

消費税導入に伴う料金の加算、免税となる取引には適用しません。

5 諸料金

料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機等料金

(ア) 本料金は、待機が生じた場合、荷役手配の取消があった場合、又は半端作業等が生じた場合に適用します。

ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるとき限りです。

(イ) 待機が生じた場合における本料金は、昼間荷役にあっては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。

(ハ) 荷役手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後2時間以上を経過してからの取消について、昼間の料金の7時間分とします。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。

6 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 重量は1,000キログラムをもって1トンとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 消費税の加算については、料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。又、上記により計算された金額に1円未満の端数が生じた時は1円単位に四捨五入します。

7 実費

委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合、フォアマンを増員した場合、附属ベルトコンベアを使用した場合等の費用については、実費を申し受けます。

8 その他の

本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(5) - 2 機械荷役料金（在来埠頭）

平成4年5月12日 認可
 平成4年5月13日 実施
 三洋海運株式会社小名浜支店
 TEL 0246-53-2141

I 料金の種類及び額

1 基本料金（1トンにつき 単位円）

荷姿	品目	例示品目	料金
撒	石炭・ コークス類	有・無煙炭（内国産）	451
		有・無煙炭（外国産）	472
		オイルコークス	572
	鉱 砂 石 類	鉱砂石（粉）	474
		鉱砂石（塊）及び特殊鉱砂石	607
	肥 料 類	燐鉱石 加里	605

2 割増料金

種別		内 容	割増率
作業割増	半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
	日祝祭日荷役	日祝・祭日における荷役	基本料金の6割増

3 諸料金

(1) 待機料金（1口1時間につき 単位円）

類港別 昼夜区分	小名浜港
昼 間	60,327
半 夜	93,825

(注) 昼間とは、8時30分から16時30分までの間をいいます。
 半夜とは、16時30分から21時30分までの間をいいます。

4 港湾福利厚生分担金

各貨物1トンにつき2円80銭とします。

5 労働安定基金

各貨物1トンにつき2円45銭とします。

6 消費税の加算

料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率による消費税を加算

II 料金の適用方

1 適用範囲

本料金は、小名浜港の三洋海運株式会社における機械による特殊荷役に限り適用します。

2 作業範囲

機械荷役料金の作業は、旋回及び引込操作で作業可能な範囲として次の通りとします。

- (イ) 揚荷は、本船内より機内ホッパーまたは船側岸壁に船揚する作業。
- (ロ) 積荷は、船側岸壁より本船内に船積する作業。

3 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日祝祭日荷役割増を適用します。

4 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機等料金

(イ) 本料金は、待機が生じた場合、荷役手配の取消があった場合、又は半端作業等が生じた場合に適用します。
ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(ロ) 待機が生じた場合における本料金は、昼間荷役にあっては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。

(ハ) 荷役手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後2時間以上を経過してからの取消について、昼間の料金の7時間分とします。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。

5 消費税の導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

6 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

(2) 計算トン数は、重量、体積いずれか大なる方によります。

(3) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(4) 消費税の加算については

① 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。

② 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じた時は1円単位に四捨五入します。

7 実費

委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合、フォアマンを増員した場合、附属ベルトコンベアを使用した場合等の費用については、実費を申し受けます。

8 その他の

本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(6) - 1 機械荷役料金（7号ふ頭物資別専門埠頭）

平成4年3月27日 認可
平成4年3月28日 実施
小名浜海陸運送株式会社
TEL 0246-53-3221

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1トンにつき 単位円)

荷姿	品目	作業形態				料金
		荷役	作業	詳	細	
撒	石炭	単独荷役				521

2 割増料金

種別		内容	割増率
作業割増	半夜割増	07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間ににおける荷役	基本料金の6割増
	深夜割増	21時30分から翌日の07時00分までの間ににおける荷役	基本料金の10割増
	日祝祭日割増	日祝・祭日における荷役	基本料金の6割増

3 諸料金

(1) 待機料金 (1口1時間につき 単位円)

類港別 昼夜区分	小名浜港
昼 間	81,346
半 夜	126,545
深 夜	163,130

(注) 昼間とは、8時30分から16時30分までの間をいいます。

半夜とは、07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間をいいます。

深夜とは、21時30分から翌日の07時00分までの間をいいます。

4 港湾福利分担金

1トン当たり 2円80銭

5 労働安定基金

1トン当たり 2円45銭

6 消費税の加算

料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率による消費税を加算

II 料金の適用方

1 適用範囲

本料金は、小名浜港7号物資別専門埠頭の小名浜海陸運送株式会社における機械による石炭の特殊荷役に限り適用します。

2 作業範囲

機械荷役料金の作業は、旋回及び引込操作で作業可能な範囲として次の通りとします。

- (イ) 接岸本船船内から船揚し、ベルトコンベヤー等による移送作業及びスタッカーにて野積する作業。 (一貫作業)
- (ロ) 接岸本船船内から船揚し、機内ホッパーからトラック直積作業。 (単独作業)

3 割 増 料 金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 深夜荷役割増

21時30分から翌日の07時00分までの間における荷役について、所定の深夜荷役割増を適用します。

(3) 日祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日祝祭日荷役割増を適用します。

4 消 費 稅

消費税導入に伴う料金の加算、免税となる取引には適用しません。

5 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機等料金

(イ) 本料金は、待機が生じた場合、荷役手配の取消があった場合、又は半端作業等が生じた場合に適用します。ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるとき限りです。

(ロ) 待機が生じた場合における本料金は、昼間荷役にあっては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間、深夜荷役にあっては21時30分から翌日の07時00分までの間の待機について適用します。

(ハ) 荷役手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後2時間以上を経過してからの取消について、昼間の料金の7時間分とします。
② 半夜及び深夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消について、半夜及び深夜料金の4.5時間分とします。

6 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 重量は1,000キログラムをもって1トンとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 消費税の加算については、料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。又、上記により計算された金額に1円未満の端数が生じた時は1円単位に四捨五入します。

7 実 費

委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合、フォアマンを増員した場合、附属ベルトコンベアを使用した場合等の費用については、実費を申し受けます。

8 そ の 他

本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲において当事者間の取極め又は慣習によります。

(6) - 2 機械荷役料金（7号ふ頭物資別専門埠頭）

平成4年3月27日 認可
 平成4年3月28日 実施
 三洋海運株式会社小名浜支店
 TEL 0246-53-2141

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1トンにつき 単位円)

荷姿	品目	例示品目	料金
撒	石炭	有・無煙炭(外国産・粉)	521

2 割増料金

種別		内容	割増率
作業割増	半夜荷役	07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
	深夜荷役	21時30分から翌日の07時00分までの間における荷役	基本料金の10割増
	日祝祭日荷役	日祝・祭日における荷役	基本料金の6割増

3 諸料金

(1) 待機料金(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	類港別	小名浜港
昼 間		81,346
半 夜		126,545
深 夜		163,130

(注) 昼間とは、8時30分から16時30分までの間をいいます。

半夜とは、07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間をいいます。

深夜とは、21時30分から翌日の07時00分までの間をいいます。

4 港湾福利分担金

1トン当たり 2円80銭

5 労働安定基金

1トン当たり 2円45銭

6 消費税の加算

料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率による消費税を加算

II 料金の適用方

1 適用範囲

本料金は、小名浜港7号物資別専門埠頭の三洋海運株式会社における機械による石炭の特殊荷役に限り適用します。

2 作業範囲

機械荷役料金の作業は、旋回及び引込操作で作業可能な範囲として次の通りとします。

- (イ) 揚荷は、本船内より機内ホッパー又は船側岸壁に船揚する作業。
- (ロ) 積荷は、船側岸壁より本船内に船積する作業。

3 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 深夜荷役割増

21時30分から翌日の07時00分までの間における荷役について、所定の深夜荷役割増を適用します。

(3) 日祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日祝祭日荷役割増を適用します。

4 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機等料金

(イ) 本料金は、待機が生じた場合、荷役手配の取消があった場合、又は半端作業等が生じた場合に適用します。ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときには適用しません。

(ロ) 待機が生じた場合における本料金は、昼間荷役にあっては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、07時00分から08時30分までの間、16時30分から21時30分までの間、深夜荷役にあっては21時30分から翌日の07時00分までの間の待機について適用します。

(ハ) 荷役手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後2時間以上を経過してからの取消について、昼間の料金の7時間分とします。

② 半夜及び深夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。

5 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

6 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

(2) 計算トン数は、重量、体積いずれか大なる方によります。

(3) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(4) 消費税の加算については

Ⓐ 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。

Ⓑ 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じた時は1円単位に四捨五入します。

7 実費

委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合、フォアマンを増員した場合等の費用については、実費を申し受けます。

8 その他の

本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲において当事者間の取極め又は慣習によります。

(7) 檢数料金

一般社団法人日本貨物検数協会 TEL 0246-56-0271
 一般社団法人全日検 TEL 0246-56-0339

I 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目		一 類 港	二 類 港	その他の港湾
コ ン テ ナ	実 入	95.80	92.50	88.30
	空	91.30	88.20	84.20
ユ ニ タ ラ イ ズ 貨 物		135.70	115.30	101.90
ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車				
袋 物 • ベ ー ル 物		180.70	153.70	135.70
冷凍品 • 冷 藏 品		375.60	293.10	266.80
木 材	水落しのもの	100.60	97.10	92.70
	その他材	164.70	140.00	123.70
	岸 壁 揚 の も の			
鋼 管 (口 径 1 2 イ ンチ 以 上)		135.70	115.30	101.90
鉄 鋼 コ イ ル				
一 般 鋼 材		228.10	178.00	162.20
(工 場 専 用 岸 壁 扱 い の も の)				
専 用 船	コンテナ	実 入	62.70	56.10
	空	59.80	53.50	48.00
	ノックダウン自動車	95.50	86.50	78.60
	パ ル プ	124.00	112.80	101.30
一 般 雜 貨		267.50	208.60	190.10

(注) 1. 一類港、二類港及びその他の港湾は別紙のとおりです。

2. 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。
3. コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類(1個あたり5トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個 当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

(1) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	(注)の港湾において12月1日から翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

(注) 冬期作業割増が適用される港湾は次のとおりとします。

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、両津港、直江津港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、宮津港及び境港とします。

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること。
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。
- ③ 1回当たりの取扱量が3,000トンを超えること。

4 待機料金

待機料金は次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	一類港	二類港	その他の港湾
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	4,557	3,555	3,235
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候、或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

昼 夜 区 分	一類港	二類港	その他の港湾
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	36,150	28,200	25,660
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	36,150	28,200	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消しの場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1トンにつき 単位円)

	一類港	二類港	その他の港湾
書類作成料	42.50	33.30	30.20

7 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 40銭
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 35銭

8 消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

10 その他

- (1) 特殊貨物(塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時作業及び特殊作業(海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕証を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検査を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業、パレタイ兹立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類(ファイナルストウェージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰證明書、輸入ポートノート等)を作成した場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

別 紙

一類港とは、

鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎・西宮・芦屋港、神戸港、関門港及び博多港をいいます。

二類港とは、

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、小名浜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、直江津港、日立港、田子の浦港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、和歌山下津港、阪南港、東播磨港、姫路港、坂出港、新居浜港、吳港、広島港、境港、徳山下松港、宇部港、小野田港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、臼浦港、相浦港、佐世保港、長崎港、大分港、鹿児島港、運天港及び那覇港をいいます。

その他港湾とは、上記一類港及び二類港以外の港湾をいいます。

検数に係る付帯作業等の料金について

1 料金表II-10-(4)に係る作業および書類作成の料金

(1) 委託者の要求による特別作業

(イ) パレタイズ立会料金	1トンにつき 428 円
(ロ) ブロックストウェージ作業	エキストラ料金

(2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

(イ) 輸出免状整理料金	免状1件につき 390 円
(ロ) 輸入ポートノート作成料金	1通につき 740 円
(ハ) C L P作成料金	1件につき 2,600 円
(ニ) CERTIFICATE(証明書)作成料金	1件につき(2通正・副) 2,600 円
	1通増すごとに 650 円
(ホ) ファイナルストウェージプランおよびブロックストウェージプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。	
(ヘ) 撒貨物(穀飼類を除く)等の本船書類整理料金	1トンにつき 90 円

2 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

(1トンにつき 単位円)

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
汚損品乙類 危険品丙類	325.80	252.80	231.70
汚損品甲類 危険品乙類	375.60	294.10	268.30
危険品甲類 非鉄金属	498.80	389.50	355.20

(注) 汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獸皮
	汚損品乙類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品

危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・塩化アンモニア・セルロイドおよび同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物(引火点摄氏27度以下のもの)・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脑および同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴット および電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3 割増料金

- (1) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金(待機料金・最低料金・エキストラ料金1)に対して、それぞれの料金の10割増とします。
- (2) 深夜作業(21時30分から翌日05時まで)は、基本料金の13割増とします。
翌日05時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の13割増とします。

(3) 深夜待機料金

(1口1時間につき)

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜(21時30分から翌日05時まで)	10,481円	8,177円	7,441円

(4) 深夜最低料金

(1口につき)

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深 夜 (21 時 30 分から翌日 05 時まで)	77,200 円	60,200 円	54,900 円

上記1-(1)、1-(2)-(ア)、および2の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

- (1) 3か月以上の長期契約があること。
- (2) 「1か月間に2回以上の反復継続の引受があること」とは同一港での作業引受を基準とします。
- (3) 「1回当たりの取扱量が、3,000トンを超えること」とは1港1船の1作業(場所)を単位とします。
- (4) 「同一貨物」とは、料金表の類似品目表区分とします。
- (5) 料金表による協議料金および諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1 1人1シフトあたり

昼間 (08時30分～16時30分)	46,400円
半夜 (16時30分～21時30分)	39,000円
深夜 (21時30分～05時00分)	98,500円

(注) 上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2 1人1ヶ月当たり

時間外を含まない場合	809,000円
時間外1時間につき	3,990円
時間外25時間以内を含む場合	891,000円

上記料金の適用期間は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとします。

*消費税の加算

- (イ) 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。
- (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

類似品目表

品 目		類似品目
コンテナ	実 入	20型、40型コンテナ実入 (在来船扱いのもの)
	空	20型、40型コンテナ空 (在来船扱いのもの)

品目	類似品目				
ユニタイズ貨物	パレタイズ・プレスリング貨物（1ユニット内の個数無関係のもの）車両・舟艇（単体20トン以上のもの）・機械（1個当たり5トン以上のもの）				
ノックダウン自動車	ノックダウン自動車（1港1船積 1,000トン以上）				
袋物・ベール物	肥料・セメント 砂糖（麻袋）・塩（すべての包装品）・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆 綿花・羊毛・麻				
冷凍品・冷蔵品	冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品（温度に関係なく適用します）				
木材	水落としのもの	南洋材			
		米材・その他			
	岸壁揚のもの	南洋材・米材・北洋材・その他木材（製材の撒を除く）			
鋼管（口径12”以上）	鋼管（口径12”以上のもの）				
鉄鋼コイル	鉄鋼コイル				
一般鋼材	工場専用岸壁扱いのもの				
専用船 揚積貨物	コンテナ	実入	20型、40型コンテナ実入（コンテナ専用船扱いのもの）		
		空	20型、40型コンテナ空（コンテナ専用船扱いのもの）		
	ノックダウン自動車専用船扱いのもの				
	パルプ専用船扱いのもの				
一般雑貨	雜貨類	雜貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・石綿・乾燥獸皮・合板・合成樹脂（含原料）・ピッヂ・化学品・竹材・食料品（含嗜好品）・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油量種実			
	機械器具類	機械（1個当たり5トン未満のもの）・器具・部品・金物製品・單車・自転車・CKD（1港1船積1,000トン未満）			
	窯製品類	陶磁器・タイル・耐火レンガ・ガラス類			
	油類	鉱・魚・動・植物油・油脂			
	鉱礦石類	鉱礦石（袋物）・石材			
	ソーダー類	石灰・ソーダー・アルミナ			
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料			
	屑鉄類	屑鉄（撒を除く）			
	青果類	野菜・果物（冷凍品・冷蔵品を除く）			
	一般鋼材	一般港揚・積の鋼材（口径12”未満の鋼管を含む）			
	車両・舟艇	車両・舟艇（単体20トン未満のもの）			
	製材	製材（撒）（はしけ・岸壁取り）			

品 目	類似品 目
コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋 物 ・ ベール 物 多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雜 貨 類 (A) (C)以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨 電気製品類・繊維製品・パイプ（口径4～8インチのもの）・青果類・オートペーツ・缶詰・機械類（1個当たり5トン未満のもの）・その他
	(C) ユニタイプズ貨物類 单一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイプズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類（1個当たり5トン以上のもの）・その他

係 数 適 用 表

(A) ALFALFA HAY CUBE アルファルファ ハイ キューブ	2.0	COCOON かいこ (まゆ)	2.3
ALFALFA MEAL (P BAG) アルファルファ ミール (紙袋)	1.9	COCOON MEAL まゆくず	1.5
ALMOND SHELL MEAL アーモンド殻粕	1.6	COPRA コブラ (椰子)	2.0
ALMOND アーモンド	1.5	COPRA MEAL コブラ粕	1.5
ANIMAL HOOF & HORN 獣蹄、角	1.3	CRUSHED BONE 碎骨	1.4
(B) BAMBOO BEAN バンブー ビーン	1.2	COTTON SEED MEAL 綿実の粕	1.3
BARLEY 大麦	1.2	COTTON SEED MEAL PELLET 綿実の粕(粒状)	1.2
BEET PULP PELLET (IRAN) ビート パルプ ペレット (イラン産)	1.8	COTTON SEED 綿実	2.0
BEET PULP PELLET (U.S.A) ビート パルプ ペレット (米国産)	1.3	(D) DRUM (STEEL) ドラム (鉄製)	11.0
BEET PULP (JUTE BAG) ビート パルプ (麻袋)	3.0	DRUM (FIBER) ドラム (ファイバー)	7.7
BEET PULP (BALE) ビート パルプ (ベール)	2.5	(E) FEATHER MEAL フェザー ミール	1.5
BLACK MATPE ブラック マッペ	1.2	FEED PELLET 飼料 (粒状)	1.8
BLOOD MEAL 血粉	1.5	FEED SCREENING 飼料粕	1.2
BLUE PEA エンドウ豆	1.2	FEED OATS カラス麦	1.8
BONE MEAL 骨粉	1.5	FISH MEAL (HOMEMADE) 魚粉 (国産)	1.4
BONE MEAL PELLET 粒状骨粉	1.1	FISH MEAL (IMPORT) 魚粉 (輸入)	1.8
BRAN ふすま	1.8	FLAX SEED 亜麻種子	1.5
BUCKWHEAT そば	1.5	FLOWER SEED 花種子	1.5
BUTTER BEAN バター ビーン	1.4	(G) GREEN PEAS グリーン ピース	1.2
(C) CANARY SEED カナリーシード	1.3	GROUNDNUT MEAL 落花生粕	1.5
CASEIN カゼイン	1.5	GROUNDNUT 落花生	1.6
CASTOR SEED MEAL ひま粕	1.4	(H) HEMP SEED 大麻種子	1.7
CASTOR SEED ひま種子	1.4	HOOF HORN MEAL 獣蹄角等のくず	1.4
CASSAVA MEAL カサバ粕	1.8	HOP ホップ (球果状)	2.8
CASSAVA ROOT CHIP カサバ根くず	2.6	(I) INDIAN KAPOK SEED MEAL インド産カポックシード粕	1.6
CATTLE HOOF 牛のひづめ	2.8	(J) JUTE YARN 黄麻センイ	3.0
CHARCOAL 木炭・炭	2.0	(K) KAPOK SEED カポックの種子	2.0
CHEST NUT 栗	1.7	KAPOK SEED MEAL カポックの種実粕	1.2
CHINESE CASSAVA STARCH 中国産カサバ澱粉	1.5	(L) LACTOSE ラクトーゼ (乳糖)	1.5
COCOA BEAN ココア豆	1.6	(M) MALT 麦芽 (ビール麦)	1.7
COFFEE BEAN コーヒー豆	1.6	MASTARD SEED からし種子	1.3

係 数 適 用 表

(M) MAIZE	1.2	(S) SOYA BEAN	1.2
とうもろこし		大豆	
MAIZE COB MEAL (CHINA)	3.3	SOYA BEAN MEAL	1.5
とうもろこし固形状粕(中国産)		大豆粕	
MAIZE MEAL	1.3	SUNFLOWER SEED	2.0
とうもろこし粕		ひまわり種子	
MEAT MEAL	1.4	(T) TAPIOKA (THAILAND)	2.2
肉粕		タピオカ(タイ国産)	
MEAT BORN MEAL	1.2	TAPIOKA FLOUR	1.3
肉粉粕		タピオカ粉	
MILK (P BAG)	1.5-1.9	TAPIOKA	1.3
ミルク(紙袋)		タピオカ	
MILK POWDER	1.5	TEA	4.0
粉ミルク		茶	
MILLET	1.2	(W) WHEY POWDER	1.8
もろこし類		凝乳粉	
MILLET SEED	1.3		
きび種			
MILLO	1.2		
マイロ(もろこしの一種)			
MIXED ANIMAL HOOF	2.8		
獣類のひづめ			
(N) NIGER SEED	1.5		
植物の種子			
(O) OATS	1.8		
えん麦			
OATS HUSK	3.0		
えん麦の皮			
(P) PALM KERNEL MEAL	1.6		
油やしの粕			
PELLET	1.3		
粒			
POLLARD	1.8		
ポラード			
(R) RAPE SEED	1.3		
ナタネ種子			
RAPE SEED MEAL	1.7		
ナタネ種子粕			
RED BEAN	1.2		
小豆			
RICE BRAN	1.8		
米ぬか			
RICE	1.3		
米			
RICE BRAN MEAL	1.5		
米ぬか粕			
RYE	1.2		
ライ麦			
(S) SAFFLOWER SEED MEAL	1.8		
紅花種子粕			
SAFFLOWER MEAL	1.8		
紅花粕			
SAFFLOWER SEED	1.5		
紅花種子			
SESAME SEED	1.5		
ゴマ			
SEAWEED	1.5		
海草			
SHELLED ACORN	1.3		
殼付きどんぐり			
SILK WORM	1.4		
まゆ			

(8) - 1 鑑定料金

一般社団法人日本海事検定協会
TEL 03-3552-1241

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目		基 準	金額
1. 倉口検査		3 倉まで 4 倉目から 1 倉につき	21,330 円 5,980 円
2 積付検査	(1) 普通貨物	積込トン数 1,000 トンまで 1,000 トンを超える場合は、超えるトン数について 100 トンまでを増すごとに	22,660 円 1,580 円
	(2) 特殊貨物	積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	22,660 円 364 円
	(3) 危険物	積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	34,010 円 545 円
3. 喫水検査		<p>ア 基本料金 検査貨物トン数 10,000 トンまで 1 トンにつき 10,000 トンを超え 20,000 トンまで 1 トンにつき 20,000 トンを超え 30,000 トンまで 1 トンにつき 30,000 トンを超え 40,000 トンまで 1 トンにつき 40,000 トンを超え 50,000 トンまで 1 トンにつき 50,000 トンを超え 100,000 トンまで 1 トンにつき 100,000 トンを超えるもの 1 トンにつき ただし、(1)上記料金は積算方式により算定する。 (2) 中間検査を行った場合は、1 回につき</p>	10.89 円 9.15 円 6.12 円 3.41 円 1.74 円 0.19 円 0.00 円 24,000 円
4. はしけ、機帆船等(デッドウェイ・スケールを有しないものに限る。)の積荷重量検定		1 隻につき検定トン数 100 トンまで 100 トンを超える場合は、超えるトン数 10 トンまでを増すごとに	16,540 円 725 円
5 本船・油槽はしけの液量検定及び検査	(1) 液量検定	<p>イ 本船油槽 鉛油(1 槽 1 測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1 槽 1 測度につき) 危険物(1 槽 1 測度につき)</p> <p>ただし、同時に 3 槽以上検定した場合は、3 槽目から 鉛油(1 槽 1 測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1 槽 1 測度につき) 危険物(1 槽 1 測度につき)</p> <p>ロ 油槽はしけ 動・鉛油(検定量 1 キロリットルにつき) 植物油・化学成品(検定量 1 トンにつき) 危険物(検定量 1 キロリットル又は 1 トンにつき)</p>	6,710 円 12,050 円 33,340 円 4,670 円 8,430 円 23,360 円 46.70 円 100.30 円 246 円
	(2) 清掃検査	イ 本船油槽 鉛油・化学成品(1 槽につき) 動・植物油(1 槽につき)	17,430 円 24,250 円

	ただし、同時に2槽以上検査した場合は、2槽目から 鉱油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき) □ 油槽はしけ 鉱油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき)	12,050円 17,050円 8,340円 14,370円
6. 貨物の損害及び原因鑑定	検査貨物の正品価額の0.7%以内とする	

(注) 1 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

2 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。

3 積付検査において普通貨物で特に連續在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

② 割増料金

種目	内容	割増率又は金額
作業割増	(1)半夜作業 16時30分から21時30分までの間における作業	毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(2)深夜作業 21時30分から5時までの間における作業	毎1時間につき 1人あたり 2,919円
	(3)早朝作業 5時から8時30分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。	毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(4)日曜日・祝祭日 作業 日曜日・祝祭日における作業 イ 8時30分から21時30分までの間における作業	イ 每4時間以内につき 1人あたり 9,726円
	ロ 21時30分から8時30分までの間における作業	ロ 每4時間以内につき 1人あたり 11,677円
	(5)荒天等作業 荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の1割増
	(6)防波堤外作業 防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の5割増以内

③ 最低料金

イ 喫水検査に係る最低料金は、1件につき…………… 60,000 円

□ 液量検定に係る最低料金は、1件につき

本船油槽 24,970 円

油槽はしけ…………… 20,960 円

ただし、危険物の場合は 49,900 円

ハ 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき…………… 24,020円

二 貨物の損害及び原因鑑定に係る最低料金は、1件につき

..... 65,000 円

とします。

④ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき 13,978円

口 検査報告書発行手数料

A 3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき 426円

B 再発行の場合は、1枚につき 856円

C サインドコピーはA及びBの5割増とします。

ハ 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

種目 1. 倉口検査

5.(2) 清掃検査

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額の10%

2) 料金の適用方

① 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

② 特殊貨物とは、重量品(1個5トン以上のもの)、かさ高品(1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物)、甲板積貨物(舟の暴露甲板へ積まれるもの)、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

③ 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しょく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

④ 清掃検査において

イ 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。

ロ 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶ならびに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

⑤ 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

⑥ 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

イ 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

ロ 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日・祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

ハ 雨天・雪天時作業割増

雨天・雪天時における作業を行った場合は、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

⑦ 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

イ 待機料金

本料金は、検査のため待機した場合に適用します。ただし、待機事由が、鑑定事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

ロ 検査報告書発行手数料

本料金は、特別な証明書並びに通常以上の証明書枚数を発行した場合に適用します。

ハ 諸料金(3)項の料金は、倉口検査、清掃検査の種目において、検査作業日数が2日以上にわたった場合に適用します。

⑧ 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

⑨ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- イ 計算トン数は、重量、容積いづれか大なる方とし、重量は1,000 キログラム、容積は1.133 立方メートルをもって1トンとみなします。
- ロ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- ハ 消費税及び地方消費税の加算については
 - A 料金の総額に10%を乗じて計算します。
 - B 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

⑩ 実費

- イ 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。
- ロ 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。
- ハ 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

⑪ その他

- イ 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- ロ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(8) - 2 鑑定料金

一般財団法人新日本検定協会
TEL 0246-54-3356

I 料金の種類及び額

1 基本料金			(単位:円)
種目	基準	金額	
1 倉口検査	3倉まで 4倉目から1倉につき	21,330 5,980	
2 積付検査			
(1)普通貨物	積込トン数1,000トンまで 1,000トンを超える場合は、超えるトン数について100トンまでを増すごとに	22,660 1,580	
(2)特殊貨物	積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増すごとに	22,660 364	
(3)危険物	積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増すごとに	34,010 545	
3 喫水検査	検査貨物トン数 10,000トンまで1トンにつき 10,000トンを超えて20,000トンまで1トンにつき 20,000トンを超えて30,000トンまで1トンにつき 30,000トンを超えて40,000トンまで1トンにつき 40,000トンを超えて50,000トンまで1トンにつき 50,000トンを超えて100,000トンまで1トンにつき 100,000トンを超えるもの1トンにつき ただし、 (1) 上記料金は積算方式により算定する。 (2) 中間検査を行った場合は、1回につき	10.89 9.15 6.12 3.41 1.74 0.19 0.00 15,510	
4 はしけ、機帆船等(デッドウェイトスケールを有しないものに限る。)の積荷重量検定	1隻につき 検定トン数100トンまで 100トンを超える場合は、超えるトン数10トンまでを増すごとに	16,540 725	
5 本船、油槽はしけの液量検定及び検査			
(1)液量検定	(1) 本船油槽 1槽1測度につき 鉱油 動・植物油・化学成品及び液化ガス 危険物 ただし、同時に3槽以上検定した場合は、3槽目から 1槽1測度につき 鉱油 動・植物油・化学成品及び液化ガス 危険物	6,710 12,050 33,340 4,670 8,430 23,360	

種 目	基 準	金 額
(2) 清掃検査	(ロ) 油槽はしけ 鉱油 検定量1キロリットルにつき 動・植物油及び化学成品 検定量1トンにつき 危険物 検定量1キロリットル又は1トンにつき (イ) 本船油槽 1槽につき 鉱油・化学成品 動・植物油 ただし、同時に2槽以上検査した場合は、2槽目から 1槽につき 鉱油・化学成品 動・植物油 (ロ) 油槽はしけ 1槽につき 鉱油・化学成品 動・植物油	46.70 100.30 246 17,430 24,250 12,050 17,050 8,340 14,370
6 貨物の損害及び原因鑑定	検査貨物の正品価額の0.7%以内とする。	

- (注) 1 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。
 2 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。
 3 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

2 割 増 料 金

種 别	内 容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業 毎1時間につき 2,433円
	(2) 深夜作業	21時30分から05時00分までの間における作業 毎1時間につき 2,919円
	(3) 早朝作業	05時00分から08時30分までの間における作業 ただし、深夜から引続きの場合は(2)によります。 毎1時間につき 2,433円
	(4) 日曜日・祝・祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 (イ) 08時30分から21時30分までの間における作業 (ロ) 21時30分から08時30分までの間における作業 (イ) 每4時間以内につき 9,726円 (ロ) 每4時間以内につき 11,677円
	(5) 雨天・雪天作業	雨天・雪天時における作業 基本料金の1割増
	(6) 冬期作業	北海道地区において12月1日から翌年3月31日までの間に作業した場合 基本料金の3割増

3 最 低 料 金

- (1) 喫水検査に係る最低料金は、1件につき 60,000円
 (2) 液量検定に係る最低料金は、1件につき
 本船油槽 24,970円
 油槽はしけ 20,960円
 ただし、危険物の場合は 49,900円
 (3) 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき 24,020円
 (4) 貨物の損害及び原因鑑定に係る最低料金は、1件につき 26,780円
 とします。

4 割引料金

喫水検査において次に該当する場合は、所定の割引を行います。割引率は積算方式により算定し、検査1回毎に適用します。ただし、割引率の最大は30%とします。この割引料金は最低料金についても適用します。

(1) 件数割引

年間50件以上の依頼がある場合は、基本料金の5%割引とします。

(2) 効率割引

(イ) 1回の検査貨物トン数が4万トン以上の場合は、基本料金の10%割引とします。

(ロ) 1回の検査貨物トン数が5万トン以上の場合は、基本料金の20%割引とします。

(3) 総数量割引

(イ) 検査貨物トン数が年間100万トン以上の場合は、基本料金の5%割引とします。

(ロ) 検査貨物トン数が年間200万トン以上の場合は、基本料金の10%割引とします。

清掃検査において次に該当する場合は、所定の割引を行います。この割引料金は最低料金についても適用します。

(イ) 料金月末一括請求の場合は、基本料金の7%割引とします。

(ロ) (イ)の条件に加え、過去1年間(暦年ベース)に検査した隻数が180隻以上の場合、基本料金の12%割引とします。

5 諸料金

(1) 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき 13,978円

(2) 検査報告書発行手数料

(イ) 3通までは無料とし、4通目から写1枚につき 426円

(ロ) 再発行の場合は、1枚につき 856円

(ハ) サインドコピーは(イ)及び(ロ)の5割増とします。

(3) 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

種 目 1 倉 口 檢 査
5 (2) 清掃検査

6 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

この鑑定料金は、鑑定検査を行う場合に適用します。

2 特殊貨物とは、重量品(1個5トン以上のもの)、かさ高品(1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物)、甲板積貨物(船の暴露甲板へ積まれるもの)、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

3 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高压ガス、腐朽性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

4 清掃検査において

(1) 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみな

します。

- (2) 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶並びに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

5 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

6 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

- (2) 深夜作業割増

21時30分から05時00分までの間における作業について、所定の深夜作業割増を適用します。

- (3) 早朝作業割増

05時00分から08時30分までの間における作業について、所定の早朝作業割増を適用します。

- (4) 日曜日・祝・祭日作業割増

日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

- (5) 雨天・雪天作業割増

雨天、雪天時における作業を行った場合は、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

- (6) 冬期作業割増

北海道地区において12月1日から翌年3月31日までの間に作業を行った場合は、所定の冬期作業割増を適用します。

7 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 待機料金

本料金は、検査のため待機した場合に適用します。

ただし、待機事由が鑑定事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

- (2) 検査報告書発行手数料

本料金は、特別な証明書並びに通常以上の証明書枚数を発行した場合に適用します。

- (3) 諸料金(3)項の料金は、倉口検査、清掃検査の種目において、検査作業日数が2日以上にわたった場合に適用します。

8 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

9 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

- (3) 消費税及び地方消費税の加算については

(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

10 実費

- (1) 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

- (2) 貨物の損害及び原因鑑定に際し、分析をおこなった場合は、実費を申し受けます。

- (3) 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

11 その他

- (1) 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
 - (2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

鑑定別掲料金

1 事業所所在地以外の地域に出張して検査を行った場合は、旅費並びに出張料金を申し受けます。

(1) 旅 費

- | | | |
|---------------------------|---------------------|---------|
| (イ) 宿泊料（日当を含む） | 1泊につき | 17,000円 |
| (ロ) 交通費 | 鉄道乗車賃
乗船賃
航空賃 | 実費 |
| (2) 出張料金 | | |
| (イ) 往復に要する日数、毎1日につき | | 21,100円 |
| ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ | | 13,100円 |
| (ロ) 新市域、隣接地、特定地及び日帰り地方出張は | | |
| それぞれ毎1日につき | | 12,000円 |

2 付 帶 費

タクシ一代、通船料及びその他付帯費は実費を申し受けます。

3 施検能率はなはだしく不良、その他で本表料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。

以上

(9) - 1 検査料金

一般社団法人日本海事検定協会
TEL 03-3552-1241

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目	基 準	金額(円)
1. 船体又は属具現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超えるトン数に対して 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8割以内を割増 します。	68,000 円 4,400 円
2. 船体又は機関の損傷原 因又は状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下増すごとに ただし、 イ 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 ロ 損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したときは、その程 度により 8割以内を割増します。 ハ 修繕費の算定をあわせ申し込みを受けたときは、次の料金を 加算します。 修繕費算定額 600 万円まで 600 万円を超え 1,000 万円まで 1,000 万円を超え 2,000 万円まで 2,000 万円を超え 3,000 万円まで 3,000 万円を超えるものについては、	68,000 円 4,400 円 79,000 円 105,000 円 143,000 円 182,000 円 220,000 円
3. はしけの損害検査及び 遭難原因鑑定	1隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8割以内を割増 します。	68,000 円
4. 荷役用具類の損傷原因 及び損害の調査鑑定	1件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8割以内を割増 します。	68,000 円
5. 船内燃料及び清水の数 量検定	イ 油量検定(1槽につき) ロ 清水数量検定(1槽につき) ただし、最低料金(1隻につき)	9,300 円 6,300 円 47,000 円
6. シフティングボードの施設検査	2倉以下 3倉目から 1倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8割以内を割増 します。	34,500 円 9,600 円
7. 船体堪航性検査	総トン数 1,000 トン以下の船舶 1,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8割以内を割増 します。	76,000 円 9,000 円

8. 回 航 檢 查	(1)えい航検査	<p>被えい船 1 隻につき</p> <p>全長 (1) 50 メートル未満 (2) 50 メートル以上 85 メートル未満 (3) 85 メートル以上 100 メートル未満 (4) 100 メートル以上</p> <p>50 メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を申し受けます。</p> <p>えい航距離 150 海里以上 500 海里未満 500 海里以上 1,500 海里未満 1,500 海里以上 2,500 海里未満 2,500 海里以上 5,000 海里未満 5,000 海里以上</p> <p>ただし、 イ 特に手数を要したときは、その程度により上記合計金額の 8 割以内を割増します。 ロ 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。</p>	97,000 円 139,000 円 185,000 円 230,000 円 5 割増 10 割増 15 割増 20 割増 30 割増
	(2)自力回航検査	別途委託者と協議します。	
9.船舶受渡時の検査		<p>総トン数</p> <p>3,000 トン以下の船舶 3,000 トンをこえ 5,000 トンまでの船舶 5,000 トンをこえ 7,500 トンまでの船舶 7,500 トンをこえ 10,000 トンまでの船舶 10,000 トンをこえ 12,500 トンまでの船舶 12,500 トンをこえ 15,000 トンまでの船舶 15,000 トンをこえ 17,500 トンまでの船舶 17,500 トンをこえ 20,000 トンまでの船舶 20,000 トンをこえ 25,000 トンまでの船舶 25,000 トンをこえ 30,000 トンまでの船舶 30,000 トンをこえ 35,000 トンまでの船舶 35,000 トンをこえ 40,000 トンまでの船舶 40,000 トンをこえ 45,000 トンまでの船舶 45,000 トンをこえ 50,000 トンまでの船舶 50,000 トンをこえる船舶については、10,000 トン以下を増すごとに</p> <p>ただし、本検査のため イ 残油水量の検査を同時に行った場合、5 槽までは上記料金に含まれるものとし、6 槽目からは 1 槽につき右料金を加算します。 ロ 修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたときは、検査料金種目 2. ハの料金を加算します。</p>	110,000 円 141,000 円 165,000 円 184,000 円 204,000 円 225,000 円 243,000 円 263,000 円 271,000 円 293,000 円 316,000 円 339,000 円 359,000 円 383,000 円 24,000 円 3,500 円
10. 船 倉 内 の 容 積 検 査	(1)倉内積荷占有容積	<p>1 倉につき</p> <p>検定量 100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに</p> <p>ただし イ 仕向港別検定の場合は 5 割増とします。 ロ 最低料金 1 隻につき</p>	10,600 円 160 円 65,000 円
	(2)倉内空積	<p>4 区画以下 5 区画目から 1 区画につき</p>	65,000 円 5,000 円

11. 船倉の清掃検査	2 倉以下 3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	65,000 円 13,500 円
12. 船価鑑定	イ はしけ(1 隻につき) ただし、特殊はしけは、二の料金を適用します。 ロ 機帆船、汽艇、油槽はしけ(1 隻につき) ハ 汽船(1 隻につき) 総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 3,000 トンまで 3,000 トンをこえ 5,000 トンまで 5,000 トンをこえ 10,000 トンまで 10,000 トンをこえ 50,000 トンまで 50,000 トンをこえるもの ニ 作業船等(1 隻につき) ホ 渔船(1 隻につき) 総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 1,000 トンまで 1,000 トンをこえるもの ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	65,000 円 83,000 円 108,000 円 132,000 円 201,000 円 303,000 円 350,000 円 415,000 円 185,000 円 127,000 円 162,000 円 198,000 円
13. はしけ、機帆船等の載貨重量測度又は測度標示	載貨重量トントン数 100 トン以下 はしけ 機帆船等 100 トンをこえるトントン数に対しては、10 トン以下を増すごとに はしけ 機帆船等 ただし、測度と測度標示を同時に行った場合は、3 割増とします。	32,000 円 40,000 円 2,900 円 3,900 円
14 タ ン ク 計 測	(1) 通常計測 イ 陸上油槽 油槽容量 500 キロリットル以下 500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 1,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで 20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで 30,000 キロリットルをこえ 40,000 キロリットルまで 40,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで 50,000 キロリットルをこえ 75,000 キロリットルまで 75,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで 100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで 150,000 キロリットルを超えるもの ロ 特殊型油槽 球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク(冷凍型)等の場合は、イの 5 割増とします。 ハ 油槽船(油槽はしけを含む。) 1 槽又は 1 区画の容量 100 キロリットル以下 100 キロリットルをこえ 200 キロリットルまで	200,000 円 220,000 円 340,000 円 450,000 円 520,000 円 560,000 円 580,000 円 630,000 円 650,000 円 690,000 円 700,000 円 720,000 円 110,000 円 150,000 円

		<p>200 キロリットルをこえ 300 キロリットルまで 300 キロリットルをこえ 400 キロリットルまで 400 キロリットルをこえ 500 キロリットルまで 500 キロリットルをこえ 750 キロリットルまで 750 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 1,000 キロリットルをこえ 1,500 キロリットルまで 1,500 キロリットルをこえ 2,000 キロリットルまで 2,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで 3,000 キロリットルをこえ 4,000 キロリットルまで 4,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 5,000 キロリットルをこえ 7,500 キロリットルまで 7,500 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 10,000 キロリットルをこえ 15,000 キロリットルまで 15,000 キロリットルをこえるもの</p> <p>ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。</p>	180,000 円 200,000 円 220,000 円 240,000 円 260,000 円 270,000 円 280,000 円 300,000 円 310,000 円 320,000 円 330,000 円 350,000 円 370,000 円 390,000 円
	(2) 特殊計測	特殊な器具を使用して計測する場合は、上記イ、ロについてイの料金の 10 割増以上、ハについてはハの料金の 10 割増以上とします。	
15 陸 上 油 槽 の 液 量 検 定 並 び に 検 査	(1) 液量検定	<p>イ 1 槽の検定量につき 原油及び重油(1 キロリットルあたり) 鉱油(上記以外)(1 キロリットルあたり) 動・植物油、化学成品類及び液化ガス(1 トンあたり)</p> <p>ただし、</p> <p>① 鉱油(原油及び重油を含む。)化学成品類及び液化ガスについては 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまでについては、5,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し 10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまでについては、10,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し 20,000 キロリットルをこえるキロリットル数については</p> <p>② 化学成品類及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。</p> <p>③ 最低料金</p> <p>ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)はイの 20 割以内を割増します。</p>	6.50 円 11.30 円 26.30 円 上記料金の 2 割引 上記料金の 4 割引 上記料金の 6 割引 46,000 円
	(2) 清掃検査	<p>1 槽につき 容量 1,000 キロリットル以下 鉱油 動・植物油及び化学成品類等</p> <p>容量 1,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対しては、1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の 3 割を加算します。</p> <p>ただし</p> <p>イ 特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。</p> <p>ロ 前荷が危険物であったときは 20 割以内を割増します。</p>	30,000 円 37,000 円

16 貨物の現状検査	(1)外装又は内装	検査個数 20個以下(外装、内装それぞれにつき) 20個を超える個数に対しては、10個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200円 1,340円 61,000円
	(2)内容品	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000円
	(3)裸かさ高品、重量品、車輛(輸出自動車を除く。)等	検査個数 1個につき ただし、最低料金	7,900円 61,000円
	(4)輸出貨物	イ 自動車 施検台数 100台まで (1台につき) 101台から 300台まで (1台につき) 301台から 500台まで (1台につき) 500台を超えるもの (1台につき) ただし、最低料金 ロ 鋼材類 1トンにつき ただし、最低料金	1,000円 600円 290円 130円 61,000円 58円 61,000円
	(5)個数によりがたい貨物	100トン以下 100トンを超えるトン数に対しては、10トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600円 350円 61,000円
	上記、(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。		
	17. 製品検査	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、 イ 最低料金 ロ 分析をした場合は、分析料金及び他の付帯費用を別途申し受けます。	76,000円
18 原材料検査	(1)銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	1トンにつき ただし、最低料金	78円 76,000円
	(2)非鉄金属屑の品質又は規格検査	1トンにつき ただし、最低料金	297円 76,000円
	(3)木材の品質又は規格検査	1トンにつき ただし、最低料金	326円 76,000円
	(4)その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000円
	ただし、分析をした場合は、分析料金及び他の付帯費用は別途申し受けます。		
19 見本（試料）採取	(1)鉄鉱石及び石炭類	1トンにつき ただし、最低料金	49円以内 76,000円
	(2)非鉄鉱物	1トンにつき ただし、最低料金	112円以内 76,000円
	(3)非金属鉱物	1トンにつき ただし、最低料金	143円以内 76,000円
	(4)各種金属類	1トンにつき ただし、最低料金	274円以内 76,000円
	(5)食品類等	1トンにつき ただし、最低料金	141円以内 76,000円
	(6)肥料類	1トンにつき ただし、最低料金 (一般財団法人新日本検定協会も同額)	112円以内 76,000円

	(7) 液体貨物 (L.P.G. 液化ガス含む。)	イ 船舶油槽 (1槽につき) ただし、 (1) 同時に3槽以上にわたり採取した場合は3槽目から1槽につき (2) 最低料金 ロ 油槽はしけ (1槽につき) ただし、 (1) 同時に3槽以上にわたり採取した場合は3槽目から1槽につき (2) 最低料金 ハ 陸上油槽 (1槽につき) ただし、同時に2槽以上にわたり採取した場合は2槽目から1槽につき ニ 容器入 (1個につき) ただし、最低料金	11,100円 7,600円 32,000円 6,100円 4,500円 26,000円 32,000円 17,600円 400円 34,000円
	(8) その他の貨物	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000円
	ただし イ 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の5割増とします。 ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)は20割以内を割増します。 ハ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料を申し受けます。		8,000円以内
20 封印 及び 解封 検査	(1) 封印検査	イ 本船 封印1個につき ただし、最低料金 ロ はしけ、機帆船 1隻につき ただし (1) 同時に3隻以上を検査した場合は、3隻目から1隻につき (2) 最低料金 ハ 上記イ及びロ以外 封印1個につき ただし、最低料金	860円 40,000円 14,000円 8,800円 40,000円 860円 40,000円
	(2) 解封検査	封印検査料金の3割減とします。 ただし、最低料金	35,000円

② 割増料金

種 目	内 容	割増率又は金額
作業割増	(1)半夜作業 16時30分から21時30分までの間における作業	毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(2)深夜作業 21時30分から5時までの間における作業	毎1時間につき 1人あたり 2,919円
	(3)早朝作業 5時から8時30分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。	毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(4)日曜日・祝祭日作業 イ 8時30分から21時30分までの間における作業 ロ 21時30分から8時30分までの間における作業	イ 每4時間以内につき 1人あたり 9,726円 ロ 每4時間以内につき 1人あたり 11,677円
	(5)荒天等作業 荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の1割増
	(6)防波堤外作業 防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の5割増以内

③ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき 13,978円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3通までは無料とし、4通目から写1枚につき 426円

B 再発行の場合は、1枚につき 856円

C サインドコピーはA及びBの5割増とします。

ハ 下記の種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、

2日目から基本料金のほか1日につき 21,807円

を申し受けます。

種目 1.船体又は属具現状検査

2.船体・機関の損傷原因又は状態検査

3.はしけの損害検査及び遭難原因鑑定

4.荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定

6.シフチングボードの施設検査

7.船体堪航性検査

11.船倉の清掃検査

15. (2)清掃検査

ニ 個別に協議して定める料金

A 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

B 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

C 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し、申し受けます。

④ 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

(9) -2 検査料金

一般財団法人新日本検定協会
TEL 0246-54-3356

1 基本料金

(単位:円)

種目	基準	金額
1 船体又は属具 現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数3,000トン以下の船舶 3,000トンを超える船舶については1,000トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。	68,000 4,400
2 船体・機関の 損傷原因又は状 態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数3,000トン以下の船舶 3,000トンを超える船舶については、1,000トン以下を増すごとに ただし、 (1) 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 (2) 損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したときはその程度により8割 以内を割増します。 (3) 修繕費の算定を併せ申込みを受けたときは次の料金を加算します。 修繕費算定額 600万円まで 600万円を超え、1,000万円まで 1,000万円を超え、2,000万円まで 2,000万円を超え、3,000万円まで 3,000万円を超えるものについては	68,000 4,400 79,000 105,000 143,000 182,000 220,000
3 はしけの損害 検査及び遭難原 因鑑定	1隻につき ただし、特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。	68,000
4 荷役用具類の 損傷原因及び損 害の調査鑑定	1件につき ただし、特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。	68,000
5 船内燃料及び 清水数量検定	(1) 油量検定：1槽につき (2) 清水数量検定：“” ただし、最低料金 1隻につき	9,300 6,300 47,000
6 シフチングボ ードの施設検査	2倉以下 3倉目から1倉につき ただし、特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。	34,500 9,600
7 船体耐航性検 査	総トン数1,000トン以下の船舶 1,000トンを超える船舶については、1,000トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。	76,000 9,000

(単位：円)

種 目	基 準	金 額
8 回航検査	被えい船 1隻につき	
(1) えい航検査	(イ) 全長 50メートル未満 (ロ) 全長 50メートル以上85メートル未満 (ハ) 全長 85メートル以上100メートル未満 (ニ) 全長 100メートル以上	97,000 139,000 185,000 230,000
	50メートル未満の浚渫船、起重機船等は(ロ)の料金を申し受けます。	
	えい航距離	
	150海里以上 500海里未満 5割増 500海里以上 1,500海里未満 10割増 1,500海里以上 2,500海里未満 15割増 2,500海里以上 5,000海里未満 20割増 5,000海里以上 30割増	
	ただし、	
	(イ)特に手数を要したときはその程度により上記合計金額の8割以内を割増します。 (ロ)発電バージ、オイルリグ、フローティングドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。	
(2) 自力回航検査	別途委託者と協議します。	
9 船舶受渡時の検査	総トン数 3,000トン以下の船舶 〃 3,000トンを超える5,000トンまでの船舶 〃 5,000トンを超える7,500トンまでの船舶 〃 7,500トンを超える10,000トンまでの船舶 〃 10,000トンを超える12,500トンまでの船舶 〃 12,500トンを超える15,000トンまでの船舶 〃 15,000トンを超える17,500トンまでの船舶 〃 17,500トンを超える20,000トンまでの船舶 〃 20,000トンを超える25,000トンまでの船舶 〃 25,000トンを超える30,000トンまでの船舶 〃 30,000トンを超える35,000トンまでの船舶 〃 35,000トンを超える40,000トンまでの船舶 〃 40,000トンを超える45,000トンまでの船舶 〃 45,000トンを超える50,000トンまでの船舶 〃 50,000トンを超える船舶については10,000トン以下を増すごとに	110,000 141,000 165,000 184,000 204,000 225,000 243,000 263,000 271,000 293,000 316,000 339,000 359,000 383,000 24,000
	ただし、	
	(イ)本検査のため残油水量の検査を同時に行った場合、5槽までは上記料金に含まれるものとし、6槽目からは1槽につき右料金を加算します。 (ロ)修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたときは検査料金種目2(3)の料金を加算します。	3,500

(単位：円)

種 目	基 準	金 額
10 船倉内の容積検査		
(1)船倉内積荷占有容積	1 倉につき検定量 100トン以下 100トンを超えるトン数に対しては10トン以下を増すごとに ただし、(イ) 仕向港別検定の場所は5割増とします。 (ロ) 最低料金 1隻につき	10,600 160 65,000
(2)倉内空積	4区画以下 5区画目から1区画につき	65,000 5,000
11 船倉の清掃検査	2倉以下 3倉目から1倉につき ただし、特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。	65,000 13,500
12 船価鑑定	1隻につき (イ) はしけ ただし、特殊はしけは(ニ)の料金を適用します。 (ロ) $\left\{ \begin{array}{l} \text{機帆船} \\ \text{汽艇} \\ \text{油槽はしけ} \end{array} \right\}$ (1隻につき) (ハ) 汽船 (1隻につき) 総トン数 100トン以下 〃 100トンを超えて3,000トンまで 〃 3,000 〃 5,000トンまで 〃 5,000 〃 10,000トンまで 〃 10,000 〃 50,000トンまで 〃 50,000トンを超えるもの (ニ) 作業船等 (1隻につき) (ホ) 漁船 (1隻につき) 総トン数 100トン以下 〃 100トンを超えて1,000トンまで 〃 1,000トンを超えるもの ただし、特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。	65,000 83,000 108,000 132,000 201,000 303,000 350,000 415,000 185,000 127,000 162,000 198,000 32,000 40,000 2,900 3,900
13 はしけ、機帆船等の載貨重量測度又は測度表示	載貨重量トン数 100トン以下 $\left\{ \begin{array}{l} \text{はしけ} \\ \text{機帆船等} \end{array} \right\}$ 100トンを超えるトン数に対しては、10トン以下を増すごとに $\left\{ \begin{array}{l} \text{はしけ} \\ \text{機帆船等} \end{array} \right\}$ ただし、測度と測度標示を同時に行なった場合は3割増とします。	2,900 3,900
14 タンク測度	(イ) 陸上油槽 ①油槽容量 (コーン型屋根及びドーム型屋根) 500キロリットル以下 500キロリットルを超えて 1,000キロリットルまで 1,000キロリットルを超えて 3,000キロリットルまで 3,000キロリットルを超えて 5,000キロリットルまで	220,000 240,000 300,000 370,000
(1)通常計測		

(単位：円)

種 目	基 準	金 額
	5,000キロリットルを超えるもの	490,000
	10,000キロリットルを超えるもの	570,000
	20,000キロリットルを超えるもの	610,000
	30,000キロリットルを超えるもの	690,000
	50,000キロリットルを超えるもの	730,000
	80,000キロリットルを超えるもの	750,000
	100,000キロリットルを超えるもの	770,000
	150,000キロリットルを超えるもの	790,000
	②油槽容量(浮屋根型：内部浮屋根式を含む)	
	500キロリットル以下	240,000
	500キロリットルを超えるもの	260,000
	1,000キロリットルを超えるもの	330,000
	3,000キロリットルを超えるもの	400,000
	5,000キロリットルを超えるもの	540,000
	10,000キロリットルを超えるもの	620,000
	20,000キロリットルを超えるもの	670,000
	30,000キロリットルを超えるもの	750,000
	50,000キロリットルを超えるもの	790,000
	80,000キロリットルを超えるもの	820,000
	100,000キロリットルを超えるもの	840,000
	150,000キロリットルを超えるもの	860,000
(ロ) 特殊型油槽		
	球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク(低温型)等の場合、(イ)の5割増とします。	
(ハ) 油槽船(油槽はしけを含む)		
	1槽又は1区画の容量	
	100キロリットル以下	110,000
	100キロリットルを超えるもの	150,000
	200キロリットルを超えるもの	180,000
	300キロリットルを超えるもの	200,000
	400キロリットルを超えるもの	220,000
	500キロリットルを超えるもの	240,000
	750キロリットルを超えるもの	260,000
	1,000キロリットルを超えるもの	270,000
	1,500キロリットルを超えるもの	280,000
	2,000キロリットルを超えるもの	300,000
	3,000キロリットルを超えるもの	310,000
	4,000キロリットルを超えるもの	320,000
	5,000キロリットルを超えるもの	330,000
	7,500キロリットルを超えるもの	350,000
	10,000キロリットルを超えるもの	370,000
	15,000キロリットルを超えるもの	390,000
	ただし、計測に特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。	
	特殊な器具を使用して計測する場合、上記(イ)、(ロ)については、(イ)の料金の10割増以上、(ハ)については(ハ)の料金の10割増以上とします。	
(2) 特殊計測		

(単位：円)

種 目	基 準	金 額									
15 陸上油槽の液量検定並びに検査 (1)液量検定	(イ) 1槽の検定量につき <table border="0"> <tr> <td>原油及び重油</td> <td>1キロリットル</td> <td>6.50</td> </tr> <tr> <td>鉱油（上記以外）</td> <td>1キロリットル</td> <td>11.30</td> </tr> <tr> <td>動植物油、化学成品類及び液化ガス</td> <td>1トン</td> <td>26.30</td> </tr> </table> <p>ただし、 (1)鉱油（原油及び重油を含む）については 5,000キロリットルを超えるキロリットル数に対し 上記料金の2割引 10,000キロリットルを超え 20,000キロリットルまでについては 10,000キロリットルを超えるキロリットル数に対し 上記料金の4割引 20,000キロリットルを超えるキロリットル数については 上記料金の6割引 (2)化学成品類及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。 (3)最低料金 (ロ)危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は(イ)の20割以内を割増します。</p>	原油及び重油	1キロリットル	6.50	鉱油（上記以外）	1キロリットル	11.30	動植物油、化学成品類及び液化ガス	1トン	26.30	
原油及び重油	1キロリットル	6.50									
鉱油（上記以外）	1キロリットル	11.30									
動植物油、化学成品類及び液化ガス	1トン	26.30									
(2)清掃検査	1槽につき 容量1,000キロリットル以下 <table border="0"> <tr> <td>鉱油</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>動植物油及び化学成品類等</td> <td>37,000</td> </tr> </table> <p>容量1,000キロリットルを超えるキロリットル数に対しては1,000キロリットル以下を増すごとに上記料金の3割を加算します。 ただし、 (イ)特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。 (ロ)前荷が危険物であったときは20割以内を割増します。</p>	鉱油	30,000	動植物油及び化学成品類等	37,000	46,000					
鉱油	30,000										
動植物油及び化学成品類等	37,000										
16 貨物の現状検査 (1)外装または内装	検査個数 20個以下（外装及び内装それぞれにつき） 20個を超える個数に対しては10個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 1,340 61,000									
(2)内 容 品	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000									
(3)裸かさ高品、重量品、車輌 (輸出自動車を除く) 等	検査個数1個につき ただし、最低料金	7,900 61,000									

(単位：円)

種 目	基 準	金 額
(4)輸出貨物 (1)自動車	施検台数 100台まで 1台につき 101台目より 300台まで〃 301台目より 500台まで〃 501台以上〃 ただし、最低料金	1,000 600 290 130 61,000
(2)鋼材類	1トンにつき ただし、最低料金	58 61,000
(5)個数により難い貨物	100トン以下 100トンを超えるトン数に対しては10トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600 350 61,000
付帯条件	上記(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。	
17 製品検査	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000
付帯条件	分析をした場合は分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。	
18 原材料検査 (1) 鋼鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	1トンにつき ただし、最低料金	78 76,000
(2) 非鉄金属屑の品質又は規格検査	1トンにつき ただし、最低料金	297 76,000
(3) 木材の品質又は規格検査	1トンにつき ただし、最低料金	326 76,000
(4) その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000
付帯条件	分析をした場合は分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。	
19 見本（試料）採取 (1) 鉄鉱石及び石炭類	1トンにつき ただし、最低料金	49以内 76,000
(2) 非鉄鉱物	1トンにつき ただし、最低料金	112以内 76,000
(3) 非金属鉱物	1トンにつき ただし、最低料金	143以内 76,000
(4) 各種金属類	1トンにつき ただし、最低料金	274以内 76,000
(5) 食品類等	1トンにつき ただし、最低料金	141以内 76,000
(6) 肥料類	1トンにつき ただし、最低料金	112以内 76,000

(単位：円)

種 目	基 準	金 額
(7) 油及び化学成品類（液化ガスを含む）	(イ) 船舶油槽：1槽につき ただし、同時に3槽以上にわたり採取した場合は3槽目から1槽につき 最低料金 (ロ) 油槽はしけ：1槽につき ただし、同時に3槽以上にわたり採取した場合は3槽目から1槽につき 最低料金 (ハ) 陸上油槽：1槽につき ただし、同時に2槽以上にわたり採取した場合は2槽目から1槽につき (ニ) 容器入：1個につき 最低料金	11,100 7,600 35,000 6,100 4,500 26,000 32,000 17,600 400 34,000
(8) その他の貨物付帯条件	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金 (イ) 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の5割増とします。 (ロ) 危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は20割以内を割増します。 (ハ) 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料8,000円以内を申し受けます。	76,000
20 封印及び解封検査		
(1) 封印検査	(イ) 本船：封印1個につき ただし、最低料金 (ロ) はしけ、機帆船：1隻につき ただし、(1) 同時に3隻以上を検査した場合は3隻目から1隻につき (2) 最低料金 (ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外：封印1個につき ただし、最低料金	860 40,000 14,000 8,800 40,000 860 40,000
(2) 解封検査	封印検査料金の3割減とします。 ただし、最低料金	35,000

2 割増料金

種 别	内 容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業
	(2) 深夜作業	21時30分から5時までの間における作業
	(3) 早朝作業	5時から8時30分までの間における作業、ただし深夜から引続きの場合は(2)によります。
	(4) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 (イ) 8時30分から21時30分までの間における作業 (ロ) 21時30分から8時30分までの間における作業
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業
	(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合

3 諸料金

(1) 待 機 料 金

検査のため待機した場合は次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき 13,978円

(2) 検査報告書発行手数料

(イ) 3通までは無料とし、4通目から写1枚につき 426円

(ロ) 再発行の場合は、1枚につき 856円

(ハ) サインドコピーは(イ)及び(ロ)の5割増とします。

(3) 下記の検査種目につき、検査作業日が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

- 種 目 : 1 船体又は属具現状検査
2 船体又は機関の損傷原因又は状態検査
3 はしけの損害検査及び遭難原因鑑定
4 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定
6 シフチングボードの施設検査
7 船体堪航性検査
11 船倉の清掃検査
15 (2) 清掃検査

(4) 個別に協議して定める料金

(イ) 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

(ロ) 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

(ハ) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

4 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

(10) 危険物検査手数料

一般社団法人日本海事検定協会
TEL 03-3552-1241

1) 危険物船舶積付検査手数料

① 基本料金

イ コンテナ詰されている場合

コンテナ 1 個につき 9,300 円

ただし、6 個以上を同時に検査する場合は 6 個以上 1 個につき

..... 6,950 円

ロ イ以外の場合

100 個まで 21,000 円

100 個を超える個数については

10 個又はその端数につき 320 円

1,000 個を超える個数については

10 個又はその端数につき 180 円

2,000 個を超える個数については

10 個又はその端数につき 80 円

ただし、1 個の正味重量(放射性物質等にあっては、容器又は包装の重量を含む。)が 50 キログラムこえるものについては、50 キログラムこえる 100 キログラム又はその端数ごとに 1 個の割合で算出した個数を 1 個に加えた数とする。

② 時間外割増料金

16 時 30 分より 21 時 30 分まで 1 時間につき 1,953 円

21 時 30 分より 5 時まで 1 時間につき 2,344 円

5 時より 8 時 30 分まで 1 時間につき 1,953 円

8 時 30 分より 16 時 30 分まで

(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12 月 31 日から翌年 1 月 3 日(前記の日を除く))に限る)

1 時間につき 1,953 円

③ 検査証等交付料

イ 検査証交付料

3 通まで 無料

4 通以上 1 通につき 342 円

ロ 英訳書交付料

3 通まで 無料

4 通以上 1 通につき 342 円

④ 旅費

イ 日当(検査事業所所在地より片道 80 キロメートル以上の地域に出張した場合)

1 日につき 2,000 円

ロ 宿泊料 1 日につき 10,700 円

ハ 交通費 実費

2) 危険物コンテナ収納検査手数料

① 基本料金

コンテナ1個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数100個までを20,400円とし、100個を超える個数については10個又はその端数につき310円を加算した額とし、39,900円を限度とするものとする。

ただし、

イ オンライン申請システムを利用して申請する場合は、コンテナ1個につき、3,000円を割引く。

ロ 一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村（政令指定都市の場合は同一区）の検査場所で、過去1年間（暦年ベース、以下同じ）に検査したコンテナ数又は過去2年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が150個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く。

A 過去1年間に検査したコンテナ数又は過去2年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が150個以上750個未満の場合は、コンテナ1個につき、1,500円を割り引く。

B 過去1年間に検査したコンテナ数又は過去2年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が750個以上1,500個未満の場合は、コンテナ1個につき、2,000円を割り引く。

C 過去1年間に検査したコンテナ数又は過去2年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が1,500個以上の場合は、コンテナ1個につき、4,200円を割り引く。

② 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで 1時間につき 1,953円

21時30分より5時まで 1時間につき 2,344円

5時より8時30分まで 1時間につき 1,953円

8時30分より16時30分まで

（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月31日から翌年1月3日（前記の日を除く））に限る）

1時間につき 1,953円

③ 検査証等交付料

イ 検査証交付料

3通まで 無料

4通以上1通につき 342円

ロ 英訳書交付料

3通まで 無料

4通以上 1通につき 342円

④ 旅費

イ 日当（検査事業所所在地より片道80km以上の地域に出張した場合）

1日につき 2,000円

ロ 宿泊料 1日につき 10,700円

ハ 交通費 実費

(11) - 1 検量料金

一般社団法人日本海事検定協会
TEL 03-3552-1241

1) 適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

イ 船積貨物

品 目	金 額
一般貨物	1 トンにつき 238.20 円

(注) 一般貨物には、パレタイズ、ノックダウン自動車、袋入セメント、袋入肥料、冷凍品、冷蔵品を含みます。一般鋼材及び建設機械等（マーフィートレーラー等への積載貨物を含む）については、委嘱者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

ロ 陸揚貨物

品 目			金 額
一 般 貨 物			1 トンにつき 196.50 円
元 地	穀類		1 トンにつき 226.90 円
袋入	ふすま・魚粉等		1 トンにつき 340.90 円
	撒揚袋詰め穀飼類		1 トンにつき 173.60 円
棉 花	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの		1 トンにつき 538.90 円
類	インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの		1 トンにつき 302.90 円
	冷凍品・冷蔵品		1 トンにつき 379.10 円
	銑鉄		1 トンにつき 123.80 円
特 定 貨 物	鉄屑・非鉄金属鉱石		1 トンにつき 147.10 円
木材	水面貨物	南洋材	1 トンにつき 172.00 円
		米材・ニュージーランド材・利一材	1 トンにつき 220.10 円
		北洋材	1 トンにつき 294.00 円
	陸上貨物	南洋材	1 トンにつき 273.60 円
		米材・ニュージーランド材・利一材	1 トンにつき 292.60 円
		北洋材	1 トンにつき 340.60 円
撒貨物	砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	1 トンにつき 150.10 円
		ホッパースケールによる場合	1 トンにつき 67.00 円
	穀飼類	トラックスケールによる場合	1 トンにつき 150.10 円
		ホッパースケールによる場合	1 トンにつき 47.00 円

ハ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 别	内 容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

イ 3ヶ月以上の長期契約があること。

ロ 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。

ハ 1回当たりの取扱量が3,000トンを超えること。

ただし、穀飼類（撒）のうち年間取扱量10万トン以上の委託者については、上記の他、作業場所毎の効率性を加味し協議の上、決定した料金を基本料金とします。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

イ 船積貨物

昼夜区分	金額
昼間(8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき 2,823円
半夜(16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき 4,391円

ロ 陸揚貨物

昼夜区分	金額
昼間(8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき 3,035円
半夜(16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき 4,721円

本料金は、昼間作業にあっては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときには適用しません。

⑤ 最低料金

本料金は、船積貨物検量における1件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の4トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が4トンに満たない場合は、4トン分とします。

⑥ 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

イ 船積貨物検量証明書については、3通まで1,105円、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

ロ 陸揚貨物検量証明書については、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

⑦ 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます

⑧ 分担金等

区分	内容	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき	40銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき	35銭

⑨ 消費税及び地方消費税の加算

イ 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑩ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

⑪ その他

イ 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等)及び特殊作業(品目、荷印の区

分を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- ロ 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- ハ 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- ニ 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。
- ホ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

3) 危険品船積検量基準料金表

貨物類別	基本料金(1トンにつき)
危険品 (A)甲類	1トンにつき 509.00 円
危険品 (B)乙類	1トンにつき 339.40 円
危険品 (C)丙類	1トンにつき 282.40 円

- ① 本料金は認可料金から削除された項目について、(原則として利用者との協議料金であるが)その基準とする料金を設定したものです。
- ② 港湾福利分担金 1トンにつき 40 錢とします。
- ③ 労働安定基金 1トンにつき 35 錢とします。
- ④ 1トン [1,000 キログラム 1,133 立方メートル] とします。

(11) - 2 検量料金

① 陸揚貨物検量料金

一般社団法人日本貨物検数協会 TEL 0246-56-0271
一般社団法人全日検 TEL 0246-56-0339

I 適用範囲

この料金は、陸揚貨物検量作業を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 陸揚貨物検量料金

(1) 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品		目	金額	
一 般 貨 物			196.50	
特 定 貨 物	元地袋入	穀類	226.90	
		ふすま・魚粉等	340.90	
		撒揚袋詰め穀飼類	173.60	
	棉花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	538.90	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	302.90	
		冷凍品・冷蔵品	379.10	
		銑 鉄	123.80	
		鉄屑・非鉄金属鉱石	147.10	
	木 材	水面貨物	南洋材	172.00
			米材・ニュージーランド材・チリー材	220.10
		北洋材		294.00
		陸上貨物	南洋材	273.60
			米材・ニュージーランド材・チリー材	292.60
		北洋材		340.60
	撒 貨 物	穀飼類・砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	150.10
			ホッパースケールによる場合	67.00

(注) 穀飼類(撒)で時間当たり、公称作業能力が400トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、1トンにつき59.80円を基本料金とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	北海道地区において12月1日より翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3か月以上の長期契約があること。
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること。
- ③ 1回当たりの取扱量が3,000トンを超えること。

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	3,035円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	4,721円

本料金は、昼間作業にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

陸揚貨物検量証明書については、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

6 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます。

7 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律) 1トンにつき 40銭
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律) 1トンにつき 35銭

8 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

10 その他の

- (1) 特殊貨物（塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

陸揚貨物検量別掲料金

1. 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(1) 出張料金

往復に要する日数 每1日1口につき.....	19,500円
ただし、出発及び帰着の日は夫々.....	9,800円
隣接地及び日帰地方出張の場合 每1日1口につき.....	9,800円

(2) 宿泊料（日当を含む）1日につき..... 17,000円

乗車賃	片道100キロメートル未満.....	普通料金
	片道100キロメートル以上.....	グリーン料金又は1等料金
乗船賃	特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。	
	船車賃.....	グリーン料金又は1等料金
		実費

2. 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費を申し受けます。

以上

(備考) 本表II-3項の割引料金の適用について

- (1) 「同一貨物」とは本料金表(IIの1)の品目区分によります。
- (2) 「1ヶ月間に2回以上の反復継続」とは同一陸揚港を基準とします。
- (3) 「1回当たりの取扱量が3,000トンを超えること」とは一港一船一作業場所を単位とし、かつ同一貨物を基準とします。

② 農水産物検量料金

一般財団法人日本穀物検定協会

TEL 022-257-0804

1 検量料金（1トンにつき）

港湾福利分担金	1トンにつき40銭及び	
労働安定基金	1トンにつき35銭を含む	
(1) 撒穀飼類	(イ) トラックスケールによる場合	150.85円
	(ロ) ホッパースケールによる場合	67.75円
	但し吸揚機1基当たりの時間当たり公称能力（計量能力）	
	400トン以上の大型サイロについては	60.55円
	とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等	
(2) 撒揚袋詰穀飼類		174.35円
	とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等	
(3) 元地袋入穀類		227.65円
	飼料原料用穀類（とうもろこし、マイロ、ミレット、各種麦等）	
	油脂原料用穀類（大豆、綿実、ゴマ等）	
	食品用穀類（大豆、コーヒー、ココア、落花生、小豆、各種麦等）	
(4) 元地袋入ふすま、魚粉等		341.65円
	ペレット類	
	ミール類（Feather meal, Ground Nuts meal, Soybean meal, Cobmeal, Fish meal, Fish scrap等）	
	（但し汚染貨物を除く）	
	糟糠類（Bran, Pollard等）	
	澱粉類（Tapioca Starch, Potato Starch等）	
	乳脂類（Milk類等）	

（注）汚染貨物（血粉、骨粉等）については冷凍品・冷蔵品の料金を適用します。

1トンにつき 379.85円

2 割増料金

種別	内容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬期作業	北海道地区において12月1日より翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

3 諸料金

(1) 待機料金

（1口1時間につき）

昼間	3,035円
半夜	4,721円

（注）昼間とは、8時30分から16時30分までの間をいいます。

半夜とは、16時30分から21時30分までの間をいいます。

- (2) 検量証明書発行手数料
- (イ) 検量証明書 3通まで……………無料
 - 4通目から1枚につき………312円
 - (ロ) 検量明細書 1枚につき………312円
- (3) 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。
- (イ) 出張料金
 - 往復に要する日数 每1日1口につき……………19,500円
 - ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ……………9,800円
 - 隣接及び日帰地方出張の場合 每1日1口につき………9,800円
 - (ロ) 宿泊料（日当を含む）1日につき……………17,000円
 - 乗車賃 片道100キロメートル未満……………普通料金
 - 片道100キロメートル以上……………グリーン料金又は1等料金
 - 特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
 - 乗船賃……………グリーン料金又は1等料金
 - 舟車賃……………実費
- (4) 能率不良貨物でトン数により難い場合には実費を申し受けます。
- 1人1日当たり（実働7時間）……………50,000円以上とします。
 - ただし、半日に満たない場合、又は小ロットの場合は1件につき25,000円を申し受けます。
- (5) 半夜作業割増、日曜日・祝祭日作業割増料金を適用し難い場合は下記によるものとする。

記

- (イ) 時間外割増料金 16時30分より21時30分まで 1時間につき……………2,390円
- (ロ) 休日割増料金 8時30分より21時30分まで 4時間未満毎に……………9,570円

4 料金の適用方

- (1) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- (2) 基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金をそれぞれ基本料金とします。
- (3) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

以上

(12) - 1 分析料金

一般社団法人日本海事検定協会
TEL 03-3552-1241

- 1) この分析料金表に掲げた料金は普通料金です。
- 2) 日時指定など、特にお急ぎの場合には、割増料金（規定料金の10割以内）を申し受けます。
- 3) 分析・試験を早朝、夜間、休日等を行うとき、また、宿泊を要するときには必要経費を加算させて頂く場合があります。
- 4) 分析・試験のために試料調製、前処理などを要する場合は、別途料金を申し受けます。
(例えば、粉碎、切削、研磨などの試料調製や灰化、抽出、分離などの前処理)
- 5) 分析・試験に特殊な手段を要するとき、また、高価な試薬を必要とするときは、規定料金に実費を加算することがあります。ただし、このような場合はその都度ご相談のうえ取り決めます。
- 6) 表中に記載のない分析・試験・解析・評価については、ご相談ください。
- 7) 同種の試料を多数依頼される場合には、別途相談ください。
- 8) 分析証明書は1部発行しますが、事前に部数を指定頂ければ3部までは無料と致します。ただし、3部以上の場合は1部につき500円を請求いたします。
- 9) 再発行の場合は、再発行料として3000円を申し受けます。
- 10) 消費税
 - (1) 分析料金の総額の10%とします。
 - (2) 免税となる取引には適用しません。
 - (3) 1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

1. 無機分析（一般項目）

一般項目	単価	Item (英名)
1-01 一般元素	9,400 円	General elements
1-02 金	15,000 円	Gold (Au)
1-03 銀	15,000 円	Silver (Ag)
1-04 白金	15,000 円	Platinum (Pt)
1-05 セレン	15,000 円	Selenium (Se)
1-06 テルル	15,000 円	Tellurium (Te)
1-07 フッ素	15,000 円	Fluorine (F)
1-08 水銀	15,000 円	Mercury (Hg)
1-09 希土類	18,000 円	Rare earths
1-10 ニオブ	18,000 円	Niobium (Nb)
1-11 タンタル	18,000 円	Tantalum (Ta)
1-12 ジルコニウム	18,000 円	Zirconium (Zr)
1-13 ハフニウム	18,000 円	Hafnium (Hf)
1-14 ホウ素	18,000 円	Boron (B)
1-15 ゲルマニウム	18,000 円	Germanium (Ge)
1-16 ウラン	20,000 円	Uranium (U)
1-17 トリウム	20,000 円	Thorium (Th)
1-18 その他特殊元素	20,000 円以上	Special elements
1-19 定性分析	25,000 円以上	Qualitative analysis
1-20 水分 (乾燥法)	5,500 円	Moisture by drying method
ふるい分け試験		Sieve test
1-21 ふるい3枚まで	10,000 円	Base cost
4枚以上1枚につき	2,500 円	For every additional screen
1-22 かさ密度 (かさ比重)	25,000 円	Bulk density, Bulk specific gravity
1-23 イオンクロマトグラフ (1成分につき)	15,000 円	Ion Chromatography
1-24 X線回折	30,000 円	X-ray Diffractometry
蛍光X線分析		X-ray Fluorescence Spectrometry
1-25 定性分析 (Each sample)	30,000 円	Qualitative analysis
定量分析 (Each element)	9,400 円	Quantitative analysis
プラズマ発光分光分析 (ICP-AE)		Plasma Emission Spectrometry
1-26 定性分析 (Each sample)	30,000 円以上	Qualitative analysis
定量分析 (Each element)	9,400 円以上	Quantitative analysis
X線マイクロ分析 (EDS)		Energy Dispersive X-ray Micro Analysis
1-27 定性分析 (半定量分析)	25,000 円	Base cost
同一試料での追加 ：1測定点につき	10,000 円	For every additional visual field
走査電子顕微鏡		Scanning Electron Microscope
1-28 観察, 写真撮影1視野	25,000 円	Base cost
1視野増すごと	5,000 円	For every additional visual field
光学顕微鏡		Optical Microscope
1-29 観察, 写真撮影1視野	18,000 円	Base cost
1視野増すごと	5,000 円	For every additional visual field
1-30 白色度	20,000 円	Brightness

一般項目	単価	Item (英名)
1-31 耐火度	40,000 円	Refractoriness
1-32 粒度分布 (レーザー回折)	35,000 円	Size distribution (Laser diffraction)
1-33 運送許容水分測定 (TML)	47,200 円	Transportable moisture limit

2. 無機分析 (石炭・コークス等)

石炭・コークス	単価	Item (英名)
2-01 全水分	5,500 円	Total moisture
2-02 湿分	5,500 円	Adherent moisture
工業分析	—	Proximate analysis
水分	5,500 円	Inherent moisture
2-03 灰分	7,500 円	Ash
揮発分	8,000 円	Volatile matter
固定炭素	(21,000 円)	Fixed carbon
元素分析	—	Ultimate analysis
灰分 (注)	7,500 円	Ash
炭素	13,000 円	Carbon
2-04 水素	13,000 円	Hydrogen
窒素	9,400 円	Nitrogen
全硫黄	9,400 円	Toral sulfer
不燃性硫黄	18,000 円	Noncombustible sulfer
酸素	79,300 円	Oxygen
2-05 発熱量	9,400 円	Calorific value
2-06 るつぼ膨張試験 (粘着性)	9,000 円	Crucible Swelling-Button method
2-07 粉碎性試験	25,000 円	Hardgrove grindability index
2-08 流動性試験	35,000 円	Plastic properties-Gieseler plastometer method
2-09 灰の溶解性試験 (酸化性雰囲気)	26,000 円	Fusibility of AshOxidizing atmosphere
2-10 灰の溶解性試験 (還元性雰囲気)	38,000 円	Fusibility of AshReducing atmosphere
2-11 気孔率	40,000 円	Porosity
2-12 灰の組成分析1成分につき	9,400 円	Composition of Ash
2-13 全りん	9,400 円	Total phosphorus
2-14 全塩素	15,000 円	Total chlorine
2-15 付着塩分	9,400 円	Salt adhered
2-16 灰の調整 (石炭)	8,600 円	Preparation of ash(Coal)
2-17 灰の調整 (石油コークス)	30,000 円	Preparation of ash(Petroleum coks)
2-18 灰の調整 (バイオ燃料)	20,000 円	Preparation of ash(Biofuel)

注) 工業分析の灰分を測定する場合は、元素分析の灰分の費用はかかりません。

3. 無機分析（肥料）

分析項目		単価	備考
3-01	水分	3,500 円	揮発物の補正を必要とするもの、水分を多量に含むものは別途提示
3-02	水素イオン濃度 (pH)	1,500 円	—
3-03	窒素	—	—
3-03-01	窒素全量	7,000 円	硝酸塩を含まない場合
		9,000 円	硝酸塩を含む場合
3-03-02	アンモニア性窒素	4,000 円	無機塩類の場合
		6,000 円	その他の場合
3-03-03	硝酸性窒素	5,000 円	有機物を含まない場合
		7,000 円	有機物を含む場合
3-03-04	尿素性窒素	7,000 円	アンモニア性窒素を含まない場合
		11,000 円	アンモニア性窒素を含む場合。3-03-02 を同時に依頼された場合は不要
3-03-05	シアナミド性窒素	10,000 円	—
3-03-06	ビウレット性窒素	6,000 円	尿素に適用
		11,000 円	複合肥料に適用
3-03-07	ジシアンジアミド性窒素	15,000 円	石灰窒素、複合肥料に適用
3-03-08	ジシアンジアミド	10,000 円	硝酸化成抑制剤として添加した場合
		15,000 円	カラム分離を必要とする場合
3-03-09	グアニジン性窒素	30,000 円	—
3-03-10	活性係数 (AI)	16,000 円	—
3-03-11	水溶性窒素 (WN)	8,000 円	AI を測定する場合は不要
3-03-12	熱緩衝液不溶性窒素 (HWIN)	9,000 円	AI を測定する場合は不要。WIN を同時に測定しない場合は 6,000 円加算
3-03-13	その他の窒素	別途提示	—
3-04	りん酸	—	—
3-04-01	りん酸全量	7,000 円	窒素全量と同時に分析する場合には 1,000 円を減額
3-04-02	可溶性りん酸	7,000 円	—
		8,500 円	ポリりん酸、亜りん酸を含む場合
3-04-03	不溶性りん酸	7,000 円	—
		7,500 円	ポリりん酸、亜りん酸を含む場合
3-04-04	水溶性りん酸	5,000 円	—
		7,000 円	ポリりん酸、亜りん酸を含む場合
3-04-05	有効りん酸	8,500 円	AOAC 法
3-04-06	その他のりん酸	別途提示	—
3-05	加里	—	—
3-05-01	加里全量	7,000 円	アルカリ融解、焼成処理を伴う場合は（注 2）による。
3-05-02	不溶性加里	6,000 円	—
3-05-03	水溶性加里	5,500 円	加里質肥料及び硝酸加里に適用
		7,000 円	その他のもの
3-05-04	その他の加里	別途提示	—

分析項目		単価	備考
3-06	けい酸	—	—
3-06-01	けい酸全量	9,000 円	(注2) 参照
3-06-02	可溶性けい酸	8,000 円	シリカゲル肥料を含まない場合
		10,000 円	シリカゲル肥料の 0.1M 水酸化ナトリウム可溶性
		15,000 円	塩酸及び水酸化ナトリウム溶液可溶性けい酸の含量
3-06-03	その他けい酸	10,500 円	有機酸またはその塩類溶液で抽出したもの
3-07	カルシウム (石灰)	6,000 円	石灰質肥料に適用
		7,000 円	有機資材などに適用。ただしアルカリ融解・焼成処理を伴う場合は(注2)による
3-08	マグネシウム (苦土)	6,000 円	有機資材などに適用。ただしアルカリ融解・焼成処理を伴う場合は(注2)による
		7,000 円	アルカリ融解、焼成処理を伴う場合は(注2)による
3-09	アルカリ分	6,000 円	塩酸法
		12,000 円	可溶性石灰と苦土の含量で算出
3-10	マンガン	6,000 円	—
3-11	ほう素	11,000 円	—
3-12	亜硝酸	6,000 円	—
3-13	亜硫酸	6,000 円	—
3-14	硫青酸化物	6,000 円	チオシアノ酸塩
3-15	スルファミン酸	6,500 円	アミド硫酸。硫酸アンモニアに適用
		9,500 円	硫酸アンモニア以外の試料に適用
3-16	塩素または塩分	4,500 円	窒素質肥料、加里質肥料、及びりん鉱石
		7,000 円	上記以外のもの
3-17	硫酸イオン	8,000 円	—
3-18	硫化物	9,000 円	—
3-19	酸分	3,000 円	硫酸アンモニア等の遊離硫酸
		6,000 円	有機溶媒抽出による場合
3-20	塩酸不溶解物	7,000 円	土砂
3-21	酸不溶・アルカリ可溶分 (腐植酸)	20,000 円	—
3-22	全炭素	9,000 円	—
3-23	有機炭素	8,000 円	ニクロム酸滴定法(チュリン法)
3-24	二酸化炭素	8,000 円	—
3-25	過マンガン酸カリウム消費量	4,000 円	—
3-26	ペプシン消化率	11,000 円	窒素全量を同時に依頼した場合
		20,000 円	窒素全量を依頼しない場合
3-27	エーテル抽出物	6,000 円	加里塩に適用
3-28	n-ヘキサン抽出物	7,000 円	加里塩に適用
3-29	アミン剤	9,000 円	加里塩に適用

分析項目		単価	備考
3-30	熱水不溶物	5,000 円	加里塩に適用
3-31	粗キチン	10,000 円	植物質繊維を含まない場合
3-32	キチン	50,000 円	—
3-33	タンニン	15,000 円	—
3-34	ニコチン	20,000 円	—
3-35	酸化鉄・酸化アルミニウム含量 (三二酸化物)	15,000 円	りん鉱石に適用
3-36	鉄	7,000 円	—
3-37	アルミニウム	8,000 円	—
3-38	亜鉛	7,500 円	—
3-39	アンチモン	8,000 円	—
3-40	硫黄	9,000 円	—
3-41	カドミウム	8,000 円	—
3-42	クロム	8,000 円	—
3-43	クロム(六価)	5,000 円	—
3-44	コバルト	9,000 円	—
3-45	臭素	8,500 円	—
3-46	水銀	10,000 円	—
3-47	すず	8,000 円	—
3-48	ストロンチウム	8,000 円	—
3-49	セレン	11,000 円	—
3-50	チタン	13,000 円	—
3-51	銅	7,500 円	—
3-52	ナトリウム	6,000 円	—
3-53	鉛	8,000 円	—
3-54	ニッケル	8,000 円	—
3-55	バナジウム	9,000 円	—
3-56	バリウム	8,000 円	—
3-57	ひ素	8,000 円	無機質肥料、りん鉱石に適用
		10,000 円	有機物を含有する試料に適用
3-58	フッ素	9,000 円	—
3-59	ベリリウム	9,000 円	—
3-60	モリブデン	8,000 円	—
3-61	よう素	10,000 円	—
3-62	シアノ化合物	8,000 円	シアノ
3-63	水中溶出率	別途表示	—
3-64	電気伝導率	2,200 円	EC
3-65	強熱減量	6,000 円	灼熱損量
3-66	比重	7,000 円	—
3-67	容積重(単位容積質量)	3,500 円	—
		6,500 円	容積密度(仮比重)で水分を測定する場合
3-68	硬度	3,000 円	乾燥を必要としない場合。粒度を指定する場合は 3-71 を加算

分析項目		単価	備考
		4,000 円	乾燥を必要とする場合。粒度を指定する場合は同上
3-69	粉化率	9,000 円	ボールミル法
3-70	安息角	5,000 円	—
3-71	ふるい分け試験	2,000 円	ふるい 2 枚まで 1 枚につきの料金
		1,000 円	3 枚目から 1 枚につきの料金
3-72	肥料の水中の崩壊試験	10,000 円	—
3-73	肥料の土中の崩壊試験	20,000 円	—
3-74	肥料の浮上試験	10,000 円	—
3-75	陽イオン交換容量 (CEC)	15,000 円	塩基置換容量
3-76 溶出試験		—	農業廃棄物の判定基準
3-76-01	溶出液の調整	9,000 円	試料 1 個についての手数料
3-76-02	アルキル水銀	20,000 円	—
3-76-03	水銀またはその化合物	9,000 円	—
3-76-04	カドミウムまたはその化合物	6,000 円	—
3-76-05	鉛またはその化合物	6,000 円	—
3-76-06	有機りん化合物	18,000 円	—
3-76-07	六価クロム化合物	5,000 円	—
3-76-08	ひ素またはその化合物	7,000 円	—
3-76-09	シアノ化合物	7,000 円	—
3-76-10	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	35,000 円	—
3-76-11	トリクロロエチレン	20,000 円	項目 11~13 を、同時に 2 項目実施する場合の手数料は 25,000 円
3-76-12	テトラクロロエチレン	20,000 円	—
3-76-13	1. 1. 1.-トリクロロエタン	20,000 円	—
3-76-14	農薬類	別途提示	—
3-77	M/50 塩酸消費量	5,000 円	尿素を対象 (JIS K1458)
3-78	濁度	5,000 円	尿素を対象 (JIS K1458)
3-79	ホルムアルデヒド	9,000 円	尿素、ホルムアルデヒド加工尿素
		15,000 円	複合肥料の場合
		20,000 円	複合肥料でタンパク質を含む場合
3-80	その他	別途提示	—

注 1) 乾物換算値を必要とする場合、または水分の定量を必須条件とする分析項目については、水分の分析料 3,500 円を加算します。ただし水分の測定を同時に依頼される場合は不要です。

注 2) 分析試料溶液の調製にアルカリ融解（または焼成）を要する場合には、試料 1 点につき 8,000 円、またフッ化水素酸処理をする場合には、同じく 5,000 円をそれぞれ加算します。この加算は肥料、肥料原料以外にも同様に適用します。

注 3) この手数料は肥料分析法に記載の方法のほか、土壤環境分析法（日本土壤肥料学会監修）等、当協会で常法としている方法で定量する場合に適用されます。

注 4) 定性分析は、上表の手数料の半額とします。

4. ケミカル・有機工業薬品

分析項目	単価	英名
4-01 密度、比重 浮きばかり ピクノメータ 酒精度、アルコール度数 ブリックス度 ハーバード法 かさ密度 密度補正係数 容量補正係数 蒸気密度	—	Density, Specific gravity
	3,500 円	Hydrometer
	7,000 円	Pycnometer
	7,000 円	Alcohol degree
	7,000 円	Brix degree
	10,000 円	Harvard method
	20,000 円	Bulk density
	25,000 円	Density conversion factor
4-02 色 Pt-Co 色 ASTM 色 Saybolt 色 Gardner 色 加熱色	25,000 円	Volume conversion factor
	30,000 円	Vapor density
	—	Color
	4,000 円	Platinum - cobalt scale (Pt-Co)
	4,000 円	ASTM color scale
	4,000 円	Saybolt color scale
4-03 水分 KF 法 加熱乾燥法 蒸留法 加熱気化-KF 法	4,000 円	Gardner color scale
	9,400 円	Color after heating
	—	Water, Moisture
	5,500 円	Karl Fischer titration
	5,500 円	Drying method
4-04 塩分 塩分 (無機塩素、比濁法) 全塩素分 (微量電量滴定法) 有機塩素 酸水素炎燃焼 モール法 電位差沈澱滴定法 (硝酸銀滴定法) イオンクロマト イオン電極	5,500 円	Distillation method
	9,000 円	Heat-evaporation method
	—	Chloride
	9,400 円	Inorganic chloride
	15,000 円	Total chloride
	24,400 円	Organic chloride
	13,500 円	Oxyhydrogen flame combustion
	9,400 円	Mohr method
4-05 蒸留試験 常圧蒸留 水蒸気蒸留 減圧蒸留	13,500 円	Potentiometry
	15,000 円	Ion chromatography
	9,400 円	Ion electrode
	—	Distillation
4-06 酸価・アルカリ価・中和価 指示薬滴定 電位差滴定法 加熱後の酸価 (指示薬滴定法)	7,000 円	Atmospheric distillation
	15,000 円	Steam distillation
	25,000 円	Vacuum distillation
	4,500 円	Acidity, Alkalinity, Neutrality
	10,000 円	pH Indicator method
4-06 電位差滴定法 加熱後の酸価 (指示薬滴定法)	9,400 円	Potentiometry
	10,000 円	Acidity after heating

分析項目	単価	英名
4-07 硫黄分	—	Sulfur
	9,400 円	Turbidmetry
	12,000 円	Precipitation gravimetry
	12,000 円	Coulometry
	12,000 円	Ultraviolet fluorescence method
	15,000 円	Bomb method
	15,000 円	Oxyhydrogen flame combustion
4-07 硫化水素	15,000 円	Hydrosulfide
4-07 垂硫酸定性	9,400 円	Sodium sulfurous
4-08 ガスクロ分析		Gas chromatography
4-08 ガスクロマトグラフィー	9,400 円	FID, TCD, ECD, FPD, NPD, SCD
	55,000 円	Gas chromatography-Mass spectrometry
4-08 熱分解法 GC-MS	70,000 円	Pyrolysis GC-MS
4-08 固相抽出-GC-MS	70,000 円	GC-MS (Solid-phase extraction)
4-09 純度	9400 ~	Purity
4-10 水溶性	7,000 円	Water solubility, Water miscibility
4-11 不揮発分	7,000 円	Non-volatile matter
4-12 臭い	2,200 円	Odor
4-13 過マンガン酸カリウム試験	7,000 円	Permanganate test
4-14 硫酸着色試験	9,400 円	Acid wash color
4-15 灰分	7,000 円	Ash
4-16 インヒビター	9,400 円	Inhibitor
4-17 ポリマー	9,400 円	Polymer
4-18 pH	3,000 円	pH
4-19 電気伝導度	7,000 円	Electric conductivity
4-20 不ケン価物	15,000 円	Non-saponified matter
4-21 沸点 (平衡還流法)	7,000 円	Boiling point
4-22 融点 (試験管法)	12,000 円	Melting point (Testing tube method)
4-23 融点 (熱分析法)	20,000 円	Melting point (Thermal analysis)
4-24 ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
4-25 臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
4-26 溶媒不溶分 (ろ過法)	9,400 円	Suspended matter (Filtration method)
4-27 UV 吸收, 光学密度	9,400 円	Ultraviolet absorption
4-28 カルボニル価	15,000 円	Carbonyl value
4-29 エステル価	15,000 円	Ester value
4-30 ケン化価	15,000 円	Saponification value
4-31 水酸基価	15,000 円	Hydroxyl value
4-32 アセチル価	15,000 円	Acetyl value
4-33 ヨードホルム生成物質	9,400 円	Aldehyde, Ketone
4-34 アンモニア	9,400 円	Ammonia
4-35 過酸化物	9,400 円	Peroxide
4-36 屈折率	4,500 円	Refractive Index

分析項目	単価	英名
4-37 沈殿物・浮遊物 (フィルターろ過法)	9,400円	Suspended matter (Filtration method)
4-38 アニリン点, 混合アニリン点	12,000円	Aniline point, Mixed aniline point
4-39 酸化安定度 (ボンベ法)	12,000円	Oxydation stability
4-40 凝固点	9,400円	Freezing point
4-41 発火点	25,000円	Ignition point
4-42 混濁度	7,000円	Turbidity
4-43 金属	9,400円	Metal (ICP 発光分光, 原子吸光の項を参照)
4-44 ドクターテスト	15,000円	Doctor test
4-45 ヒ素分析 (グッツァイト法)	15,000円	Arsenic analysis
4-46 水銀 (水銀メータ)	15,000円	Mercury analyzer
4-47 界面活性剤 (定性, 定量)	15,000円	Surfactant
4-48 ガソリン混合試験	7,000円	Miscibility with gasoline
4-49 界面張力	15,000円	Surface tension
4-50 紫外線照射機	7,000円	Ultraviolet irradiation
ガス検出		Gas detection
4-51 ガス検知管 (成分毎)	9,400円	Gas detecting tube
ガス検知メータ (成分毎)	9,400円	Gas detector
異臭分析 (定性定量分析)	70,000円	Foreign odor (GC-MS)
液クロ分析		
4-52 LC カラムクロマト	9,400円	Column chromatography
LC イオン交換カラムクロマト	15,000円	Ion-exchange chromatography
高速液体クロマトグラフィー	—	High performance liquid chromatography
4-53 高速液クロ (HPLC)	22,000円	HPLC
サイズ排除クロマトグラフ	30,000円	GPC, GFC
分子量分布測定	70,000円	Molecular weight distribution
4-54 イオンクロマトグラフィー	12,000円	Ion chromatography
窒素	—	Nitrogen
4-55 ケルダール法	4,500円	Kjeldahl method
揮発性塩基性窒素	9,400円	Volatile base nitrogen
微量電量窒素	15,000円	Coulometry
4-56 発火点	25,000円	Ignition point
引火点	—	Flash point
4-57 タグ密閉式	4,500円	TCC (Tag closed tester)
タグ開放式	4,500円	TOC (Tag open cup)
クリーブランド開封式	4,500円	COC (Cleveland open cup)
エーベルペンスキー開封式	4,500円	Abel-Pensky open cup
セタ密閉式	4,500円	SCC (Seta closed cup)
セタ開放式	4,500円	SOC (Seta open cup)
燃焼点	4,500円	Burning point, Fire point

	自動滴定装置	—	Autotitration
4-58	分極滴定	9,400 円	Polarization titration
	沈澱滴定	9,400 円	Precipitation titration
	電気滴定	9,400 円	Electrometric titration
	電位差滴定	9,400 円	Potentiometric titration
	酸化還元滴定	9,400 円	Oxidation-reduction titration
4-59	赤外線吸収スペクトル分析	—	Infrared absorption spectrometry
	ATR 法	15,000 円	ATR method
	熱分解法	18,000 円	Pyrolysis IR
4-60	原子吸光光度計	—	Atomic absorption spectrometry
	フレーム	9,400 円	Flame method
	ファーネス	9,400 円	Furnace AAS (flame-less)
	還元気化法	12,000 円	Reduction volatilization method
	水素化法	12,000 円	Hydrogenation metho
4-61	水銀（金アマルガム法）	30,000 円	Mercury(Gold amalgam method)
	発光分光光度計 (ICP)	—	ICP spectrometry
	元素毎	9,400 円	Each element
4-62	多元素同時分析	35,000 円	Simultaneous analysis
	電子顕微鏡	—	Electron microscope
	走査型電子顕微鏡 (SEM)	25,000 円	Scanning electron microscope
4-63	X線マイクロ分析 (EDX)	25,000 円	Energy dispersive X-ray microanalyzer
	光学顕微鏡	—	Optical microscope
	実体顕微鏡	7,000 円	Stereomicroscope
	透過モード	15,000 円	Transmission method
	落射モード	15,000 円	Incident method (Dark/Bright field)
	位相差モード	15,000 円	Phase contrast microscope
	微分干渉 (ノマルスキーオ式)	15,000 円	Differential interference contrast microscope
4-64	偏光	15,000 円	Polarization microscope
	共焦点顕微鏡	30,000 円	Confocal microscope
	熱分析	—	Themal analysis
4-65	熱重量分析 (TG)	20,000 円	Thermogravimetric analysis
	示差熱量分析 (DTA)	20,000 円	Differential scanning calorimeter
	示差走査熱量分析 (DSC)	20,000 円	differential thermal analysis
4-65	粘度	—	Viscosity
	動粘度	5,500 円	Kinemtic viscosity
	絶対粘度	9,000 円	Dinamic viscosity
	回転粘度計	9,000 円	Rotational viscometer
	振動粘度計	9,000 円	Oscillation viscometer
	粘度指数	12,000 円	Viscosity index

5. 石油分析 (JIS 規格・揮発油品確法に基づく分析)

揮発油 (ガソリン)	試料量	単価	強制項目	表示項目
5-1-01 鉛	50ml	13,500 円	○	○
5-1-02 硫黄分	20ml	9,400 円	○	○
5-1-03 MTBE	10ml	9,000 円	○	○
5-1-04 ベンゼン	10ml	9,000 円	○	○
5-1-05 灯油混入	10ml	9,000 円	○	○
5-1-06 メタノール	10ml	9,000 円	○	○
5-1-07 エタノール	10ml	8,000 円	○	○
5-1-08 酸素量	10ml	8,000 円	○	○
5-1-09 実在ガム	100ml	9,000 円	○	○
5-1-10 色	50ml	2,200 円	○	○
5-1-11 オクタン価	1,200ml	30,000 円	—	○
5-1-12 密度	20ml	3,500 円	—	○
5-1-13 蒸留性状	150ml	7,000 円	—	○
5-1-14 銅板腐食	50ml	5,500 円	—	○
5-1-15 蒸気圧	100ml	11,000 円	—	○
5-1-16 酸化安定度	100ml	15,000 円	—	○
合計 (消費税抜き)	1,900ml	158,100 円	86,100 円	158,100 円

灯油	試料量	単価	強制項目	表示項目
5-2-01 硫黄分	20ml	9,400 円	○	○
5-2-02 引火点	100ml	4,500 円	○	○
5-2-03 色 (セーボルト色)	50ml	4,000 円	○	○
灯油	試料量	単価	強制項目	表示項目
5-2-04 蒸留性状	150ml	7,000 円	—	○
5-2-05 煙点	50ml	10,000 円	—	○
5-2-06 銅板腐食	100ml	5,500 円	—	○
合計 (消費税抜き)	470ml	40,400 円	17,900 円	40,400 円

軽油	試料量	単価	強制項目	表示項目
5-3-01 硫黄分	20ml	9,400 円	○	○
5-3-02 セタン指数	150ml	3,500 円	○	○
5-3-03 蒸留性状	150ml	7,000 円	○	○
5-3-04 脂肪酸メチルエステル, トリグリセリド	10ml	31,000 円	○	○
5-3-05 引火点 (ペンスキー・マルテンス法)	150ml	4,500 円	—	○
5-3-06 流動点	50ml	6,000 円	—	○
5-3-07 目詰まり点	50ml	12,500 円	—	○
5-3-08 10%残留炭素	200ml	12,500 円	—	○
5-3-09 動粘度	50ml	5,500 円	—	○
合計 (消費税抜き)	830ml	91,900 円	50,900 円	91,900 円

BDF 混合軽油	試料量	単価	強制項目	表示項目
5-4-01 硫黄分	20ml	9,400 円	○	○
5-4-02 セタン指数	150ml	3,500 円	○	○
5-4-03 蒸留性状 (90%留出温度)	150ml	7,000 円	○	○
5-4-04 脂肪酸メチルエステル, トリグリセリド	10ml	31,000 円	○	○
5-4-05 メタノール	10ml	32,500 円	○	○
5-4-06 酸価	50ml	6,500 円	○	○
5-4-07 ギ酸, 酢酸及びプロピオン酸	10ml	22,000 円	○	○
5-4-08 酸価の増加	100ml	40,000 円	○	○
5-4-09 引火点 (PMCC 法)	150ml	4,500 円	—	○
5-4-10 流動点	50ml	6,000 円	—	○
5-4-11 目詰まり点	50ml	12,500 円	—	○
5-4-12 10%残留炭素	200ml	12,500 円	—	○
5-4-13 動粘度	50ml	5,500 円	—	○
合計 (消費税抜き)	1,000ml	192,900 円	151,900 円	192,900 円

重油	試料量	単価	強制項目	表示項目
5-4-01 硫黄分	10ml	9,400 円	○	—
5-4-02 反応 (無機酸)	100ml	3,500 円	○	—
合計 (消費税抜き)	110ml	12,900 円	12,900 円	—

6. 石油分析 (ISO8217、船用燃料油 FO/MDO)

重油 (ISO8217-2010)		試料量	Grade		Item (英名)
			RMA 10 ~ RMK 700		
6-1-01	密度 (振動式密度計法)	10ml	3,500 円		Density
6-1-02	動粘度 @50°C	50ml	5,500 円		Kinematic viscosity
6-1-03	CCAI	—	1,000 円		CCAI
6-1-04	硫黄分 (励起法)	20ml	9,400 円		Sulfur
6-1-05	引火点 (PM)	150ml	4,500 円		Flash point (PM)
6-1-06	硫化水素	100ml	25,000 円		Hydrogen sulfide
6-1-07	酸価	100ml	6,500 円		Acid number
6-1-08	潜在トータルセジメント	30ml	15,000 円		Total sediment (potential)
6-1-09	残留炭素分 (ミクロ法)	10ml	5,500 円		Micro carbon residue
6-1-10	流动点	100ml	6,500 円		Pour point
6-1-11	水分 (蒸留法)	100ml	5,500 円		Water by distillation
6-1-12	灰分	10ml	6,000 円		Ash
6-1-13	バナジウム	30ml	9,400 円		Vanadium (V)
6-1-14	ナトリウム	30ml	9,400 円		Sodium (Na)
6-1-15	アルミニウムおよびケイ素	30ml	22,900 円		Aluminium plus silicon
6-1-16	カルシウム	30ml	9,400 円		Calcium (Ca)
6-1-17	亜鉛	30ml	9,400 円		Zinc (Zn)
6-1-18	リン	30ml	9,400 円		Phosphorus (P)
合計 (消費税抜き)		—	163,800 円		—

ディーゼル燃料油 (ISO8217-2010)		試料量	Grade				Item (英名)
			DMX	DMA	DMZ	DMB	
6-2-01	動粘度 @40°C	50ml	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	Kinematic viscosity
6-2-02	密度 (振動式密度計法)	10ml	—	3,500 円	3,500 円	3,500 円	Density
6-2-03	セタン指数	110ml	10,500 円	10,500 円	10,500 円	—	Cetane index
6-2-04	硫黄分 (励起法)	20ml	9,400 円	9,400 円	9,400 円	9,400 円	Sulfur (S)
6-2-05	引火点 (PM)	150ml	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	Flash point (PM)
6-2-06	硫化水素	100ml	25,000 円	25,000 円	25,000 円	25,000 円	Hydrogen sulfide
6-2-07	酸価	100ml	6,500 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円	Acid number
6-2-08	実在トータルセジメント	15ml	—	—	—	10,000 円	Total sediment (Potential)
6-2-09	酸化安定度	400ml	40,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	Oxydation stability
6-2-10	10%残油の残留炭素分	10ml	12,500 円	12,500 円	—	—	10% carbon residue
6-2-11	残留炭素分 (ミクロ法)	5ml	—	—	5,500 円	5,500 円	Micro carbon residue
6-2-12	曇り点	50ml	5,500 円	—	—	—	Cloud point
6-2-13	流动点	100ml	—	6,000 円	6,000 円	6,000 円	Pour point
6-2-14	外観	500ml	2,200 円	2,200 円	—	—	Appearance
6-2-15	灰分	10ml	—	—	6,000 円	6,000 円	Ash
6-2-16	潤滑性(HFRR)	10ml	40,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	Lubricity (HFRR)
合計 (消費税抜き)		—	156,100 円	160,100 円	156,900 円	156,400 円	—

7. 石油分析（軽油）

	軽油	試料量	単価	Gas oil	対応規格			
					JIS	ASTM	EN/ISO	IP
7-01	密度（振動式密度計法）	5ml	3,500 円	Density by digital density meter	K 2249	D 4052 D 5002	ISO 12185	365
7-02	密度（ふひょう法）	500ml	3,500 円	Density by hydrometer	K 2249	D 1298	ISO 3675	160
7-03	API 度 @60 ° F (計算のみ)	5ml	1,000 円	API gravity @60 ° F	K 2249	D 1250	-	-
7-04	外観	1,000ml	2,200 円	Appearance	-	D 4176-1	-	-
7-05	外観（ヘイズレイティング）	1,000ml	4,000 円	Appearance (Haze rating)	-	D 4176-2	-	-
7-06	色 (ASTM)	50ml	4,000 円	Color	K 2580	D 1500 D 6045	ISO 2049	196
7-07	セタン価	4,000ml	60,000 円	Cetane number	K 2280	D 613	ISO 5165	41
7-08	セタン指数(4変数法；蒸留、密度込み)	1,100ml	1,000 円	Cetane Index (4 Variable Equation)	K 2280	D 4737	ISO 4264	380
7-09	セタン指数(2変数法；蒸留、密度込み)	1,100ml	1,000 円	Cetane Index (4 Variable Equation)	-	D 976	-	-
7-10	ディーゼル指数	20ml	9,500 円	Diesel index	-	-	-	-
7-11	蒸留性状(常圧)	100ml	7,000 円	Distillation	K 2254	D 86	ISO 3405	123
7-12	蒸留性状(ガスクロ法)	10ml	25,000 円	Biling range distribution by gas chromatography	K 2254 (参考)	D 2887	ISO 3924	406
7-13	引火点(PM)	250ml	4,500 円	Flash-Point by PM Closed Cup Tester	K 2265-3	D 93	ISO 2719	34
7-14	硫黄分(酸価分解・紫外蛍光法)	5ml	9,400 円	Sulfur by Ultraviolet Fluorescence	K 2541-6	D 5453	ISO 20846	490
7-15	硫黄分(微量電量滴定式酸化法)	5ml	9,400 円	Sulfur by Oxidative Microcoulometry	K 2541-2	D 3120	ISO/DIS 16591	373
7-16	硫黄分(励起法)	20ml	9,400 円	Sulfur by EDX	K 2541-4	D 4294	ISO 8754	336
7-17	曇り点	45ml	5,500 円	Cloud point	K 2269	D 2500	ISO 3015 EN 23015	219
7-18	目詰まり点(CFPP)	50ml	12,500 円	Cold filter plugging point	K 2288	D 6371	EN 116	309
7-19	流動点	100ml	6,000 円	Pour point	K 2269	D 97 D 5950	ISO 3016	15
7-20	10% 残留炭素分(コンラドソン法)	200ml	12,500 円	Conradson carbon residue on 10% distillation residue	K 2270	D 189	ISO 6615	13
7-21	10% 残留炭素分(ミクロ法)	200ml	12,500 円	Micro carbon residue on 10% distillation residue	K 2270	D 4530	ISO 10370	398
7-22	10% 残留炭素分(ラムスポットム法)	200ml	18,500 円	Ramsbottom carbon residue on 10% distillation residue	-	D 524	-	14
7-23	灰分	100ml	6,000 円	Ash	K 2272	D 482	ISO 6245	4
7-24	芳香族分および多環芳香族分(HPLC法)	20ml	30,000 円	Aromatic hydrocarbons and PAH[(and Polyaromatic hydrocarbons)	-	D 6591	EN 12916	391
7-25	芳香族分および多環芳香族分(超臨界クロマト法)	-	50,000 円	Aromatic hydrocarbons (and Polyaromatic hydrocarbons)	-	D 5186	-	-
7-26	炭化水素タイプ分析(HPLC法)	50ml	30,000 円	Aromatics	JPI-5S-49	-	-	-
7-27	導電率	300ml	5,500 円	Electric conductivity	K 2276	D 2624	ISO 6297	274
7-28	銅板腐食試験	50ml	5,500 円	Copper corrosion	K 2513	D 130	ISO 2160	154
7-29	潤滑性(HFRR)	50ml	40,000 円	Lubricity HFRR	JIP-5S-50	D 6079	EN 12156-1	450
7-30	強酸価(指示薬法)	100ml	6,500 円	Strong acid number (Color indicator)	K 2501	D 974	ISO 6618	136
7-31	酸価(電位差滴定法)	40ml	9,500 円	Acid number (Electric titration)	K 2501	D 664	ISO 6619	177

軽油		試料量	単価	Gas oil	対応規格			
					JIS	ASTM	EN/ISO	IP
7-32	酸価 (指示薬法)	100ml	6,500 円	Acid number (Color indicator titration)	K 2501	D 974	ISO 6618	139
7-33	全塩素	10ml	15,000 円	Total chlorine	-	D 5808	-	-
7-34	窒素分 (化学発光法)	10ml	9,400 円	Nitrogen	K 2609	D 4629	-	-
7-35	酸化安定度	400ml	40,000 円	Oxidation Stability	-	D 2274	EN ISO 12205	388
7-36	High temperature stability (90 minnute @150°C)	500ml	25,000 円	High temperature stability	-	D 6468	-	-
7-37	きょう雜物	1,000ml	10,000 円	Particulate matter	-	D 6217	ISO 15167 EN 12662	440
7-38	セジメント (抽出セジメント)	20ml	10,000 円	sediment by extraction	-	D 473	ISO 3735	53
7-39	水泥分	100ml	6,500 円	Water and sediment	K 2601	D 2709	ISO 3734	-
7-40	水分(KF式、電量滴定法)	20ml	5,500 円	Water by coulometric titlation	K 2275	D 6304	ISO 12937	438
7-41	水分(KF式、容量滴定法)	20ml	5,500 円	Water by volumetric Karl-Fisher titlation	K 2275	D 1744	ISO 6296	439
7-42	水分(蒸留法)	100ml	5,500 円	Water by distillation	K 2275	D 95 D 4006	ISO 3733	74
7-43	脂肪酸メチルエステル (FAME)	100ml	30,000 円	FAME content	-	-	EN 14078	-
7-44	Filter blocking tendency (FBT)	350ml	30,000 円	Filter blocking tendency	-	D 2068	-	387
7-45	総発熱量	50ml	9,400 円	Gross Caloric Value	K 2279	D 4809 D 4868	ISO 15911	355
7-46	真発熱量 (計算のみ)	50ml	9,400 円	Net Caloric Value (calculation)	K 2279	D 4529 D 4868	ISO 3648	381
7-47	微生物試験	50ml	30,000 円	Microbial Count	-	-	-	385

8. 石油分析 (ジェット燃料油・成分分析・潤滑油・ピッチ)

JET 燃料 (DEFSTAN 91-91) Issue 7		試料量	単価	JET fuel oil (DEFSTAN)
8-1-01	外観	50ml	2,200 円	Visual appearance
8-1-02	色	100ml	4,000 円	Colour
8-1-03	きょう雜物 (重量法)	4,000ml	10,000 円	Particulate contamination
8-1-04	きょう雜物 (粒度分布)	400ml	28,000 円	Particulate count
8-1-05	酸価	20ml	6,500 円	Total acidity
8-1-06	芳香族 (蛍光指示薬法)	10ml	30,000 円	Aromatics
8-1-07	全芳香族 (HPLC 法)	10ml	30,000 円	Total aromatics
8-1-08	硫黄分	10ml	9,400 円	Sulphur, total
8-1-09	メルカプタン硫黄分	20ml	9,400 円	Sulphur, Mercaptan
8-1-10	ドクターテスト	10ml	9,400 円	Doctor Test
8-1-11	蒸留性状	100ml	7,000 円	Distillation
8-1-12	引火点	110ml	4,500 円	Flash point
8-1-13	密度 @15°C	5ml	3,500 円	Density at 15 ° C
8-1-14	析出点	50ml	10,000 円	Freezing point

JET 燃料 (DEFSTAN 91-91) Issue 7		試料量	単価	JET fuel oil (DEFSTAN)
8-1-15	動粘度 @-20°C	50ml	11,000 円	Viscosity at minus 20 ° C
8-1-16	煙点	20ml	10,000 円	Smoke point
8-1-17	ナフタレン	10ml	10,000 円	Naphthalenes
8-1-18	発熱量 (計算のみ)	0ml	1,000 円	Specific energy (Calculation)
8-1-19	銅板腐食 @50°C, 3h	50ml	5,500 円	Copper strip@50°C, 3h
8-1-20	熱安定性 (JFTOT)	700ml	52,000 円	Thermal stability (JFTOT)
8-1-21	実在ガム	50ml	20,000 円	Existent gum
8-1-22	水分離指数 (MSEP)	50ml	25,000 円	Microseparometer (MSEP)
8-1-23	導電率	300ml	5,500 円	Electrical conductivity
合計 (消費税別途)		6,125ml	303,900 円	—

成分分析		試料量	単価	Petroleum component analysis
8-2-01	FIA 分析	50ml	50,000 円	FIA analysis
8-2-02	PONA 分析	5ml	50,000 円	PONA analysis
8-2-03	PIONA 分析	5ml	50,000 円	PIONA analysis
8-2-04	SARA 分析 (TLC-FID)	10ml	30,000 円	SARA analysis (TLC-FID)
8-2-05	SARA 分析 (カラムクロマト法)	10ml	50,000 円	SARA analysis (Column Chromatography)
8-2-06	アスファルテン	10ml	13,500 円	Asphaltenes
8-2-07	レジン	0ml	50,000 円	Resin
8-2-08	ワックス	5ml	9,500 円	Wax
8-2-09	芳香族分 (タイプ分析 JPI 法)	300ml	30,000 円	Aromatics JPI method (HPLC)
8-2-10	芳香族分 (軽油, HPLC 法)	300ml	30,000 円	Aromatics (HPLC) of Gas oil
8-2-11	芳香族分 (航空燃料油, HPLC 法)	300ml	30,000 円	Aromatics (HPLC) of Jet fuel oil
8-2-12	芳香族分 (超臨界クロマト法)	300ml	50,000 円	Aromatics by Supercritical Fluid Chromatography
8-2-13	潤滑油中の石油分 (税関分析法)	300ml	50,000 円	Petroleum content in lubrication oil
8-2-14	アニリン点	20ml	6,000 円	Aniline point
8-2-15	環分析 (n-d-M 法)	200ml	30,000 円	Ring analysis (n-d-M method)

潤滑油分析		試料量	単価	Grease (Grade 1)
8-3-01	酸価	40ml	9,500 円	Acid value
8-3-02	塩基価	40ml	9,500 円	Dropping point
8-3-03	引火点 (COC 法)	160ml	4,500 円	Flash point
8-3-04	軽油希釈率	50ml	10,500 円	Cupper corrosion
8-3-05	ガソリン希釈率	10ml	6,000 円	Ash
8-3-06	水分	20ml	10,500 円	Water content
8-3-07	ペンタン不溶分 (A 法)	50ml	8,000 円	Pentane insolubles
8-3-08	凝集ペンタン不溶分 (B 法)	50ml	8,000 円	Pentane insolubles
8-3-09	トルエン不溶分	50ml	8,000 円	Toluene insolubles
8-3-10	動粘度	40ml	5,500 円	Kinematic viscosity
8-3-11	粘度指数 (粘度測定 2 点含む)	80ml	11,000 円	Viscosity index
合計 (消費税別途)		590ml	91,000 円	—

アスファルト・ピッチ・クレオソート油		試料量	単価	Item (英名)
8-4-01	軟化点 (環球式)	200g	10,000 円	Softening point
8-4-02	引火点	200g	9,000 円	Flash point
8-4-03	密度 @15°C	100g	15,000 円	Density at 15 ° C
8-4-04	トルエン不溶分	50g	8,000 円	Toluene insolubles
8-4-05	キノリン不溶分	50g	8,000 円	Toluene insolubles
8-4-06	蒸留試験	300g	14,000 円	Distillation
8-4-07	ワックス	300g	13,500 円	Wax content
8-4-08	固定炭素	50g	20,000 円	Fixed carbon
8-4-09	コーカス残分	50g	25,000 円	Cokes residue

9. 異物・付着物

異物・付着物		試料量	単価	Item (英名)
9-01	光学顕微鏡観察	1ml	20,000 円	Optical Microscope
9-02	赤外線吸収スペクトル分析	1ml	15,000 円	Infrared absorbance spectrometry
9-03	走査型電子顕微鏡-EDX 分析	1ml	20,000 円	SEM-EDX analysis
9-04	熱分析 (TG-DTA, DSC)	1ml	25,000 円	Thermal analysis
9-05	X線回折	2ml	20,000 円	X-ray Diffraction
9-06	ICP 分析 (金属分析等)	20ml	25,000 円	ICP analysis
9-07	溶解性試験	10ml	15,000 円	Solubility test
9-08	pH, 酸性度・アルカリ性度	20ml	10,000 円	pH, Acid and alkali
9-09	酸化還元性試験	20ml	10,000 円	Oxidation reduction reaction
9-10	ガスクロマトグラフィー	5ml	15,000 円	Gas chromatography
9-11	ガスクロマトグラフィー質量分析	5ml	55,000 円	Gas chromatography - Mass spectrometry
9-12	高速液体クロマトグラフィー	5ml	25,000 円	High performance chromatography
9-13	異臭分析	10ml	70,000 円	Foreign odor analysis
9-14	可視紫外線吸収スペクトル分析	10ml	10,000 円	Spectrophotometry
9-15	蛍光スペクトル分析	10ml	15,000 円	Fluorescence spectrometry
9-16	前処理各種	10ml	7,000 円～	Pretreatment
9-17	諸経費 (データ解析・報告書作成等)	0ml	分析費用の 30%	Overhead costs
合計 (消費税別途)			—	平均的な費用 (60,000 円～120,000 円)

10. 軽油混入成分 (軽油引き取り税)

軽油混入成分		試料量	単価	Item (英名)
10-01	クマリン含有量	50ml	15,000 円	Optical Microscope
10-02	赤外線吸収スペクトル分析	1ml	15,000 円	Infrared absorbance spectrometry
10-03	蒸留試験	100ml	7,000 円	Distillation
10-04	密度	20ml	3,500 円	Density
10-05	外観・色調	—	2,200 円	Appearance, Color
10-06	硫黄分	5ml	9,400 円	Sulfur
10-07	灯油混入量	100ml	9,000 円	Kerosene fraction content
10-08	A重油混入量	20ml	25,000 円	Diesel oil content

軽油混入成分		試料量	単価	Item (英名)
10-09	サンプル写真	—	2,000 円	Photograph
合計 (消費税別途)			88,100 円	—

11. グリース・脂肪酸メチルエステル (FAME)

グリース1種		試料量	単価	Item (英名)
11-1-01	混和ちょう度	500ml	10,500 円	Worked penetration
11-1-02	滴点	10ml	10,500 円	Dropping point
11-1-03	銅版腐食	50ml	10,500 円	Copper corrosion
11-1-04	灰分	10ml	6,000 円	Ash
11-1-05	水洗耐水度 (38°C, 1 h)	20ml	10,500 円	Water washout
11-1-06	水分	50ml	5,500 円	Water content
合計 (消費税別途)			53,500 円	—

グリース2種		試料量	単価	Item (英名)
11-2-01	混和ちょう度	500ml	10,500 円	Worked penetration
11-2-02	滴点	10ml	10,500 円	Dropping point
11-2-03	銅版腐食	50ml	10,500 円	Copper corrosion
11-2-04	蒸発量	40ml	26,000 円	Evaporation
11-2-05	水洗耐水度 (38°C 1 時間)	20ml	10,500 円	Water washout
11-2-06	水分	50ml	5,500 円	Water content
合計 (消費税別途)			73,500 円	—

脂肪酸メチルエ斯特ル (FAME)		試料量	単価	日本工業規格 JISK 2390	欧州規格 EN 14214
11-01	エステル分	5ml	48,000 円	EN 14103	EN 14103
11-02	密度@15°C	10ml	3,500 円	JIS K 2249	EN ISO 12185
11-03	動粘度@40°C	50ml	5,500 円	JIS K 2283	EN ISO 3675
11-04	引火点	50ml	4,500 円	JIS K2265	prEN ISO 3679
11-05	硫黄分	150ml	9,400 円	JIS K 2541-6	prEN ISO 20846
11-06	10%残油の残留炭素分	220ml	31,500 円	JIS K 2270	EN ISO 10370
11-07	セタン価	30,000ml	60,000 円	JIS K 2280	EN ISO 5165
11-08	硫酸灰分	80ml	6,000 円	JIS K 2272	EN ISO 3675
11-09	水分	100ml	5,500 円	JIS K2275	ISO 3987
11-10	固形不純物	500ml	10,000 円	EN 12662	EN 12662
11-11	銅板腐食試験@50°C, 3h	50ml	5,500 円	JIS K 2513	EN ISO 2160
11-12	酸化安定性	10ml	20,000 円	当事者間の合意	EN 14112
11-13	酸価	50ml	6,500 円	JIS K 2501	ISO 14111
11-14	ヨウ素価	10ml	9,000 円	JIS K 0070	ISO 14105
11-15	リノレン酸メチル	5ml	48,000 円 (注1)	EN 14103	EN 14103
11-16	メタノール	15ml	25,000 円	EN 14110	EN 14110

脂肪酸メチルエステル (FAME)		試料量	単価	日本工業規格 JISK 2390	欧州規格 EN 14214
11-17	モノグリセライド, ジグリセライド, トリグリセライド, 遊離グリセリン, 全グリセリン	5ml	68,000 円	EN 14105	EN 14105
11-18	金属 (Na+K)	10ml	18,800 円	EN 14108	EN 14108
11-19	金属 (Ca+Mg)	10ml	18,800 円	EN 14538	EN 14538
11-20	りん	5ml	9,400 円	EN 14107	EN 14107
11-21	低温流動性(注2)	50ml	22,500 円	当事者間の合意	—
合計 (消費税別途)			412,900 円		412,900 円

注1) エステル分を測定する場合は、リノレン酸メチルの費用はかかりません。

注2) 低温流動性は、当事者間の合意で実施します。一例として、試料を使用してB5軽油を調整後に流動点および目詰まり点 (CFPP) を実施する場合の料金を記載します。

12. 消防法危険性評価

第4類関連 (引火性液体)		試料量	単価	備考
12-01	液状確認 (1点)	100ml	5,000 円	
12-02	引火点 (タグ密閉法)	200ml	15,000 円	
12-03	引火点 (セタ密閉法)	50ml	25,000 円	
12-04	引火点 (クリープランド開放法)	300ml	15,000 円	
12-05	動粘度	500ml	13,000 円	引火点と同温度で測定
12-06	燃焼点	200ml	20,000 円	
12-07	可燃性液体量	100ml	45,000 円	成分組成が既知の場合は省略可
12-08	沸点	200ml	15,000 円	
12-09	発火点	50ml	25,000 円	
12-10	水溶性	100ml	5,000 円	

第2類関連 (引火性固体)		試料量	単価	備考
12-03	引火点 (セタ密閉法)	50g	25,000 円	
12-11	小ガス炎着火試験	100g	15,000 円	

指定可燃物関連 (可燃性液体, 可燃性固体)		試料量	単価	備考
12-03	引火点 (セタ密閉法)	50ml, g	25,000 円	
12-12	融点	50ml, g	10,000 円	
12-13	発熱量	50ml, g	15,000 円	

予想類別料金例

以下の料金は、試料の成分組成が既知であり、且つ燃焼点および可燃性が省略できる場合についての例です。

予想類別	液状確認		引火点 タグ	引火点 セタ	引火点 クリープ ランド	動粘度	沸点	発火点	水溶性	発熱量	融点	合計 (消費税別)
	20°C	40°C										
	5,000 円	5,000 円	15,000 円	25,000 円	15,000 円	13,000 円	15,000 円	25,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
第一石油類 特殊引火物	○		○				○		○			40,000 円
第一石油類 第二石油類	○		○					○	○			50,000 円
第三石油類 特殊引火物	○		○	○		○		○	○			63,000 円
第三石油類	○		○		○				○			88,000 円
第四石油類 特殊引火物 指定可燃物	○		○		○				○			40,000 円
指定可燃物	○	○	○		○							65,000 円
	○	○	○		○							40,000 円
	○	○	○		○							35,000 円
	○	○	○		○				○			55,000 円
	○	○	○		○				○	○	○	60,000 円

13. 油脂および油脂原料

分析項目	単価	英名
13-01 油分	5,500 円	Oil content
13-02 脂肪 (粗脂肪)	5,500 円	Crude fat
13-03 水分	—	Moisture
13-04 カールフィッシャー法	5,500 円	Karl Fischer titration
13-05 加熱乾燥法	5,500 円	Drying method
糖分	—	Sugar
全糖分	8,000 円	Total sugar
転化糖	8,000 円	Invert sugar
13-06 還元糖分	8,000 円	Reducing sugar
糖度	7,000 円	Polarization
デンプン	9,000 円	Starch
13-07 繊維 (粗繊維)	9,000 円	Crude fiber
窒素化合物	—	Nitrogen component
タンパク質 (粗タンパク質)	4,500 円	Crude protein
窒素	4,500 円	Nitrogen
13-08 アンモニア態窒素	7,000 円	Ammonia nitrogen
アンモニア	9,400 円	Ammonia
尿素	9,400 円	Urea
ホルマリン	9,400 円	Formalin

分析項目	単価	英名
可溶性無窒素物 13-09 =水分+粗タンパク質+粗脂肪 +粗纖維+粗灰分	25,000 円	Nitrogen free extract
13-10 灰分	7,000 円	Ash
13-11 塩分	9,400 円	Chloride
13-12 酸値	4,500 円	Acidity, Alkalinity, Neutrality
13-13 水溶性酸値	9,000 円	Water soluble acids
13-14 遊離脂肪酸	9,400 円	Free fatty acids of extracted oil
13-15 脂肪酸組成	35,000 円	Fatty acid component
13-16 引火点	4,500 円	Flash point
13-17 燃焼点	4,500 円	Burning point, Fire point
13-18 凝固点	9,400 円	Freezing point
13-19 屈折率	4,500 円	Refractive Index
13-20 動粘度	5,500 円	Kinemtic viscosity
13-21 エステル値	15,000 円	Ester value
13-22 ケン化値	15,000 円	Saponification value
13-23 不ケン値物	15,000 円	Non-saponified matter
13-24 ヨウ素値	12,000 円	Iodine number
13-25 臭素値・臭素指数	12,000 円	Bromine number
13-26 水酸基値・アセチル値	15,000 円	Hydroxyl value
13-27 過酸化物	9,400 円	Peroxide
ふるい分け試験		Sieve test
13-28 ふるい3枚まで	10,000 円	Base cost
4枚以上1枚につき	2,500 円	For every additional screen
色	—	Color
13-29 ガードナー色	4,000 円	Gardner color scale
ロビボンド色	9,400 円	Lovibond color
金属	—	Metal
ヒ素	15,000 円	Arsenic
水銀	15,000 円	Mercury
13-30 リン	9,400 円	Phosphorous
カリウム	9,400 円	Potassium
ナトリウム	9,400 円	Sodium
カルシウム	9,400 円	Calsium

(12) - 2 分析料金

一般財団法人新日本検定協会
TEL 0246-54-3356

1 分析業務のお問合せとお申し込みについて

窓口は、以下の各分析センターです。

・横浜理化学分析センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目12番地13 新検ビル
TEL 045-473-5815 FAX 045-473-5834

・阪神理化学分析センター

〒559-0033 大阪府大阪市住之江区南港中6丁目2番地57号 大阪南港新検ビル
TEL 06-6614-7627 FAX 06-6614-7648

上記に直接お電話又はFax頂くか、当協会のホームページ (<http://www.shinken.or.jp/>) からお問合せ又はお申込みください。

2 分析料金

(1) 基本料金

この分析料金表は、通常の申し込みによる分析基本料金を表示しています。

(2) 割増料金

1) 至急割増料金 (Urgent) 基本料金の5割増

この条件で申込みを受け付けた場合は、優先して分析を開始します。但し、納期の指定は出来ません。

2) 期日指定・特急指定割増料金 (Rush) 基本料金の10割増

特にお急ぎで分析結果を必要とするような場合は、こちらでお申込みください(必ず事前にご相談ください)。

3) 休日割増

日曜日、祝日又は休日(12月30日、31日、1月1日及び3日を含む)の

8時30分から21時30分まで1人1時間又はその端数につき..... 2,100円

21時30分から8時30分まで1人1時間又はその端数につき..... 3,150円

(3) 付帯費用

1) 前処理料金

試料調製、事前灰化、分解、抽出、濃縮、分離等の前処理作業が必要な場合は、基本料金に加え次の料金を申し受けます。

①通常の前処理の場合は1試料につき 6,100~25,000円

②時間を要する作業については、半日作業(4時間以内)につき 25,000円

2) 取扱手数料金

試料処分費、梱包費、運搬費、返送費、試料保管費等の諸雑費が必要な場合は、基本料金に加え次の料金を申し受けます。

液体試料の場合 1品名1件につき..... 6,600円以上

固体試料の場合 1品名1件につき..... 3,000円以上

(4) その他

1) 証明書発行手数料

①3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき..... 500円

②再発行の場合は、1枚につき..... 1,000円

③サインドコピーは①及び②の5割増とします。

2) 消費税及び地方消費税の加算

①料金の総額に消費税等に基づく税率を乗じて計算します。

②免税となる取引には適用しません。

3) この料金表に記載のない分析等の料金につきましては、協議のうえ決めさせて頂きます。

基 本 料 金 表

1 鉱石、金属、その他無機物

(Ores, Metals and Other inorganic substances)

A 定性分析(Qualitative analysis)		円
一般的な手法による場合	1成分につき	8,800 以上
蛍光X線による場合	1試料につき	33,000 以上
B 定量分析(Quantitative analysis)		
一般元素の場合	1成分につき	10,300
特殊元素の場合	1成分につき	14,000~38,500
C 一般項目(Ordinary items)		
Ignition loss (強熱減量)		6,600
Insoluble matter (水不溶解残分)		6,100
Loss on drying (乾燥減量)		6,100
Moisture (水分) (乾燥法)		6,100
Organic matter (有機物質)		8,800
pH (水素イオン濃度)		4,000 以上
Specific gravity (比重)		7,700
" (カサ比重)		5,000
Sieve test (粒度試験)	ふるい3枚まで	11,000
	4枚以上ふるい1枚につき	3,000
" (水中ふるい)	ふるい1枚につき	8,500 以上
Turbidity of NaOH (カセイソーダの濁度)		9,900

2 石炭・コークス・黒鉛等

(Coal, Cokes, Graphite, etc.)

Ash (灰分)		8,300
Calorific value (発熱量)		10,300
Crucible Swelling number (ボタン指数)		9,900
Fixed carbon (固定炭素)		23,100
	(水分+灰分+揮発分) より算出	
Fusion temperature of ash ※ (灰の融点)		
a. Oxidizing atmosphere (酸化性雰囲気)		30,800
b. Reducing atmosphere (還元性雰囲気)		44,000
Elementary analysis (元素分析)		
Carbon (炭素)		26,400
Hydrogen (水素)		12,100
Nitrogen (窒素)		25,000
Hardgrove grindability index (粉碎性指数)		10,300
Heavy Metals※(or composition of ash (灰の成分)) 重金属類		下記項目各
Moisture (水分)		6,100

Adherent moisture (付着水分)

Inherent moisture (固有水分)

Total moisture (全水分)

Non combustible sulphur (不燃性硫黄)

18,200

Preparation of sample (試料の調製料)

6,100~55,000

<Crushing (粉碎)、Reduction (縮分) 等>

Preparation of Ash (灰の調製料)

Coal (石炭)	9,400	以上
Oil Cokes (石油コークス)	28,600	以上
Salt attached (付着塩分)	9,600	
Sieve test (粒度試験)		
ふるい3枚まで	11,000	
4枚以上ふるい1枚につき	3,000	
Total phosphorus※ (全リン)	9,600	
Total Sulphur (全イオウ)	9,600	
Volatile matter (揮発分)	8,800	

※ これらの分析には灰の調製料を別途申し受けます。

3 肥料類 (Fertilizers)

Nitrogen, N (窒素)	円	
定量(Quantitative)	下記項目各	
		12,100
Ammonia nitrogen (アンモニア性窒素)		
Biuret nitrogen (ビウレット性窒素)		
Cyanamide nitrogen (シアナミド性窒素)		
Nitrate nitrogen (硝酸性窒素)		
Total nitrogen (全窒素)		
Urea nitrogen (尿素性窒素)		
Potassium, K ₂ O (カリウム)		
定量(Quantitative)	下記項目各	
		10,300
Citric-soluble potassium (ク溶性カリウム)		
Total potassium (全カリウム)		
Water-soluble potassium (水溶性カリウム)		
Oil content (by Diethylether Extracts) (油分)	6,800	
Ordinary items (一般項目)		
Carbon Dioxide (二酸化炭素)	10,300	
Chlorides (塩化物)	10,300	
Insoluble matter with hydrochloric acid (塩酸不溶解物)	6,800	
Magnesium, Mg (マグネシウム)	10,300	
Moisture (水分) [軍発物を含まぬとき	6,100	
		25,900
軍発物を含むとき		
pH (水素イオン濃度)	4,000	以上
Sodium, Na (ナトリウム)	10,300	

4 石油類、石油製品、液化ガス

(Petroleum oils, Petroleum products and Liquefied petroleum gases)

前処理を必要とする試料の場合	円	
加熱融解を要するもの..... 1 試料につき	4,400	
加熱脱水を要するもの..... 1 試料につき	5,000	
Absorbance by centrifuge (遠心分離後の吸光度)	8,800	
Acid number or acid value (酸価)	6,500	
Acid wash color (硫酸着色)	5,500	
Aniline point (アニリン点)	10,000	
API gravity (A P I 度) (比重より)	7,000	

Appearance (外観)	2,200
Aromatics in Gasoline (ガソリン中のアロマティク分)	60,500
Ash (灰分)	7,000
Asphaltenes (アスファルテン)	13,500
Base number (塩基価)	6,500～10,300
Boiling point (沸点)	7,700
Bromine number (臭素価)	12,000
Calcium,Ca (カルシウム)	10,300
Calorific value	
Gross calorific value (総発熱量)	10,300
Lower calorific value (真発熱量)	29,600
Carbonizable substance (硫酸呈色試験)	5,500
Carbon residue (残留炭素分)	6,100
Carbon residue on 10% distillation residue (10%残留炭素分)	13,800
Carbonyl compounds (カルボニル化合物)	10,300
Cetane index (セタン指数) (比重+蒸留試験)	15,400
Chlorides (塩化物)	
(但し抽出操作が著しく困難を伴う場合には、1試料につき4,000円を加算させていただきます。)	
定性(Qualitative)	6,100
定量(Quantitative)	10,300
電量法(By Microcoulometry)	16,500
Cloud point (くもり点)	7,000
Cold filter plugging point (C F P P) (目詰り試験)	10,300
Color (色)	
A S T M color (A S T M色)	4,400
Union color (ユニオン色)	4,400
Saybolt color (セイボルト色)	4,400
Visual (目視による)	2,200
Compatibility test (相溶性試験)	10,200
Copper corrosion test (銅板腐食試験)	5,500
Density (密度)(Specific Gravity)	
Diesel index (ディーゼル指数)	
(比重+アニリン点)	17,700
Distillation range (蒸留範囲)	7,700
Doctor test (ドクター試験)	9,400
Dry sludge (ドライスラッジ分)(Sludge)	
Electric conductivity (導電率)	8,000
Existen gum (実在ガム)	11,000
Fire point (燃焼点)	5,000 以上
Flash point (引火点)	
ペンスキー・マルテンス式(by PMCC)	5,500
タグ密閉式(by T C C) (10°C以上)	5,500
(10°C未満)	11,000
クリーブランド開放式(by C O C)	5,500
(注)水分が多く混入し、脱水操作を必要とする試料については、試料の調製料として3,200～6,500 6,500円を加算させて頂きます。	
Freezing point (凝固点)	6,500
Freezing point of aviation fuel (航空燃料析出点)	10,000

Gasoline miscibility (ガソリン混合試験)	6,100
Heavy Metals (重金属類)	10,300
1) V, Ni, Al, Fe, Si, Na 等の場合 (1元素あたり) 灰の調製料として 6,100 円の料金を 加算させて頂きます。	
2) 1ppm 未満の場合	16,200
Hydrocarbon types in petroleum products by fluorescent indicator adsorption (ケイ光指示薬吸着法による炭化水素成分試験)	50,000
1) Treatment of Depentane (脱ペンタン処理を要する場合)	7,200
2) Under C ₅ by gas chromatography (ガスクロにより C ₅ 以下の物質を確認する場合)	25,000
ただし、脱ペンタン操作を行う試料については FIA 料金の他に 1)2) の料金が加算されます。	
Induction period (誘導期間)	21,500
Inorganic chloride (無機塩化物)	
定性(Qualitative)	6,100
定量(Quantitative)	10,300
Insoluble matter (不溶分)	
In benzene (ベンゼン不溶分)	8,300
In naphtha (ナフサ不溶分)	8,300
In heptane (ヘプタン不溶分)	8,300
In pentane (ペンタン不溶分)	8,300
In toluene (トルエン不溶分)	8,300
In Quinoline (キノリン不溶分)	8,300
Iodine number (ヨウ素価)	12,000
Iron (鉄)	
定性(Qualitative)	6,100
定量(Quantitative)	10,300
Luminometer Number (ルミノメーター指数)	17,800
Magnesium, Mg (マグネシウム)	10,300
Melting point (融点)	12,000
Mercaptane sulphur	11,000
Mixed aniline point (混合アニリン点)	10,000
Moisture (水分)	
(Water)	
Natrium, Na (ナトリウム)	10,300
Neutralization number (中和価)	6,500
Nitrogen, (N) (窒素)	
By Instrumental analysis (機器分析による)	15,000
By other method (他の方法による)	12,100
Non-volatile matters (不揮発性物質)	7,000
Odor (におい)	4,400
Paraffins (パラフィン分)	9,900
Paraffins in Crude Oil (原油中のパラフィン分)	22,000
Penetration test (針入度試験)	8,000
Particulate contamination (微粒きょう雑物 重量法)	10,000
Peroxides (過酸化物)	7,700
pH (水素イオン濃度)	4,000
PONA analysis (PONA分析)	84,200
ただし、脱ペンタン操作を要しない場合	50,300
Pour point (流動点)	7,000
Potential Gum (潜在ガム)	21,300

Precipitation number (沈殿価)	7, 300
Purity of L P G, Butadiene etc. (液化石油ガス、ブタジエン等の純度)	17, 600 以上
Reaction (反応)	3, 500
Octane Number (オクタン価)	30, 000
Oxidation stability of Aviation fuels (potential residue Method) (航空燃料酸化安定度試験 (潜在残さ物法))	48, 400
Salt (塩分)	
Qualitative(定性)	6, 100
Quantitative(定量)	10, 300
Saponification value (ケン化価)	15, 000
Sediment by extraction (抽出法による沈殿物)	20, 000
Shell Hot Filtration (シェルホットフィルターレーション)	
Existent (実在)	15, 000
Potential (潜在)	15, 000
Silver corrosion test (銀板腐食試験)	7, 300
Sludge (スラッジ分)	
In coal tar (コールタール中)	8, 800
In marine diesel oil (A重油中)	7, 300
In pitch (ピッチ中)	8, 800
In crude oil (原油中)	7, 300
Smoke point (煙点)	10, 000
Sodium, Na (ナトリウム)	10, 300
Specific gravity (比重)	
By hydrometer (浮秤による法)	7, 000
By Hubbard-type pycnometer (ハーバード法)	8, 000
By Digital Density Meter (デジタルデンシティーメーター法)	7, 700
Strong acid number (強酸価)	6, 500
Strong base number (強塩基価)	6, 500
Sulfated ash (硫酸灰分)	9, 400
Sulphur, S (イオウ分)	10, 300
Thermal Stability (熱安定性)	36, 300
Total acid number (全酸価)	6, 500～10, 300
Total base number (全塩基価)	5, 500～7, 200
Total sulphur (全イオウ分)、Total chloride (全塩素)	
By oxy-hydrogen combustion method (酸水素炎燃焼法による)	15, 400
By Air method (J I S) (J I Sによる方法 (空気法))	16, 500
By ultraviolet fluorescence (紫外蛍光法)	16, 500
By X-ray fluorescence spectrometry (蛍光X線法)	10, 300
その他の方法	10, 300
Vacuum distillation (減圧蒸留)	29, 700
Vapor pressure (蒸気圧)	11, 000
Viscosity (粘度)	6, 100
Viscosity at -20°C (粘度-20°C)	11, 000
Viscosity index (粘度指数)	12, 100
Water (水分)	
Centrifuge method (遠心分離法)	7, 300
Distillation method (蒸留方法)	6, 100

Karl-Fischer reagent method (カールフィッシャー方法)	6, 100
Water and Sediment (泥水分)	7, 300
Xylene equivalent (キシレン当量)	10, 300
Zinc, Zn (亜鉛)	10, 300

5 有機化学品、溶剤

(Organic chemicals and Solvents)

常温で固体である有機化学品類(Organic chemicals of Solid state in room temp.)

加熱融解を要するもの 1試料につき.....	4, 400
Acetone in Methanol (メタノール中のアセトン)	8, 000
Acetone and Aldehyde in Methanol (メタノール中のアセトンとアルデヒド)	8, 000
Acid acceptance (酸受容量)	5, 500
Acid value or Acid number (酸価)	6, 500
Acid value after heating (加熱後の酸価)	11, 600
Acid wash color (硫酸着色試験)	
J I S method (J I Sによる方法)	5, 500
A S T M method (A S T Mによる方法)	5, 500
Other method (その他の方法)	7, 700
Acidity (酸分)	6, 500
Acidity after accelerated oxidation (加速酸化試験)	
24時間加熱後(after heating for 24 hrs.)	13, 200
48時間加熱後(after heating for 48 hrs.)	26, 400
Acidity after heating (加熱後の酸分)	11, 600
Activity point (活性度)	5, 000
Alcoholic impurities in Acetone (アセトン中のアルコール不純物)	6, 500
Aldehydes (アルデヒド)	8, 000
Alkalinity (アルカリ度)	6, 500
Amine value (アミン価)	8, 800
Ammonia (アンモニア)	
定性(Qualitative)	6, 100
定量(Quantitative)	10, 300
Ammonia silver nitrate test (アンモニア性硝酸銀試験)	6, 100
Ammonium chloride in E. D. C. (塩化アンモニウム)	22, 000
Aniline point (アニリン点)	10, 000
APHA color or platinum cobalt scale	
(APHA色度又は白金コバルト色度)	4, 400
Apparent equivalent weight (見掛け当量)	5, 100
Appearance (外観)	2, 200
Aromatic content by F I A (芳香族分)	50, 000
Arsenic, As (ヒ素)	10, 300 以上
Aromatic content by UV (芳香族分)	11, 000
Ash (灰分)	7, 000
Assay of T D I (T D Iの純度)	17, 800
Boiling point (沸点)	7, 700
Boiling range (沸点範囲)	7, 700
Bromine number or Bromine index (臭素価又は臭素指数)	12, 000
Carbon disulfide in Benzene (二硫化炭素)	15, 400
Carbonizable substance (硫酸着色物質)	7, 700

Preparation of Sample※ (前処理)	6,100～27,500
※ 有機物中の重金属類を分析する場合には、前処理料金として上記の金額の範囲内で加算させて頂きます。	
Hydrogen sulfide test (硫化水素試験) (定性)	6,100
Hydrolyzable chlorine (加水分解性塩素)	10,300
Hydroxyl number, OH group (ヒドロキシル価、OH基)	21,500
Identifieation (外原規の確認試験)	3,000
Ignition loss (強熱減量)	7,000
Inhibitor (重合防止剤)	9,400
Insoluble matter in benzene (ベンゼン不溶分)	8,300
Insoluble matter in petroleum ether (石油エーテル不溶分)	8,300
Iodine number (ヨウ素価)	12,000
Iodoform producing substances in Methanol (メタノール中のヨードホルム生成物質)	8,000
Ionol (イオノール)	8,800
Iron, Fe (鉄)	10,300
Lead, Pb (鉛)	10,300
Loss on drying (乾燥減量)	7,000
Loss on heating (加熱減量)	7,000
Loss on ignition (強熱減量)	7,000
Melting point (融点)	12,000
Miscibility with gasoline (ガソリン混合試験)	6,100
Miscibility with water (水溶性試験)	4,400
Mixed aniline point (混合アニリン点)	10,000
Molten color (熔融色)	6,600 以上
Neutrality test (中性度試験)	3,000
Neutralization number (中和価)	6,500
Nickel, Ni (ニッケル)	10,300
Non-volatile matters (不揮発性物質)	7,000
Odor (におい)	4,400
Paraffins in B TX (B TX中のパラフィン分)	9,900
Permanganate test (過マンガン酸カリ試験)	7,000
Peroxides (過酸化物)	7,700
pH (水素イオン濃度)	4,000 以上
Phenols in styrene (スチレン中のフェノール類)	8,800
Phosphoric acid test (リン酸着色試験)	7,400
Polyester color of 1.4-BD (1.4-ブタンジオールのポリエステルカラー)	16,500
Polymer (重合体)	9,400
Purity (純度)	
By gas chromatography (ガスクロマトグラフ法による)	15,400 以上
By Other Method (その他の方法)	10,300
Reaction(反応)	3,000
Refractive index (屈折率)	4,700
Residual odor (残臭)	4,400
Residue on evaporation (蒸発残分)	7,000
Residue on ignition (強熱残分)	7,000
Saybolt color (セイボルト色度)	4,400
Salt (塩分)	
定性(Qualitative)	6,100

6 糖類、糖蜜

(Sugars and Molasses)

Arsenic, As (ヒ素)	10,300	以上
Ash (灰分)	7,000	
Baume (ボーメ度)	4,000	

Brix (ブリックス度)	4,000
Ref-Brix (レフブリックス度)	4,400
Calcium, Ca (カルシウム)	10,300
Chlorides (塩化物)	
定性(Qualitative)	6,100
定量(Quantitative)	10,300
Density (密度) (ピクノメーターによる)	7,700
Direct reducing sugar (直接還元糖)	11,000
Heavy metals (重金属)	
定性(Qualitative)	6,100
定量(Quantitative)	10,300
Indirect reducing sugar (間接還元糖)	
(還元糖+総糖分)	24,200
Iron, Fe (鉄)	10,300
Lead, Pb (鉛)	10,300
Moisture (水分)	6,100
Moisture in molasses (糖蜜中の水分)	9,600
Nickel, Ni (ニッケル)	10,300
Odor (臭い)	4,400
pH (水素イオン濃度)	4,000
Polarization (糖度)	7,700
Polarization of molasses (廃糖蜜の糖度)	7,700
Preparation of Sample for metals and its salts	
(金属、塩類の前処理)	6,100~27,500
Refractive index (屈折率)	4,700
Salt (塩分)	
定性(Qualitative)	6,100
定量(Quantitative)	10,300
Specific gravity (比重)	
Hydrometer method (浮秤による方法)	7,700
Pycnometer method (比重びんによる方法)	7,700
Sulfates (硫酸塩)	10,300
Sucrose (蔗糖分) (しょ糖分)	
(還元糖+総糖分)	24,200
Total solids (総固形分)	6,100
Total sugar as reducing sugar (還元糖としての総糖分)	13,200
Viscosity (粘度)	6,100

7 食品、飼料

(Foodstuffs and Feedstuffs)	
Acetone and Aldehyde (アセトンおよびアルデヒド)	8,000
Acid number of extracted oils (抽出油の酸価)	10,600
Acidity or alkalinity of ethanol (エタノール中の酸、アルカリ度)	6,500
Aldehydes and other reducing matter in ethanol	
(エタノール中のアルデヒド及びその他還元性物質)	
定性(Qualitative)	8,000
Alddehydes and ketones (アルデヒド及びケトン)	
定性(Qualitative)	8,000

Ammonia nitrogen (アンモニア態窒素)	12, 100
Appearance (外観)	2, 200
Arsenic, As (ヒ素)	10, 300 以上
Ash (粗灰分)	7, 000
Calcium, Ca (カルシウム)	10, 300
Carbonyl number (カルボニル値)	15, 000
Chlorides (塩化物)	
定性(Qualitative)	6, 100
定量(Quantitative)	10, 300
Chromium, Cr (クロム)	10, 300
Clarity of solution in ethanol	
(エタノール中の溶液の清澄度)	3, 000
Crude fat (粗脂肪)	6, 100
Crude fiber (粗繊維)	6, 700
Crude protein (粗蛋白質)	12, 100
Extracts in spirits of alcoholic drinks	
(アルコール飲料中のエキス分)	6, 600
Foreign matter in grains (穀類中のきょう雜物)	4, 800 以上
Formaldehyde (ホルムアルデヒド)	8, 000
Formalin (ホルマリン)	8, 000
Furfural (フルフラール) (限度試験)	8, 000
Fusel oil (フーゼル油) (限度試験)	8, 000
Heavy metals (重金属)	
定性(Qualitative)	1成分につき 6, 100
定量(Quantitative)	1成分につき 10, 300
注) 試料の分解が困難な試料については、6, 100～25, 000 円の範囲内で前処理料金を加算させて頂きます。	
Moisture (水分)	
By drying method (乾燥法による場合)	6, 100
By I S O method (I S O法による場合)	12, 100
By Karl-Fischer reagent method (カールフィッシャー法による場合)	6, 100
Non-volatile Residue (蒸発残渣)	7, 000
Oxiran oxygen (オキシラン酸素)	11, 700
Phosphorus, P (リン)	10, 300
Potassium, K (カリウム)	10, 300
Preparation of sample for metals and its salts	
(金属、塩類の前処理)	6, 100～27, 500
Salt (塩分)	10, 300
Sieve test in water (水中ふるい分け試験)	
.....ふるい1枚につき	8, 900
Sodium, Na (ナトリウム)	10, 300
Solubility test (溶解性試験)	2, 900
Sorting test of grains	
(穀類の選別試験) (ただし選別著しく困難なものは除く)	
Admixture (きょう雜物)	1試料につき 4, 800 以上
Damaged (損害物)	1試料につき 4, 800 以上
Discolored (変色物)	1試料につき 4, 800 以上
Split (割れ)	1試料につき 4, 800 以上
Unripe (未熟)	1試料につき 4, 800 以上

Starch (澱粉)	9,900
Total nitrogen (全窒素)	15,400
Urea (尿素)	10,300
Volatile basic nitrogen (揮発性塩基性窒素)	15,400

8 油脂、油脂製品

(Fats and Oilseed Products)	
Appearance (外観)	2,200
Acid value (酸価)	6,500
Ash (灰分)	7,000
Cloud point (くもり点)	5,800
Color (色)	
A PHA color (A PHA色度)	4,400
Gardner color (ガードナー色度)	8,000
Lovibond color (ロビボンド色度)	4,400
Composition of fatty acids (脂肪酸組成)	27,500 以上
Density (密度) (ピクノメーターによる)	7,700
Ester value (エステル価)	21,500
Flash point (引火点)	5,500 以上
Free fatty acids (遊離脂肪酸) (酸価より算出)	6,500
Insoluble impurity (不溶解きょう雜物)	6,100
Iodine value (沃素価)	12,000
Melting point (融点)	12,000
Neutralization value (中和価)	6,500
Peroxides value (過酸化物価)	7,700
Reaction (反応試験)	3,000
Refractive index (屈折率)	4,700
Saponification value (ケン化価)	15,000
Solidifying point (凝固点)	6,500
Specific gravity (比重)	
Hydrometer method (浮ひようによる)	7,700
Pycnometer method (比重びんによる)	7,700
Unsaponifiable matter (不ケン化物)	15,000
Viscosity (粘度)	6,100 以上
Water (水分)	
Karl-Fischer reagent method (カールフィッシャー法)	6,100
Drying method (乾燥法)	6,100

9 樹 脂(Resins)

A PHA or Pt-Co Color (A PHA色度)	4,400
Bromine Content (ブロム含有量)	10,300
Clearity (清澄度)	3,000
Epoxy equivalent weight (エポキシ当量)	8,500
Fish eye screening test (ハジキ試験)	9,800
Gardner color (ガードナー色)	8,000
Hydrolyzable chlorine (加水分解性塩素)	10,300
1,2 Hydroxyl content	9,000
Reactivity (反応性試験)	9,900

Specific Gravity (比重) … (比重ビンによる)	7,700	
Viscosity	6,100	以上
Volatility (揮発分)	7,000	
Water (水分) … (カールフィッシュヤー法による)	6,100	

10 損害貨物の化学的調査及び特殊分析

(Chemical investigation of damaged cargoes and Particular analysis)

A 調査研究費(Study and Investigations fee)

損害原因等の究明のために費やした日数及び文献調査や分析方法の開発を要した場合は、これに要した実質日数（延べ7時間を1日とする）1日につき45,000円の割合で請求させて頂きます。
ただし請求総額については依頼者と相談の上決定致します。

B 機器分析(Instrumental analysis)

(1) 蛍光X線による場合(By X-ray Fluorescence Spectrometry)

定性（1試料につき）…………… 33,000 以上

(2) ガスクロマトグラフィーの場合(By Gas chromatography)

定性（1試料につき）…………… 14,300

定量（1カラム1成分につき）…………… 15,400 以上

キャピラリーカラムによる分析(By Gas Chromatography with Capillary Column)

…………… 27,500 以上

(3) 液体クロマトグラフィーの場合(By Liquid chromatography)

24,200 以上

(4) 赤外線分析の場合(By Infrared Spectrophotometry)

定性（1試料につき）…………… 15,000 以上

定量 { (1成分につき)…………… 17,600

{ (T D I の場合)…………… 26,400

(5) 紫外線分析の場合(By Ultraviolet Spectrophotometry)

同定（予想される物質との比較、チャート1式）…………… 10,700 以上

定量（特定波長による予想成分の定量1成分につき）…………… 11,000 以上

(6) 原子吸光分析の場合(By Atomic Absorption Spectroscopy)

定量（1成分につき）…………… 10,300 以上

(7) 高周波誘導結合型プラズマ分析の場合(By Inductively Coupled plasma (ICP) Analysis)

36,300 以上

定量…………… 13,200 以上

(8) 元素分析の場合(Elementary analysis)

(C, H, N)…………… 38,500

(9) 薄層クロマトグラフィーの場合(By Thin Layer chromatography)

27,500 以上

(10) ガスクロマトグラフ質量分析の場合

(Gas chromatograph mass spectrometry)

測定、1成分につき…………… 60,500 以上

1成分追加毎（ただし、条件既知で同条件の場合）…………… 14,300

解析料、1成分につき…………… 22,000 以上

(11) イオンクロマトグラフ分析の場合(By Ion Chromatography)

16,500 以上

C 顕微鏡試験(Microscopical examination)

16,500

1視野増すごとに…………… 6,100

D 耐食試験(Corrosion test)

鋼板及び塗装された試験片を一定期間浸液（液体貨物等）に浸漬後の試験片の外観変化、腐食度、

重量の変化、試験片塗膜状態の変化および硬度の測定をするとともに浸液（液体貨物等）に及ぼす

影響をも併せ調査致します。（ただし試験材は原則として客先提供とします。）

又浸液に与えた影響の調査（例えば色の変化、溶解物質の分析、沈殿物や灰分の分析等）をした

場合は別に当分析料金表に従って請求致します。

5 日以内浸漬試験 (1 件につき)	20,400
1 ヶ月以内浸漬試験 (1 件につき)	33,000
1 ヶ月をこえる浸漬試験 (1 件につき) 超過分 1 ヶ月につき.....	14,300 加算
塗膜硬度計による硬度 (1 回 1 測度につき)	7,200
基盤目試験(cross cut test)	7,900

E 特別試験(Special test)

(1) その他の試験別途協議

(13) 船積・陸揚貨物検量別掲料金

一般社団法人日本海事検定協会
TEL 03-3552-1241

1) 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

① 出張料金

イ 都・市内(船積貨物検量指定場所以外)1場所1回につき 1,560円

ロ 事務所所在地以外の地域

往復に要する日数 每1日1口につき 19,500円

ただし、出発及び帰着の日は夫々 9,800円

隣接地及び日帰地方出張の場合 每1日1口につき 9,800円

② 宿泊料(日当を含む)1日につき 17,000円

③ 交通費(鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃) 実費

2) 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費を申し受けます。

(14) 鑑定・検査別掲料金

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241
一般財団法人新日本検定協会 TEL 03-3449-2611

1) 出張料金

出張して鑑定・検査した場合は基本料金の他に次の出張料金を申し受けます。

- ① 往復に要する日数 每1日につき 21,100円
ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ 13,100円
- ②新市域、隣接地、特定地及び日帰地方出張は
それぞれ毎1日につき 12,000円

2) 旅費

事業所所在地以外の地域に出張して鑑定・検査を行った場合はつぎのとおり旅費を申し受けます。

- ① 宿泊料(日当を含む)1日につき 17,000円
- ② 交通費(鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃) 実費

3) 鑑定・検査付帯費

検定に要したタクシーレンタカー代、通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

- 4) 油及び化学成品類の保管見本については処分費用として基本料金の他に試料1個につき 640円を申し受けます。
- 5) 検定能率甚だしく不良その他で本料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。

8 港湾運送関連事業料金

平成7年11月30日 届出
平成7年12月11日 実施
小名浜海陸運送株式会社
TEL 0246-53-3221

(1) 船積貨物固定区画料金

I 適用範囲

この船積貨物固定区画料金は船積貨物の固定区画作業を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

品目	セキュアリング	作業標準
コンテナ	1個につき 2,642円	ラッシング及びショアリング
ノックダウン自動車	1トンにつき 204円	ラッシング及びショアリング
雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの）	〃 346円	ラッシング及びショアリング
機械類（1個当たり5トン以上のもの）	〃 272円	ラッシング及びショアリング
一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）	〃 175円	ラッシング及びショアリング
鋼管・コイル（口径12インチ以上のもの）	〃 220円	ラッシング及びショアリング
小型車両	1台につき 969円	ロープ又はゲージワイヤーによる4点ラッシング

（注）上記基本料金はチェンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① ラッシング作業はロープ、ワイヤー、帶鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。
- ② ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

昼間 (8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき (6人)	19,020円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき (6人)	29,590円

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあっては8時30分、半夜作業にあっては16時30分）以降において、昼間作業にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては、16時30分～21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（6人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4 最低料金

最低料金は次の通りとします。

昼間 (8時30分から16時30分まで)	1口につき（6人）	150,890円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	1口につき（6人）	234,750円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（6人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5 コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次の通りとします。

（1個につき 単位円）

区分	1口の作業員数	20フィート型	40フィート型
ドライコンテナ	2人	6,200	9,300
フラットコンテナ	2人	9,900	14,850

（注）当該作業において、前項に掲げる2. の割増料金、3. の待機料金、及び4. の最低料金が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

6 分担金等

品目	港湾福利分担金	労働安定基金
コンテナ (1個につき)	11円20銭	9円80銭
ノックダウン自動車 雑貨類・機械類・鋼材類 (1トンにつき)	1円36銭	1円19銭
小型車輛 (1台につき)	4円48銭	3円92銭

7 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもつて1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

9 その他

- (1) 閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、荒雨・雨天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (3) 高価品の明示ある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) 通船又は特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (6) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2) 艦内清掃料金

I 適用料金

この艶内清掃料金は、船艶内の清掃作業を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1トンにつき 単位円)

前積貨物名	種類	金額	
		普通清掃	水洗清掃
穀 飼	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	46.10	67.20
鉱礦石	石炭、鐵鉱石、燐鉱石、ボーキサイト、飼料用ペレット、	49.00	75.90
肥 料	塩漬獸皮、塩蔵魚		
屑 鉄	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉱、オイルコークス、	64.80	96.60
石炭類	ピッチ、銅鉱石		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① 普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに船側の清掃を行う作業とします。
- ② 水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せ行う作業とします。

(2) 料金表に記載のない前積貨物等

基本料金表に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。又、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	種類	普通清掃	水洗清掃
		(14人)	(17人)
昼間(8時30分から16時30分まで)		44,420	53,920
半夜(16時30分から21時30分まで)		69,100	83,880

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあっては8時30分、半夜作業にあっては16時30分）以降において、昼間作業にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（普通清掃14人、水洗清掃17人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口につき 単位円)

昼夜区分	種類	普通清掃 (14人)	水洗清掃 (17人)
昼間（8時30分から16時30分まで）		352,400	427,770
半夜（16時30分から21時30分まで）		548,190	665,450

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合は港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取り消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（普通清掃14人、水洗清掃17人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5 分担金等

(1トンにつき)

区分	港湾福利分担金	労働安定基金	
前貨物名 穀 飼 鉱礦石 肥 料 鐵 屑 石灰類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄 石炭、鉄鉱石、燐鉱石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚 黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉱、オイルコークス、ピッチ、銅鉱石	25 錢	22 錢

6 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じた時は1円単位に四捨五入します。

7 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

- (1) 艦内清掃料金は船艶の容積（グレンキャパシティ）に対し適用し、容積は1.133立方メートルをもって1トンとします。
- (2) 専用船及び作業形態その他について特殊事情のある艶内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

作業実行トン数（グレンキャパシティ）	基本料金適用係数
5,000トン未満	1.6
5,000トン以上 20,000トンまで	1.6～1.0 (1,000トンを増す毎に係数を0.04ずつ減ずる)
20,000トン	1.0（基本料金）
20,000トン以上 40,000トンまで	1.0～0.8 (1,000トンを増す毎に係数を0.01ずつ減ずる)
40,000トン以上 50,000トンまで	0.8～0.6 (1,000トンを増す毎に係数を0.02ずつ減ずる)
50,000トン以上	0.6

8 その他

- (1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せて行う作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行う作業等の特殊な作業については、基本料の他に委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (3) タンククリーニング作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。
- (6) 通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (7) 脱臭剤、ウエス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等、及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (8) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(3) 荷直・荷造料金

I 適用範囲

この荷直・荷造料金は船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

① 荷直料金

(1トンにつき 単位円)

区分	金額
船内荷直料金	176
沿岸荷直料金	155

② 沿岸荷造料金

(1トンにつき 単位円)

区分		金額	
本船接岸・はしけ揚撒貨物料金		小麦、米	
コンテナ詰の 撒貨物料金	麻袋	パン卸し袋詰	パンよりベルト揚袋詰
		メイズ・大豆・雑豆	1,209
	フレコン	ヘイキューブ	2,057
		メイズ・大豆・雑豆	2,655
		ヘイキューブ	3,626

(注) (1) 39kg未満の袋詰作業については委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

(2) 解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ① 船内荷直作業は、船艤内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- ② 沿岸荷直作業は、船揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- ③ 沿岸荷造作業は、船揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又はフレコン等への移し替え作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて、各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1 口 1 時間につき 単位円)

	船 内 荷 直 (1 口 2 人)	沿岸荷直・荷造 (1 口 4 人)
昼 間 (8 時30分から16時30分まで)	6,670	13,330
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	10,370	20,750

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあっては8時30分、半夜作業にあっては16時30分）以降において、昼間作業にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関係事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1 口につき 単位円)

	船 内 荷 直 (1 口 2 人)	沿岸荷直・荷造 (1 口 4 人)
昼 間 (8 時30分から16時30分まで)	52,920	105,750
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	82,270	164,620

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直、荷造4人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5 分担金等

(1トンにつき)

	港湾福利分担金	労働安定基金
船内荷直料金	75銭	66銭
沿岸荷直料金	2円24銭	1円96銭
沿岸荷造料金	4円	3円50銭

6 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

8 その他

- (1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコンの再利用の整備、又はバン卸し撒袋詰網使用流しがけ等の作業及び単量が55キログラム未満又は小口貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (3) サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (4) 通船又は特殊機材等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(4) 船積貨物警備料金

I 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1口につき 単位円)

項目	昼間料金	夜間料金
本船舷門又は巡回警備料金		
本船船艤警備料金	14,010	28,036
艸運送警備料金		
貨物集積場警備料金		

- (注) ① 昼間料金は、8時より17時の間に行なった作業に対して適用します。
② 夜間料金は、17時より翌朝8時の間に行なった作業に対して適用します。
③ 前半夜（17時より21時の間）のみ作業を行なった場合は、夜間料金の5割を基本料金とします。
④ 一昼夜（8時より翌朝8時）の作業を継続して行なった場合は、昼間料金と夜間料金の合算額から10%に相当する額を差し引いた金額を基本料金とします。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- (イ) 「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艤警備」は維繫本船の舷門、船艤、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。
(ロ) 「艸運送警備」は艸積貨物（場所は艸積、荷揚場、本船、船側等）の警備を行う作業とします。
(ハ) 「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナーバース、上屋（CSFを含む）及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。
- (2) 各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上、決定します。

2 割増料金

日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の3割増とします。

3 作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始1時間前までは、基本料金の6割、それ以降は10割を申し受けます。

- 備考 (イ) 手配時刻： 作業手配の申し受けは、原則として前日の15時までとします。
(ロ) 作業開始時刻： 昼間作業は8時、夜間作業は17時とします。

4 分担金等

	港湾福利分担金	労働安定基金
昼間	60円	52円
半夜	60円	52円
全夜	120円	104円

5 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6 その他の

- (1) 警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。
- (4) 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、決定し申し受けます。

9 倉庫保管・荷役料

(1) 普通倉庫保管料

平成2年11月11日 実施
小名浜海陸運送株式会社
TEL 0246-53-3221

1 適用規定

- (1) 基本料金率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。
- (2) 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ一期として計算します。
- (3) 従価率による算出は寄託申込価格（寄託申込価格が不適当と認められるときは時価によります）により、従量率による算出は正常な重量または体積によります。
- (4) 重量は、1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとします。
- (5) トン数は重量、体積いずれかが大なる方によります。
- (6) 保管料は従価率と従量率によって算出合算した金額の上下それぞれ5%の範囲内とし、銭位をもって四捨五入します。
- (7) 請求各口につき50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数金額を1円として計算します。
- (8) 請求一口の保管料総額が500円に満たないときは500円とします。
- (9) 野積保管の貨物であって、特に資材または設備を要しない場合は、基本料率の2割引以内とします。

2 基本料率（一期料率）

分類	品目	甲 地		乙 地		丙 地	
		従価率	従量率	従価率	従量率	従価率	従量率
		1000円に付	1トンに付	1000円に付	1トンに付	1000円に付	1トンに付
穀飼類	米	円銭 74	円銭 215.40	円銭 68	円銭 198.40	円銭 58	円銭 172.00
	麦	(1)国内産麦 74	157.00	68	144.60	58	125.00
		(2)輸入麦 74	196.10	68	180.70	58	151.70
	豆類	(1)コーヒー・ココア豆 1.90	411	1.76	380	1.61	348
		(2)その他 2.50	279	2.29	257	2.13	237
	粉類	(1)澱粉 1.03	223	94	207	88	189
		(2)その他 1.47	234	1.35	214	1.26	195
	雑穀・ペレット状飼料	1.71	207	1.57	189	1.45	175
	飼料ミール類	1.71	302	1.57	278	1.45	256
	その他飼料	1.71	236	1.57	216	1.45	199
農林水產品	農産物	1.61	302	1.48	278	1.36	256
	製造たばこ	70	306.80	64	282.30	59	259.70
	たる詰	(1)国内産 72	150.80	65	138.70	61	127.70
	葉たばこ	(2)外国産 65	159.60	61	146.80	54	135.10
		(1)国内産 72	129.30	65	119.00	61	109.50
	その他	(2)ギリシャ・インド・タイ産 65	165.20	61	152.00	54	139.80
	葉たばこ	(3)トルコ産 65	196.50	61	180.70	54	166.20
		(4)その他外国産 65	148.00	61	136.30	54	125.30
	木材	1.03	302	94	278	88	256
	水產品	(1)乾海苔 1.61	796	1.48	733	1.36	673
		(2)その他 1.61	421	1.48	387	1.36	357

分類	品目	甲 地		乙 地		丙 地	
		従価率	従量率	従価率	従量率	従価率	従量率
		1000 円に付	1トンに付	1000 円に付	1トンに付	1000 円に付	1トンに付
塩・砂糖類	包装塩	円銭	円銭	円銭	円銭	円銭	円銭
		(1)段 ボール 89	144.70	82	133.10	75	122.50
	(2)紙袋	89	165.30	82	152.10	75	140.00
	撒 塩		89	79.60	82	73.30	75
	砂糖	(1)分蜜糖 1.61	244	1.48	223	1.36	207
		(2)その他の 1.61	357	1.48	328	1.36	302
食料工業品	缶詰		1.90	323	1.76	296	1.61
	雑食料品・	(1)ビール 1.61	257	1.48	237	1.36	217
	飲料	(2)その他の 2.50	295	2.29	272	2.13	249
織維製品	織物・同製品・毛糸		1.17	517	1.10	474	1.00
	撒扱織物・撒扱織物製品		1.17	908	1.10	834	1.00
	綿・合化綿・その他糸		1.17	406	1.10	373	1.00
	撒扱糸		1.17	648	1.10	596	1.00
織維原料	生糸		82	440	75	407	69
	繩		1.03	132	94	122	88
	副蚕糸		1.61	190	1.48	176	1.36
	綿花		1.17	159	1.10	146	1.00
	合織綿・麻類		1.17	234	1.10	214	1.00
	化織綿		1.17	176	1.10	161	1.00
	毛類		1.17	440	1.10	407	1.00
紙・パルプ類	紙類	(1)板紙 1.61	359	1.48	331	1.36	303
		(2)その他の 1.61	464	1.48	426	1.36	394
	撒扱紙類	(1)板紙 1.61	435	1.48	399	1.36	367
		(2)その他の 1.61	546	1.48	501	1.36	461
	巻取紙		1.61	332	1.48	305	1.36
	パルプ		1.61	250	1.48	229	1.36
金属・機械類	地金		1.03	270	94	248	88
	貴金属地金		4 錢 2 厘	※187	3 錢 8 厘	※173	3 錢 6 厘
	鉄材・鉄製品		円銭 1.61	145	円銭 1.48	132	円銭 1.36
	金物製品	(1)洋食器・空缶類 1.03	368	94	339	88	312
		(2)その他の 1.03	1,091	94	1,004	88	924
	自動車・車輛		1.61	517	1.48	474	1.36
	機械・器具・部品	(1)家庭用電気ガス石油器具 1.90	391	1.76	360	1.61	331
		(2)事務用・精密機械類 2.36	880	2.16	807	1.99	742
		(3)その他の 2.50	751	2.29	692	2.13	635
肥料類	化学肥料		2.21	147	2.03	135	1.87
	その他肥料		1.17	273	1.10	250	1.10

分類	品目	甲 地		乙 地		丙 地	
		従価率	従量率	従価率	従量率	従価率	従量率
		1000 円に付	1トンに付	1000 円に付	1トンに付	1000 円に付	1トンに付
化 学 工 業 品	薬品類	(1) 医薬品	円銭 1.56	円銭 531	円銭 1.44	円銭 488	円銭 1.31
		(2) ソーダ灰	1.61	236	1.48	216	1.36
		(3) その他	1.90	361	1.76	332	1.61
	染料・塗料		1.90	624	1.76	576	1.61
	化学製品	(1) 化粧品	1.61	632	1.48	581	1.36
		(2) 洗剤類	1.61	320	1.48	296	1.36
		(3) 合成樹脂 素材	1.61	582	1.48	534	1.36
		(4) 合成樹脂 成型加工品	2.79	330	2.57	302	2.37
	油脂・ろう類		2.50	656	2.29	604	2.13
窯 業 品	セメント		1.61	199	1.48	184	1.36
	板ガラス		1.61	509	1.48	467	1.36
ゴ ム 類	ゴム製品		2.65	435	2.46	399	2.25
	ゴム原料	(1) 生ゴム	1.61	564	1.48	519	1.36
		(2) 合成ゴム	1.61	517	1.48	474	1.36
皮革類	皮革		1.61	1,168	1.48	1,075	1.36
鉱 産 品	鉱物・土石		1.61	375	1.48	346	1.36
雑 品	雑品		4.11	538	3.80	494	3.48

(注) 「貴金属地金」の※印欄は“1トンに付”を“1キログラムに付”とする。

3 割 増 料 金

(1) 下記貨物には、基本料率に次の割増率を附加します。

なお、割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乘じます。

イ 保税貨物

ただし、無税品は基本料率の1割増とします。

基本料率の3割増以内

ロ 定温倉庫蔵置貨物

基本料率の8割増以内

ハ くんじょう倉庫蔵置貨物

基本料率の2割増以内

ニ 消防法等の危険物

(イ) 消防法の規定による危険等級I及び危険等級IIの危険物

並びに危険等級IIIの危険物のうち第4類第二石油類

基本料率の30割増以内

同 上

危険等級IIIの危険物（第4類第二石油類を除きます）

基本料金の10割増

同 上

指定可燃物（特別の設備を要したものに限ります）

基本料率の5割増

(I) 損害保険料率算定会の決定による危険品

基本料率の3割増

(II) 同 上 普通品

基本料率の30割増以内

(ロ) 高圧ガス取締法の規定による高圧ガス

(ハ) 損害保険料率算定会の決定によるA級危険品	基本料率の2割増
B級危険品	基本料金の5割増
特別危険品	基本料金の10割増

(イ)、(ロ)、(ハ)の割増は合算せず、いずれか大なる方を適用します。

- (2) 酒税又はたばこ税未納貨物、遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚損性・強臭性貨物又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

4 その他の料金

- (1) 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合は次の料金を申し受けます。
 イ 在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度等の調査報告書又はこれらに準ずる諸書類の作成
 : 1件につき 500円以内
 ロ 電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合
 : 寄託者と協議の上決定した金額

- (2) 寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会、機械による湿度調整、その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合は、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

5 消費税の加算

消費税については、1. から4. までによって計算した料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じた金額を、別途加算の上申し受けます。

ただし、保税上屋又は保税倉庫に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

加算に当たっては、1. (7) と同様の端数処理を行います。

◎倉庫証券発行等手数料金

証券1枚につき次の料金を申し受けます。

- (1) 発行手数料金 1,800円
- (2) 券面記載内容変更手数料金 500円

なお、消費税法その他関係法令に基づく料率による消費税を、別途加算の上申し受けます。加算に当たって、1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入を行います。

(2) 普通倉庫荷役料

I 料率の種類及び額

1 基本料金 (1トンつき 単位円)

品 目			甲地(A)		甲地(B)		乙地		丙地		
			庫入又は 庫 出	軽揚庫入又 は庫出軽積							
コンテナ	20'型以下のもの	実入	493	615	478	596	439	549	403	504	
		空	418	523	406	507	374	467	344	430	
	40'型のもの	実入	370	462	358	447	328	411	303	378	
		空	315	393	304	380	280	349	257	322	
ノックダウン自動車 及び完成車			578	723	562	703	518	646	477	594	
バンパック バッグコンテナ プレスリング			671	839	650	812	598	749	550	687	
パレタイズ貨物			792	992	773	967	713	891	654	820	
モーターサイクル			809	1,011	785	982	722	902	663	829	
袋物(紙・ビニール・化合繊・綿製入)			1,167	1,458	1,132	1,414	1,042	1,299	959	1,197	
袋物(紙・ビニール入)		米・麦・塩	986	1,264	957	1,243	881	1,144	810	1,053	
袋 物 (麻袋入)	ふすま・ミール・ビート・バルブ メイズ・マイロ・豆類・砂糖・米・麦		825	1,031	803	1,003	738	922	679	848	

品目			甲地(A)		甲地(B)		乙地		丙地	
			庫入又は 庫 出	軽揚庫入又 は庫出軽積						
ベール物	綿花・羊毛・麻類 合化繊綿・石綿		910	1,134	884	1,106	812	1,015	749	935
タイヤ			690	865	670	838	616	771	567	708
板ガラス			1,297	1,622	1,262	1,577	1,161	1,450	1,067	1,334
生糸			1,430	1,788	1,394	1,741	1,282	1,601	1,179	1,474
雑貨類			1,060	1,325	1,031	1,289	949	1,186	873	1,091
葉たばこ	たる物		687	941	672	922	620	848	569	782
	ベール物		847	1,159	829	1,135	764	1,046	703	964
農水産物・製茶・コルク			927	1,159	902	1,128	829	1,036	764	954
機械類	1個当たり5トン未満のもの		1,125	1,405	1,095	1,369	1,007	1,258	928	1,157
	1個当たり5トン以上のもの		876	1,095	851	1,065	784	981	721	901
巻取紙(内地産)			779	974	754	944	695	867	639	800
木材	原木	北洋材・米国材	670	838	649	813	597	746	549	687
		南洋材	703	879	682	855	627	785	576	723
	製材		698	873	680	849	626	780	576	718
非鉄金属等	半製品・銑鉄・地金		1,090	1,363	1,062	1,328	976	1,221	899	1,123

品目		甲地(A)		甲地(B)		乙地		丙地	
		庫入又は 庫出	軽揚庫入又 は庫出軽積	庫入又は 庫出	軽揚庫入又 は庫出軽積	庫入又は 庫出	軽揚庫入又 は庫出軽積	庫入又は 庫出	軽揚庫入又 は庫出軽積
鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管を含む)	834	1,042	812	1,016	747	935	687	859
	鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル	708	886	688	862	633	793	582	728
生ゴム		1,172	1,466	1,137	1,421	1,048	1,309	964	1,205
パルプ		1,207	1,509	1,173	1,468	1,080	1,349	993	1,242
石材		758	945	734	918	675	845	621	774
鉄屑(シュレッダーを除く)		1,643	2,054	1,597	1,995	1,469	1,836	1,350	1,689
撒礦石類	燐礦石・肥料	698	872	675	845	621	774	570	714
	鉱物・土石	896	1,120	867	1,087	800	998	735	918
撒砂糖		698	873	684	856	629	787	579	724
撒塩		647	808	633	791	584	728	536	670
撒扱繊維類		2,004	-	1,982	-	1,824	-	1,679	-
撒扱紙類		1,622	-	1,601	-	1,474	-	1,357	-
家庭用電気・ガス・石油器具		830	-	827	-	761	-	700	-

撒貨物の軽揚一袋詰一庫入作業(1トンにつき 単位円)

貨物類別	甲地(A)	甲地(B)	乙地	丙地
米・小麦	1,985	1,929	1,775	1,633
メイズ・マイロ・大豆・大麦	2,382	2,314	2,129	1,958

庫出コンテナ詰又は、コンテナ出し庫入作業

1トンにつき(単位円)	甲地(A)	甲地(B)	乙地	丙地
	2,038	1,996	1,836	1,689

(注) (1) 接岸船舶にかかる倉庫荷役と沿岸荷役との連続作業料金

総トン数500トン未満の接岸船舶について、庫入と庫入に先行する貨物の取卸し、又は庫出と庫出に後続する貨物の積込みを連続して行うときの料金は、軽揚庫入又は庫出軽積料率の3割増を基本料率とします。

(2) 冬期料率

次の地方における12月1日より翌年3月31日までの間の料率については、本料率と本料率に各地それぞれの冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料率とします。

割増率	地 方 名
2割増	福島県、宮城県、岩手県
3割増	青森県、岩手県の内水沢及びその以北、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、京都府の内舞鶴及びその以北、鳥取県、島根県、岐阜県の内高山及びその以北
4割増	北海道

2 割増料率及び割引料率

(1) 割増料率

種 別	内 容	割増率又は割増額				
半夜荷役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料率の6割増				
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料率の10割増				
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の1割増				
超過距離荷役	基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートル以内のもの (注) (1)及び(2)参照	1トンにつき	甲地(A)	甲地(B)	乙地	丙地
		撤貨物	161円	157円	144円	132円
		一般貨物	193円	190円	175円	161円
多階建倉庫荷役	2階以上の倉庫への貨物の庫入又は 2階以上の倉庫からの貨物の庫出荷役	基本料率の3割増以内				

(注) (1) 基本距離とは、軒揚庫入又は庫出軒積荷役にあっては80メートル、庫入又は庫出荷役にあっては50メートルとします。

(2) 超過距離荷役割増の冬期料率

I-1 「基本料率」(注)(2)の冬期料率適用地方における適用期間中の超過距離荷役割増料率については、本割増と本割増額に各地それぞれの冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の割増料率とします。

(2) 割引料率

種 別	内 容	割引率又は割引額
大口数量割引	荷主からの1荷役の引受けにおいて、同一貨物の量が1,000トン以上の場合	当該貨物全量につき、 基本料率の5%割引

3 その他の料率

(1) 特殊荷役料

はい替	庫入又は庫出料率の8割
仕 訳	〃 3割
看 貫	〃 3割 (計量器使用、検量立会人の費用は含まない。)
仮 置	〃 3割
庫移し	庫入及び庫出料率の合算額

(2) 量目調整料 実費を申し受けます

(3) 荷直料 (1トンにつき)

	甲 地 (A) (B)	乙 地	丙 地
麻袋	146円50銭	134円70銭	124円10銭
紙袋・ビニール袋	174円80銭	160円90銭	147円90銭
メイズ・マイロ・大豆・大麦	174円80銭	160円90銭	147円90銭

(注) (1) 本料率は取扱貨物全数量に適用します。

(2) 本料率には材料費を含みません。

(3) 袋物以外は実費を申し受けます。

(4) I-1 「基本料率」(注)(2)の冬期料率適用地方における適用期間中の荷直料については、本料率と本料率に各地それぞれの冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の荷直料とします。

(4) 待機料 (1 口 1 時間につき 単位円)

		4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19～21人 (20人)
昼 間 8時30分から 17時00分まで	甲(A)	17,460	27,900	38,370	48,840	59,300	69,780
	甲(B)	17,110	27,340	37,600	47,860	58,110	68,380
	乙地	15,750	25,150	34,600	44,030	53,470	62,900
	丙地	14,490	23,140	31,830	40,510	49,190	57,870
半 夜 17時00分から 21時30分まで	甲(A)	27,160	43,400	59,690	75,970	92,240	108,550
	甲(B)	26,620	42,530	58,490	74,450	90,390	106,370
	乙地	24,490	39,130	53,820	68,510	83,170	97,860
	丙地	22,540	36,000	49,510	63,030	76,520	90,040

(注) 冬期料率

I-1 「基本料率」(注)(2)の冬期料率適用地方における適用期間中の待機料については、本料率と料率に各地それぞれの冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の待機料とします。

本

(5) 最低料金 (1 口につき 単位円)

		4～6人 (5人)	7～9人 (8人)	10～12人 (11人)	13～15人 (14人)	16～18人 (17人)	19～21人 (20人)
昼 間 8時30分から 17時00分まで	甲(A)	138,520	221,340	304,400	387,460	470,450	553,590
	甲(B)	135,750	216,910	298,310	379,710	461,040	542,520
	乙地	124,900	199,590	274,430	349,340	424,180	499,110
	丙地	114,910	183,620	252,480	321,400	390,250	459,180
半 夜 17時00分から 21時30分まで	甲(A)	138,520	221,340	304,400	387,460	470,450	553,590
	甲(B)	135,750	216,910	298,310	379,710	461,040	542,520
	乙地	124,900	199,590	274,430	349,340	424,180	499,110
	丙地	114,910	183,620	252,480	321,400	390,250	459,180

(注) 冬期料率

I-1 「基本料率」(注)(2)の冬期料率適用地方における適用期間中の最低料金については、本料率と料率に各地それぞれの冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の最低料金とします。

(6) トランク積卸手伝料金

船揚庫入又は庫出船積料率の4割以内。

4 分 担 金 等

船揚庫入又は庫出船積作業に対し、次のとおり申し受けます。

- (1) 港湾福利分担金……………各貨物（一律）1トンにつき 4円
- (2) 港湾労働法関係付加金（五大港に限る。）……………各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
- (3) 労働安定基金……………各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

(注) 港湾労働法関係付加金は、港湾労働法に基づき指定された港湾において、同法の適用を受ける倉庫で作業した場合に申し受けます。

II 料率の適用

1 料率表に記載のない貨物

基本料率表に記載のない貨物については、基本料率表に記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料率を適用し、類似した貨物がない場合は、荷主と協議の上決定した料率を基本料率とします。

2 料 金 の 計 算

料金の計算は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、体積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、体積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによります。

イ メイズ、マイロ、大豆、大麦の撒餌揚一袋詰一庫入作業 1.0

ロ 袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 1.2、ペレット状飼料 1.3、ふすま 1.8

(2) 1個の体積が0.025立方メートルに満たないときは、0.025立方メートルとして料金を計算します。

(3) 割増料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(4) 接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役は、餌揚庫入又は庫出餌積料率を適用します。

(5) 庫入又は庫出1回の料金が300円に満たないときは、300円とします。

3 割 増 料 率

割増料率の適用は次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

17時より21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

荷主の要求により、雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

(4) 超過距離荷役割増

基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートル以内のものについて所定の超過距離荷役割増を適用します。

(5) 多階建倉庫荷役割増

2階以上の倉庫への貨物の庫入、又は2階以上の倉庫からの庫出を伴う荷役について、所定の多階建倉庫荷役割増を適用します。

4 その他の料率

その他の料率の適用は、次のとおりとします。

(1) 特殊荷役料

本料金は、貨物のはい替、仕訳、看貫、仮置、庫移し作業を行った場合に適用します。

ただし、看貫作業における計量器使用及び検量立会人の費用は、本料金とは別に実費を申し受けます。

なお、本料金に対してはI-2-(1) (割増料率)、II-1 (料率表に記載のない貨物) 及び同2 (料金の計算) の規定を適用します。

(2) 量目調整料

本料金は、貨物の量目調整作業を行った場合に適用します。

(3) 荷直料

本料金は、荷直作業を行った場合に適用します。

(4) 待機料

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては17時00分）以降における本船入港待、又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から17時00分までの間、半夜荷役にあっては、17時00分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料を適用します。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(5) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限ります。

イ 荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

ロ 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止、又は少量作業、或いは待機が伴つたこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(6) トラック積卸手伝料金

本料金は、トラック積卸作業を行った場合に適用します。

5 個別に協議して定める料金

- (1) 特殊な貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）の荷役、又は特別な荷役（荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 荷主の要求により検品、改装、改組、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議の上、実費を申し受けます。
- (3) 基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートルを超える場合は、基本料率による料金のほかに荷主と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (5) 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、荷主と協議の上、一定の期間を限り特別料金を申し受けすることがあります。
- (6) 高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (7) 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合は、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (8) 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

III 級地表

(昭和 63 年 4 月 1 日現在)

都道府県	甲 地 (A)
東京	東京都（島しょを除く）
神奈川	横浜市、川崎市
愛知	名古屋市、東海市
大阪	大阪市、堺市、泉大津市
兵庫	神戸市
山口	下関市
福岡	北九州市

都道府県	甲 地 (B)	乙 地	丙 地
北海道	札幌市	函館市、小樽市、室蘭市 釧路市、留萌市、旭川市 帯広市、苫小牧市	その他
青森		青森市、弘前市、八戸市	"
秋田		秋田市、男鹿市	"
岩手		盛岡市、矢巾町、都南村	"
山形			全県
宮城		仙台市、塩釜市、多賀城市 石巻市	その他
福島		福島市、郡山市、いわき市 会津若松市	"
群馬		前橋市、高崎市、桐生市 伊勢崎市、館林市、太田市 大間々町、邑楽町、大泉町	"
都道府県	甲 地 (B)	乙 地	丙 地

栃木		宇都宮市、足利市、小山市	その他
茨城		水戸市、土浦市、日立市 鹿島郡鹿島町、神栖町、 波崎町	"
埼玉	浦和市、大宮市、川口市、 与野市、蕨市、戸田市、 和光市、上尾市、川越市、 所沢市、草加市、春日部市、 岩槻市、飯能市、新座市 朝霞市、志木市、入間市 鳩谷市、三郷市、八潮市 越谷市、狭山市、三芳町	熊谷市、深谷市、鴻巣市 本庄市、桶川市、久喜市 北本市、北足立郡吹上町 岡部町	"
千葉	千葉市、船橋市、松戸市 柏市、市原市、我孫子市 野田市、市川市、四街道市 袖ヶ浦町	習志野市、鎌ケ谷市 木更津市、館山市、八街町	"
東京			島しょ
神奈川	横須賀市、逗子市、厚木市 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市 平塚市、相模原市、大和市 海老名市、伊勢原市 座間市、寒川町、綾瀬町、大磯町	その他	
静岡	清水市	沼津市、静岡市、浜松市 三島市、富士市、焼津市 藤枝市、磐田市、袋井市 豊田町、可美村	その他
山梨		甲府市	"
長野		長野市、松本市、上田市 岡谷市、塩尻市、小諸市 須坂市、佐久市	"
愛知	一宮市、小牧市、岩倉市 大府市、知多市、稲沢市 津島市、江南市、春日井市 尾張旭市、弥富町、木曽川町、 豊山町、西春町、新川町、西 枇杷島町、師勝町、清洲町、 丹波郡大口町、海部郡飛島 村、海部郡大治町	豊橋市、岡崎市、半田市 蒲郡市、豊田市、安城市 刈谷市、知立市、尾西市 豊川市、幸田町	"
三重	四日市市、川越町、朝日町	津市、松阪市、鈴鹿市 伊勢市、桑名市、桑名郡木曽岬村	"
岐阜	岐阜市、大垣市、羽島市 各務原市、笠松町、岐南町 柳津町、穂積町	多治見市	"
新潟		新潟市、上越市、長岡市	"

都道府県	甲 地 (B)	乙 地	丙 地
富山		富山市、高岡市、新湊市	その他
石川		金沢市、七尾市、小松市 石川郡野々市町	"
福井		福井市、敦賀市	"
滋賀		大津市	"
京都	京都市、日向市、長岡京市	舞鶴市、宇治市、城陽市 久御山町、八幡市	"
奈良	奈良市、大和郡山市 天理市	桜井市、大和高田市 五条市、北葛城郡新庄町	"
和歌山		和歌山市、海南市、田辺市 有田郡湯浅町、有田郡広川町	"
大阪	吹田市、富田林市、羽曳野市、 大東市、八尾市、東大阪市、 岸和田市、貝塚市、 茨木市、高槻市、守口市、 摂津市、門真市、豊中市、 枚方市、四条畷市、和泉市、 松原市、寝屋川市、柏原市、 泉佐野市、箕面市、藤井寺市、 高石市、忠岡町、美原町	その他	"
兵庫	西宮市、尼崎市、明石市 川西市、伊丹市	"	
岡山		岡山市、倉敷市	その他
広島	広島市、安芸郡府中町	呉市、福山市、尾道市、 御調郡向島町、安芸郡海田町、坂町	"
鳥取			全県
島根			"
山口		宇部市、小野田市	その他
徳島		徳島市、鳴門市	"
香川		坂出市、高松市、丸亀市	"
愛媛		新居浜市、松山市、今治市	"
高知		高知市	"
福岡	福岡市、苅田町、粕屋郡粕屋町、 志免町	久留米市、大牟田市	"
佐賀		唐津市、佐賀市、鳥栖市	"
長崎		長崎市、佐世保市、大村市 諫早市、小佐々町	"
熊本		熊本市	"
大分		大分市、別府市、中津市	"
宮崎		宮崎市、都城市	"
鹿児島		鹿児島市、名瀬市	"
沖縄	那覇市、浦添市、沖縄市	平良市、石垣市	"

10 くん蒸料金

小名浜ライフサービス株式会社
TEL 0246-56-0341

1 木材天幕燻蒸

木材 1 m³当たり (揚地検料) 300円

ただし、作業料・薬品代等全て含む。

2 本船木材燻蒸

船艙内容積（グレーンキャパシティ）が単価の対象となる。

船艙内容積が15,000m ³ 未満の場合	1 m ³ に当たり	120円
〃 15,000m ³ ～20,000m ³ 未満の場合	〃	110円
〃 20,000m ³ ～30,000m ³ 未満の場合	〃	100円
〃 30,000m ³ 以上の場合	〃	90円

上記料金は、24時間燻蒸として作業料・薬品代等全て含む。

ただし、16時間燻蒸及び日曜・祝日・出張作業については割増料金とする。

3 サイロ燻蒸

サイロ内収容貨物 1 トンにつき100円

ただし、作業料・薬品代等全てを含む。

4 コンテナ（木材）

40ftコンテナ 1本	10万円
〃 2本～4本まで1本につき	6万円
〃 5本以上は1本につき	5万円

ただし、作業料・薬品代等全て含む。

11 通関業務料金表

一般社団法人日本通関業連合会
TEL 03-3508-2535

平成 29 年 10 月 8 日、通関業法の基本通達が改正され、通関業務料金の最高額表は廃止となりました。今後、通関業務料金は各通関業者が個々に設定することになりますので、通関業者に依頼する際は事前にご確認ください。

12 貨物利用運送事業運賃料金

磐城通運株式会社
TEL 0246-23-3161

(1) 鉄道利用運送事業車扱貨物運賃料金

I 運賃料金の種別および額

1 基本運賃料金

(1) 基準料率表

ア 第一種利用運送事業（駅託貨物または駅留貨物）

種 別	号級別	A 号級	B 号級
発送料または到着料	1 トンまでごとに	490 円	440 円
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定める車扱貨物運賃料金による		

イ 第二種利用運送事業（集貨付き貨物または配達付き貨物）

種 別	号級別	A 号級	B 号級
発 送 料	集貨または配達距離が 10 キロメートルまでのもの	1 トン ま で	1,600
	集貨または配達距離が 10 キロメートルをこえ 50 キロメートルまでのものは、10 キロメートルまでを増すごとに		380
	集貨または配達距離が 50 キロメートルをこえるものは、10 キロメートルまでを増すごとに	ごとに	310
到 着 料	鉄道運賃料金	利用する鉄道の定める車扱貨物運賃料金による	

(2) 割増および割引率表

ア 割増率表

種 別		内 容	割増率
発送料またちは到着料	特大品	ア 1個の長さ4.5メートルまたは実重量200キログラム以上のもの	3割
		イ 1個の長さ8メートル、実重量1トンまたは容積5立方メートル以上のもの	臨時の約束によります
	易損品	注1に掲げる貨物で、荷造りの状態または取扱上の注意を要するもの	2
	危険品	ア 火薬類、放射性物質（核原料物質を除きます。）	10
		イ その他（ア以外で日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの）	3
	貴重品	日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの	5
	急送品	注2に掲げる貨物で急送手配をするもの	2
	ばら物	作業困難なもの	3
	動物	生きているもの（付添人を付したものをお除きます。）	2
	木材	作業困難なもの	臨時の約束によります
	汚損品等	注3に掲げる貨物で作業上いちじるしく身体衣類を汚損するものおよび衛生上有害なものまたは身体に危害を及ぼすおそれのあるもの	3
	数 物	ア 運賃計算トン数1トン当たり個数70個以上のもの	1
		イ 運賃計算トン数1トン当たり個数100個以上のもの	2
	分割貨物	荷主の要求により分割した貨物	3
	時間外作業	ア 17時から21時まで、5時から8時まで	3
		イ 21時から翌日5時まで	5
	冬期作業	別表（冬期作業割増）によります。	
	大都市集配作業	ア 東京都区内、大阪市内に所在する駅	加算額1トンまでごとに110円
		イ 政令指定都市（大阪市を除く。）に所在する駅	加算額1トンまでごとに90円

注1 (易損品貨物)

- a 加工炭（紙包のもの）、黒鉛製品、コルク製品
- b 油脂ろう香油類で中古かん入りのもの
- c 陶磁器類、かわら、れんが、ガラス類（荷造用を含みます。）（セメントおよびコンクリート製品、碍子、碍管）
- d 機械、農機具、計量器、ポンプ類、車両類（鉄道車両を除きます。）
- e 粉粒体で紙袋入またはビニール入のもの
- f 照明具類、楽器類（部分品を含みます。）とその付属品、引越荷物、演芸見世物用具
- g ふすま（襖）、戸、障子、ふすまの縁と骨
- h 工業薬品類、工業製剤、医薬品類、化粧品、清涼飲料水類、酒、ソース、酢、しょう油、漬物類および食料品でびん、陶器またはたる入りのもの

注2 (急送品貨物)

- a 生野菜、果物、乳、肉類、鳥卵、魚介類、澱粉（以上冷凍のものを含みます。）
- b 氷、ドライアイス
- c バター、チーズ、マーガリン、生酵母、焼竹輪、はんぺん、かまぼこ
- d 苗木、球根類、こんにゃく玉

注3 (汚損品等貨物)

- a 黒鉛、ダライ粉、かす類（水分を含んだものに限ります。）
- b 鮮魚、塩魚、塩類（焼塩および食卓塩を除きます。）であって、ばらもの、同包装入のもの
- c 染料、顔料、塗料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラスクず、モルタル
- d まくら木および電柱で薬品を注入したもの、パルプ（乾燥不十分のものに限ります。）
- e 汚損品類（日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの）

イ 割引率表

種 別		内 容	割引
発送料 または 到着料	一貫パレチゼーション貨物	第一種利用運送事業 (駅託貨物または駅留貨物)	割引額1トンまでごとに100円
		第二種利用運送事業 (集貨付貨物または配達付貨物)	〃 200円
到着料	定型大量輸送貨物	第一種利用運送事業 (駅託貨物または駅留貨物)	〃 100円
		第二種利用運送事業 (集貨付貨物または配達付貨物)	〃 150円

2 附帯料金

附帯料金率表

種 別		料金率
貨物引換証料	発送、到着ごとに 1通につき	円 520
品代金取立料	発送、到着ごとに一口につき	10,000 円まで 610
		10,000 円をこえるものは 10,000 円までを増すごとに 350
着払手数料	発送、到着ごとに一口につき	30,000 円まで 690
		30,000 円をこえるものは 5,000 円までを増すごとに 100
移送料	30 メートルをこえるものにつき、30 メートルまでを増すごとに	運賃計算トン数 1 トンまでごとに 210
保管料	運賃計算トン数 1 トン 1 日までごとに	170
指図手数料	1 件につき	610
証明書発行手数料	1 通につき	520

3 消費税の運賃料金への加算

料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。

II 運賃料金の適用方

(適用範囲)

1 この運賃料金は、車扱貨物を鉄道を利用して運送する業務およびこれに附帯する業務を行う場合に適用します。
(運賃料金の種別)

2 基本運賃料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

- (1) 第一種利用運送事業における発送料は、発駅において取扱、貨車積込の各業務を、到着料は、着駅において取扱、貨車取卸の各業務を一貫して行う場合に適用します。
- (2) 第二種利用運送事業における発送料は、発駅において取扱、貨車積込、集貨の各業務を、到着料は、着駅において取扱、貨車取卸、配達の各業務を一貫して行う場合に適用します。
- (3) 鉄道運賃料金は、発駅から着駅までの運送区間に對して適用します。

(運賃料金の割増)

3 運賃料金の割増の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

- (1) 品目割増

貨物が割増品目に該当する場合は、発送料および到着料に対して品目割増を適用します。この場合、貨物の品目は原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。

ただし、荷主がパレットを使用してユニット化した貨物で、荷役機械により積卸した場合は、特大品に該当する貨物であっても特大品割増を適用しません、また、上記以外の特大品貨物であっても、常備する荷役機械により荷主庭先の積卸作業が能率的におこなえるものについては、所定の割増率を低減します。

(2) 分割貨物割増

荷主の要求により一口の貨物を、4カ所以上分割して集貨もしくは配達し、または4回以上にわたって引渡しをうけ、もしくは引渡した場合に、発送料および到着料に対して適用します。

(3) 時間外作業割増

荷主の要求により作業が表定の時間外に該当する場合は、発送料および到着料に対して時間外割増を適用します。

ただし、作業が割増率を異なる時間にまたがっておこなう場合は、その時間の割合によって計算します。
なお、作業の一部が時間外にまたがっておこなう場合も同様とします。

(4) 冬期作業割増

別表（冬期作業割増）に定められた適用駅と適用期間内に作業をおこなう場合は、発送料および到着料に対してそれぞれ所定の割増率を適用します。

(5) 大都市集配作業割増

表定の都市に所在する駅を発または着とする場合の集配をおこなうときは、第二種利用運送事業における発送料または到着料に対してそれぞれ所定の割増額を加算します。

（運賃料金の割引）

4 運賃料金の割引の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 一貫パレチゼーション貨物割引

第一種利用運送事業については、荷役機械により貨車積卸を、第二種利用運送事業においては、荷役機械による貨車積卸および荷主の保有する荷役機械を使用して、荷主庭先における貨物の積卸をおこなう場合に限り発送料または到着料に対して適用します。

(2) 定型大量輸送貨物割引

常時大量に輸送され能率的作業が可能な貨物で、特約した場合に限り発送料または到着料に対して適用します。

（運賃料金計算の基礎）

5 運賃料金計算の基礎は、次のとおりとします。

(1) 一口の範囲

一口とは荷送人、荷受人、発駅、着駅、託送の時、運賃料金支払方法、その他利用する鉄道の車扱貨物運送に関する諸規定により運送条件を同じくするものをいいます。

(2) 貨物の重量

貨物の運賃計算重量は、利用する鉄道の車扱貨物運送に関する諸規程によります。

(3) 適用号級

適用号級は、別表（適用号級）によります。

(4) 集配距離

集配距離は、駅構内の積卸場所と荷主の指定する場所までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。

(5) 政令指定都市

政令指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定された都市をいいます。

(6) 鉄道運賃料金

鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定める車扱貨物運賃料金によります。

（運賃料金の計算方）

6 運賃料金の計算方は、次によります。

(1) 運賃料金は、一口ごとに計算します。

(2) 第一種利用運送事業の運賃料金および第二種利用運送事業の運賃料金は、基準料率表に掲げる発送料および到着料と鉄道運賃料金を合算したものによります。

ただし、第一種利用運送事業においては、貨車積込または貨車取卸の業務を第二種利用運送事業においては、貨車積込または貨車取卸および集貨または配達の各業務のいずれかをおこなわない場合には、発送料又は到着料を低減します。

(3) 発送料および到着料の計算方は、次によります。

- ア 基準料率表の発送料または到着料については、10 パーセント以内増減したものにより計算することができます。
- イ 割増率または割引率を適用する場合は、前号の金額（端数処理をおこなわない金額）に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額（金額で定めたものは、これによって計算した金額）を加減して計算します。なお、この所定の率は低減することができます。
- ウ 2種以上の割増率が重複する場合は、各割増率を合算します。
ただし、品目割増の特大品以外の割増が重複する場合は合算することなく、そのうちの最も高い割増率によります。
- エ 割増率の異なる貨物を積載している場合（割増率を適用する貨物と割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む。）は、そのうちの最も高い割増率によります。
- オ 2種以上の割引率が重複する場合は、そのうちの最も高い割引率によります。
- カ 割増率と割引率が重複する場合は、割増率と割引率とを相互に加減した後、イにより計算をおこないます。
- キ 前各号により計算した金額の 100 円未満の端数は、100 円に切り上げます。
- ク 一口の貨物を荷主の要求により分割して受取りまたは引渡した場合は、各分割部分ごとに一口とみなして計算します。ただし、この場合、分割した各口については最低トン数の制度を適用しません。
- ケ 運賃料金は、個建等によって計算することができます。この場合、前各号により計算した金額をこえないものとします。

(4) 鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定める車扱貨物運賃料金によります。

(実費負担)

7 貨物を取扱うため、特別の施設を必要とする場合または特別の負担、もしくは特別の作業（異種の運搬具を併用する場合を含む。）を求められた場合は実費によります。

(附帯料金の種別)

8 附帯料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 貨物引換証料

貨物引換証料の発行の依頼を受けた貨物について適用します。

(2) 品代金取立料

品代金取立の依頼をうけた貨物について適用します。

(3) 着払手数料

運賃料金の支払が着地払いとなる貨物について適用します。

(4) 移送料

集貨、配達、貨車積卸または入出庫に関連して移送作業をおこなう場合に適用します。なお、移送距離は車側または倉庫の戸口をもって起点または終点とします。

(5) 保管料

貨物の託送前または託送後に保管の依頼をうけた場合に適用します。なお、計算日数は次によります。

ア 発送貨物は、保管当日から発送の前日までの日数

イ 到着貨物は、荷受人（貨物引換証を発行したときは証券面の荷受人）に到着通知を出した日（到着通知不要の特約があるときは引渡し準備が終った日）または通知にかわる掲示を出した日の翌々日から引渡し当日までの日数

(6) 指図手数料

鉄道へ貨物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼をうけた場合に適用します。

(7) 証明書発行手数料

配達証明等、証明書の発行の依頼をうけた場合に適用します。

(附帯料金の計算方)

9 附帯料金の計算方は、次によります。

(1) 附帯料金は、附帯料金率により発送、到着ごとに計算します。

ただし、移送料および保管料については、所定料金率を 10 パーセント以内増減したものにより計算することができます。

(2) 附帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げます。

(3) 荷造り、仕分け、入出庫その他の業務に対しては、実費によります。この場合における実費は類似業務につき別に定めがあるときは、これを準用することがあります。

(消費税の運賃料金への加算方)

10 消費税の加算は、次によります。

(1) 運賃および料金の総額に消費税法その他関係法令に基づく料率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額の 1 円未満の端数は、1 円単位に四捨五入します。

(その他)

11 この運賃および料金に関し、この適用方に定めのない事項については法令に反しない範囲内で当事者間の決め、または慣習によります。

別表

冬期作業割増

都道府県名	適用駅		適用期間	割増率
	線名	駅名		
北海道	北海道各線	各駅	月日～月日	割
	"	"	11.1～11.30	2
	"	各駅 (ただし、次に掲げるものを除きます)	4.1～4.30	2
	函館本線	五稜郭、函館	12.1～3.31	4
	室蘭本線	陣屋町～苦小牧間各駅	"	3
青森県	青森県各線	各駅 (ただし、次に掲げるものを除きます)	"	4
	八戸線	本八戸	"	3
岩手県	岩手県各線	各駅 (ただし、次に掲げるものを除きます)	"	4
	東北本線	一ノ関	"	2
	大船渡線	陸中松川	"	3

都道府県名	適用駅		適用期間	割増率
	線名	駅名		
宮城	宮城県各線	各駅（ただし、次に掲げるものを除きます。）	月日～月日 12.1～3.31	割 3
	東北本線	岩沼、名取、宮城野	〃	2
	仙石線	石巻港、石巻埠頭	〃	2
	仙台臨海鉄道線	各駅	〃	2
福島	福島県各線	各駅（ただし、次に掲げるものを除きます。）	〃	3
	常磐線	勿来、湯本	〃	2
	磐越西線	広田～塩川間各駅	〃	4
	只見線	西若松	〃	4
	福島臨海鉄道線	各駅	〃	2
秋田	秋田県各線	各駅	〃	4
山形	山形県各線	各駅（ただし、次に掲げるものを除きます。）	〃	4
	奥羽本線	上ノ山～漆山間各駅	〃	3
	羽越本線	羽前水沢、砂越、酒田港	〃	3
新潟	新潟県各線	各駅（ただし、次に掲げるものを除きます。）	〃	4
	信越本線	焼島、東新潟港、新津	〃	3
	白新線	新潟貨物ターミナル	〃	3
	新潟臨海鉄道線	藤寄、太郎代	〃	3
長野	長野県各線	各駅	〃	2
富山	富山県各線	各駅	〃	3
石川	石川県各線	各駅	〃	3
福井	福井県各線	各駅	〃	3
岐阜	高山本線	飛騨一宮、高山	〃	3
	東海道本線	美濃赤坂	〃	2
	近畿日本鉄道線	西大垣	〃	2
	西濃鉄道線	各駅	〃	2
滋賀	北陸本線	高月	〃	2
鳥取	鳥取県各線	各駅	〃	2
島根	島根県各線	各駅	〃	2

別表

適用号級

(1) A号級適用駅

都道府 県名	駅 名
北海道	函館、五稜郭、苗穂、札幌貨物ターミナル、江別、茶志内、滝川、近文、陣屋町、本輪西、東室蘭、苦小牧、留萌、帶広、新旭川、北旭川、名寄、西港、港南、石油埠頭、新富士
青森	八戸貨物、東青森、八戸、本八戸、弘前、北沼
岩手	盛岡貨物ターミナル、厨川、釜石
宮城	宮城野、石巻港、石巻埠頭、仙台港、仙台北港、仙台埠頭、仙台西港
福島	安積永盛、郡山貨物ターミナル、郡山、松川、東福島、会津若松、西若松
秋田	秋田貨物、秋田港、羽後牛島、中島埠頭、秋田北港、殻保町、向浜
山形	山形、漆山
新潟	新崎、南長岡、焼島、東新潟港、深沢、才津、西長岡、日越、越後関原、藤寄、太郎代、新潟貨物ターミナル
長野	南松本、長野、北長野
茨城	赤塚、水戸、日立、神栖、知手、奥野谷浜
栃木	宇都宮貨物ターミナル、宇都宮
群馬	倉賀野、高崎、新前橋、南高崎
埼玉	新座貨物ターミナル、越谷貨物ターミナル
千葉	千葉貨物ターミナル、村田、浜五井、甲子、前川、椎津、北袖、京葉市原、食品北、食品南
東京	品川、東京貨物ターミナル、板橋、飯田町、八王子、拝島、小宮、田端操、北王子、金町、隅田川、新小岩操、小名木川、越中島貨物、業平橋
神奈川	相模貨物、西湘貨物、川崎貨物、浜川崎、東高島、高島、新興、扇町、安善、大川、梶ヶ谷貨物ターミナル、根岸、水江町、千鳥町、末広町、浮島町、横浜本牧、本牧埠頭
山梨	南甲府
静岡	三島、沼津、清水、東静岡、天竜川、西浜松
愛知	豊橋、笠寺、琵琶島、名古屋貨物ターミナル、西名古屋港、名古屋港、新守山、八田、高師東名古屋港、東港、名古屋南港、昭和町、汐見町、船見町
三重	四日市、南四日市、塩浜
岐阜	西大垣
富山	富山貨物、東富山、能町、伏木、新湊、西富山
石川	金沢
福井	敦賀、南福井、敦賀港
滋賀	石山、膳所
京都	梅小路、向日町、松尾寺、二条
大阪	梅田、大阪貨物ターミナル、高槻、浪速、安治川口、百済
兵庫	尼崎、兵庫、鷹取、神戸港、姫路
鳥取	湖山、米子
島根	東松江
岡山	西岡山、水島、倉敷貨物ターミナル、西埠頭、東水島
広島	東福山、糸崎、東広島、大竹
山口	岩国、柳井、下松、新南陽、防府貨物、小郡、下関、宇部岬、居能、宇部港
香川	高松
愛媛	松山
高知	高知

都道府 県名	駅 名
福岡	門司、東小倉、浜小倉、黒崎、久留米、外浜、福岡貨物ターミナル、博多港、石原町、大牟田
長崎	長崎
大分	西大分
熊本	荒尾、上熊本、熊本、八代
宮崎	延岡、南延岡、細島
鹿児島	鹿児島

(2) B号級適用駅

A号級適用駅以外の駅

(2) 鉄道利用運送事業コンテナ貨物運賃料金

運賃料金の種別および額

1 基本運賃料金

(1) 基準料率表

ア 第一種利用運送事業（駅託貨物または駅留貨物）

種 別	5トンコンテナ貨物	10トンコンテナ貨物
発送料 または 到着料	1個につき 円 600	円 1,190
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金による	

イ 第二種利用運送事業（集貨付き貨物または配達付き貨物）

種 別	5トンコンテナ 貨 物	10トンコンテナ 貨 物
発送料 または 到着料	東京都区内および大阪市内に所在する駅 円 11,060	円 21,030
	政令指定都市（大阪市を除く）に所在する駅 9,970	19,170
	その他に所在する駅 9,430	17,970
集貨または配達距離が 10キロメートルまで のもの1個につき	集貨または配達距離が10キロメートルをこえ50キロメートルまでのものは、10キロメートルまでを増すごとに1個につき 2,510	4,800
	集貨または配達距離が50キロメートルをこえ100キロメートルまでのものは、10キロメートルまでを増すごとに1個につき 2,070	3,820
	集貨または配達距離が100キロメートルをこえるものは、10キロメートルまでを増すごとに1個につき 1,530	2,830
鉄道運 賃料金	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金による。	

(2) 割増および割引率表

ア 割増率表

種 別		内 容		割 増 率
発 送 料 ま た は 到 着 料	品 目 割 増	危険品	ア. 火薬類	10割
		イ. その他 [ア以外で日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの (放射性物質を除きます。)]		3
	貴重品	日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの		5
	ばら物	作業困難なもの		3
	汚損品等	注1に掲げる貨物で作業上いちじるしく身体衣類を汚損するものおよび 身体に危害を及ぼすおそれのあるもの		3
		ア. 5トンコンテナ貨物1個当たりの積載個数が350個以上のもの		1
	数 物	イ. 10トンコンテナ貨物1個当たりの積載個数が700個以上のもの		1
冬期作業	A地区 (別表の適用駅)	加算額	5トンコンテナ 10トンコンテナ	1,200円 2,180円
	B地区 (別表の適用駅)	加算額	5トンコンテナ 10トンコンテナ	2,180円 4,140円

注1 (汚損品等貨物)

- a 黒鉛、ドライ粉、かす類 (水分を含んだものに限ります。)
- b 鮮魚、塩魚、塩類 (焼塩および食卓塩を除きます。) であってばらもの、同包装入りのもの
- c 染料、顔料、塗料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラスくず、モルタル
- d まくら木で薬品を注入したもの、パルプ (乾燥不十分のものに限ります。)
- e 汚損品類 (日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの)

イ 割引率表

種 別		割引率
発送料または 到 着 料	一貫パレチゼーション貨物	1割
	コンテナ通運デポ扱貨物	1割

2 附帯料金

附帯料金率表

種 別			料金率
貨物引換証料	発送、到着ごとに	1通につき	520円
品代金取立料	発送、到着ごとに 1個につき	10,000円まで	610
		10,000円を超えるものは、10,000円までを増すごとに	350
着払手数料	発送、到着ごとに 1個につき	30,000円まで	690
		30,000円を超えるものは、5,000円までを増すごとに	100
移送料	30メートルをこ えるものにつき 30メートルまで を増すごとに	5トンコンテナ貨物1個につき	1,000
		10トンコンテナ貨物1個につき	1,980
保管料	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物料金表のコンテナ保管料によります。		
指図手数料	1件につき		610
証明書発行手数料	1通につき		520

3 積込料及び取卸料

	上限	下限
1時間ごとに	5,600円	3,700円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等は別途実費を收受

※作業員1人あたりの料金

4 待機時間料

車種別 時間	8トン車まで	14トン車まで	14トン車を超える2トン を増す車種ごとに
30分を超える場合において30分までごとに	2,140円	2,660円	200円

5 消費税及び地方消費税の運賃料金への加算

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

I 運賃料金の適用方

(適用範囲)

1 この運賃料金は、コンテナ貨物を鉄道を利用して運送する業務およびこれに附帯する業務を行う場合に適用します。

(運賃料金の種別)

2 基本運賃料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 第一種利用運送事業の発送料または到着料は、鉄道への託送または鉄道から受取る場合に適用します。

(2) 第二種利用運送事業の発送料は、発駅において取扱、集貨の各業務を、到着料は着駅において取扱、配達の各業務をおこなう場合に適用します。

(3) 鉄道運賃料金は、発駅から着駅までの運送区間に對して適用します。

(運賃料金の割増)

3 運賃料金の割増の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 品目割増

貨物が割増品目に該当する場合は、発送料および到着料に対して品目割増を適用します。この場合、貨物の品目は、原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。

(2) 冬期作業割増

別表（冬期作業割増）に定められた適用駅において、集貨または配達の業務をおこなうもので、12月1日から翌年3月31日までに受託する貨物に対し、それぞれ所定の割増額を加算します。

(運賃料金の割引)

4 運賃料金の割引の適用方は、次のとおりとします。

(1) 一貫パレチゼーション貨物の割引

一貫パレチゼーション貨物の割引は、荷主庭先において、荷主の保有する荷役機械によりパレットに積載された貨物のコンテナへの取入れまたはコンテナからの取出し作業をおこなう場合に限り、発送料または到着料に対して適用します。

(2) コンテナ通運デポ扱貨物割引

日本貨物鉄道株式会社の貨物運送約款に掲げるコンテナ通運デポ扱のものについては、発送料または到着料に対して適用します。

(運賃料金計算の基礎)

5 運賃料金計算の基礎は、次のとおりとします。

(1) 集配距離

集配距離は、取扱駅を起点または終点として荷主の指定する場所までの間の通常走行する線路の実キロ程によります。

(2) 取扱駅適用の特例

川崎貨物、梶ヶ谷貨物ターミナル、新座貨物ターミナルおよび越谷貨物ターミナルの各駅に発着するコンテナ貨物で、集貨および配達先が、東京都区内となるものについては、東京都区内に所在する駅に適用される料率によります。

また、大阪貨物ターミナル駅に発着するコンテナ貨物で、集貨および配達先が大阪市内となるものならびに大阪市内を通過するものについては、大阪市内に所在する駅に適用される料率によります。

(3) 政令指定都市

政令指定都市とは、地方自治法 252 条の 19 第 1 項の規定により、政令で指定された都市をいいます。

(4) 鉄道運賃料金

鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

(運賃料金の計算方)

6 運賃料金の計算方は、次によります。

(1) 運賃料金は、コンテナ貨物 1 個ごとに計算します。

(2) 第一種利用運送事業の運賃料金および第二種利用運送事業の運賃料金は、基準料率表に掲げる発送料および到着料と鉄道運賃料金を合算したものによります。

ただし、第二種利用運送事業において集貨または配達の業務のいずれかをおこなわない場合は、発送料または到着料を低減します。

(3) 発送料または到着料の計算方は、次によります。

ア 基準料率表の発送料または到着料については、10 パーセント以内増減したものにより計算することができます。

イ 割増率または割引率を適用する場合は、前号の金額（端数処理をおこなわない金額）に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額を加減して計算します。なお、この所定の率は低減することができます。

ウ 冬期作業割増を除く割増率で、2 種以上の割増率が重複する場合は、相互に合算することなく、そのうちの最も高い割増率によります。

エ 割増率の異なる貨物を積載している場合（割増率を適用する貨物と割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む）は、そのうちの最も高い割増率によります。

オ 2 種以上の割引率が重複する場合は、そのうちの最も高い割引率によります。

カ 割増率と割引率が重複する場合は、割増率と割引率を相互に加減した後、イ. による計算をおこないます。

キ 前各号により計算した金額の 100 円未満の端数は、100 円に切り上げます。

(4) 鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

(実費負担)

7 貨物を取扱うため、特別の施設を必要とする場合、または特別の負担、もしくは特別の作業（異種の運搬具を併用する場合を含みます。）を求められた場合は、実費によります。

(附帯料金の種別)

8 附帯料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 貨物引換証料

貨物引換証の発行の依頼を受けたコンテナ貨物について適用します。

(2) 品代金取立料

品代金取立の依頼を受けたコンテナ貨物について適用します。

(3) 着払手数料

運賃料金の支払が着地払となるコンテナ貨物について適用します。

(4) 移送料

集貨、配達または入出庫に関連して移送作業をおこなう場合に適用します。なお、移送距離は、車側または倉庫の戸口をもって、起点または終点とします。

(5) 保管料

コンテナ貨物の託送前または到着後に保管を依頼された場合に適用します。なお、計算日数は、次によります。

ア 発送貨物は、貨物を受取った日から発送した日の前々日までの日数

イ 到着貨物は、貨物が到着した日の翌々日から荷受人に貨物を引き渡した日までの日数

(6) 指図手数料

コンテナ貨物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼を受けた場合に適用します。

(7) 証明書発行手数料

配達証明等、証明書の発行の依頼を受けた場合に適用します。

(附帯料金の計算方)

9 附帯料金の計算方は、次によります。

(1) 附帯料金は、附帯料金率表により発送、到着ごとに計算します。ただし、移送料については、所定料金率を10パーセント以内増減したものにより計算することができます。

(2) 附帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げます。

(3) 荷造り、仕分け、入出庫その他業務に対しては、実費によります。この場合における実費は、類似業務につき別に定めがあるときは、これを準用することができます。

(積込料及び取卸料について)

10 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を收受します。

(1) 車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて收受します。

(3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を收受します。

(待機時間料について)

11 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を收受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(実費負担について)

12 荷主の要求により行う貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として收受します。

(消費税及び地方消費税の運賃料金への加算方)

13 消費税及び地方消費税の加算は、次によります。

(1) 運賃および料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額の1円未満の端数は、1円単位に四捨五入します。

(その他)

14 この運賃および料金に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で、当事者の決めまたは慣習によります。

別表

冬期作業割増

都道府 県名	適用駅		地区 区分
	線名	駅名	
北海道	函館本線	札幌貨物ターミナル、滝川	B
		五稜郭	A
	室蘭本線	東室蘭、苦小牧	A
	根室本線	富良野、帶広、釧路貨物、音別	B
	宗谷本線	北旭川、名寄	B
	石北本線	北見	B
青森	東北本線	八戸貨物、東青森	B
	奥羽本線	弘前	B
岩手	東北本線	水沢、盛岡貨物ターミナル	B
宮城	東北本線	仙台貨物ターミナル、岩沼、名取	A
	仙石線	石巻港	A
	塩釜線	塩釜埠頭	A
	陸羽東線	古川	A
	仙台臨海鉄道線	仙台港、仙台西港	A
福島	東北本線	郡山貨物ターミナル、東福島、郡山	A
	磐越西線	会津若松	B
	福島臨海鉄道線	小名浜	A
秋田	奥羽本線	秋田貨物、横手、大館、東能代	B
	同和鉱業小坂鉄道線	小坂	B
山形	奥羽本線	山形	A
	羽越本線	酒田港	A

都道府 県名	適用駅		地区 区分
	線名	駅名	
新潟	北陸本線	青海	B
	羽越本線	中条	B
	白新線	新潟貨物ターミナル	A
	信越本線	黒井、柏崎、南長岡、東三条	B
長野	篠ノ井線	南松本	A
	信越本線	北長野	A
富山	北陸本線	富山貨物、魚津	A
	氷見線	能町	A
	新湊線	新湊	A
石川	北陸本線	金沢	A
福井	北陸本線	南福井、敦賀港	A
鳥取	山陰本線	湖山、米子	A
島根	山陰本線	東松江	A

13 海上コンテナ貨物海陸一貫輸送料金

小名浜海陸運送株式会社

TEL 0246-53-3221

使用コンテナ：20フィート コンテナ (内容積 32M³)

40フィート コンテナ (内容積 67M³)

作業条件 : 陸上輸送 ~ 海上輸送 ~ 陸上輸送 (コンテナ内積、卸し料金含む)

発 地	着 地	20F コンテナ	40F コンテナ
いわき市 平地区	(九州) 福岡市 (四国) 高松市	¥187,000 ¥203,000	¥258,000 ナシ
滝根 大熊	(九州) 福岡市 (四国) 高松市	¥200,000 ¥216,000	¥272,000 ナシ
郡山市 小熊	(九州) 福岡市 (四国) 高松市	¥206,000 ¥222,000	¥277,000 ナシ
白河市 原町市	(九州) 福岡市 (四国) 高松市	¥210,000 ¥226,000	¥281,000 ナシ
二本松市 相馬市	(九州) 福岡市 (四国) 高松市	¥217,000 ¥232,000	¥288,000 ナシ
福島市	(九州) 福岡市 (四国) 高松市	¥222,000 ¥237,000	¥293,000 ナシ
白石市 仙台市	(九州) 福岡市 (四国) 高松市	¥226,000 ¥242,000	¥298,000 ナシ
山形市 石巻市	(九州) 福岡市 (四国) 高松市	¥235,000 ¥250,000	¥306,000 ナシ
新潟市	(九州) 福岡市 (四国) 高松市	¥240,000 ¥255,000	¥311,000 ナシ

尚、作業内容によっては料金に若干の違いがありますので、その場合は双方協議料金といたします。
その他山口県、広島県、九州全域、四国全域にわたり配達できます。

※九州・四国航路は平成18年6月より休止しているため、当該サービスも休止しております。

14 廃油収集処理料金

平成 26 年 10 月 20 日
盛喜石油株式会社
TEL 0246-54-6098

1. 基本料金

① 廃油ビルジ	30,000 円／m ³
② その他廃油	30,000 円／m ³

2. 収集運搬料金

① いわき市内	一律	15,000 円／台 (4m ³ ローリー車)
② その他地区	基本料金	15,000 円／台 (4m ³ ローリー車)
	追加	150 円／km

3. 割増料金

① 時間外作業	基本料金の 25%増し料金
② 休日作業	基本料金の 35%増し料金
※営業時間	8:00 ～ 17:00
※休　　日	日曜・祝祭日及び会社指定日

15 船舶上架料金

小名浜造船株式会社
TEL 0246-54-2580

上 架 料

100 GT	～	200 GT	2, 000 円／トン
201 GT	～	500 GT	1, 500 円／トン
501 GT	～	699 GT	1, 200 円／トン

◎ 港湾福利厚生施設等の料金

小名浜港湾労働者福祉センター

TEL 0246-54-2252

1 お食事（食券販売機）消費税込み

品名	価格	品名	価格
定食 味噌汁付	470 円	かけうどん	260 円
定食 大盛 味噌汁付	520 円	かけそば	260 円
かつ丼 味噌汁付	670 円	天麩羅うどん	310 円
かつとじ 単品	350 円	天麩羅そば	310 円
牛丼 味噌汁付	450 円	カレーうどん	350 円
中華丼 味噌汁付	380 円	カレーそば	350 円
かもめ丼 A	500 円	月見うどん	310 円
かもめ丼 B	500 円	月見そば	310 円
カツカレー	690 円	ラーメン（正油）	380 円
カレーライス	470 円	ラーメン（味噌）	380 円
カレーライス 大盛	520 円	ラーメン（担々麺）	380 円
ミニ カレー丼	300 円	ライス	180 円
*冷やしうどん	350 円	半ライス	100 円
*冷やしそば	350 円	生たまご	50 円
*冷やし中華	470 円	味噌汁	50 円
*冷やし中華 大盛	520 円	納豆	50 円
*豚骨ラーメン	380 円	豆腐	60 円

*印の物は、夏期のみの販売になっております。

2 会議室等 使用料（消費税別）

部屋区分	対象	午前	午後
会議室	会員	800 円	1,200 円
	関係者	1,200 円	1,600 円
	一般	1,700 円	2,300 円
研修室	会員	1,500 円	1,800 円
	関係者	2,000 円	2,500 円
	一般	2,500 円	3,000 円
仮眠室（渚）	会員	800 円	1,000 円
	関係者	1,000 円	1,300 円
	一般	1,400 円	1,600 円
和室6号室（岬）	会員	800 円	900 円
	関係者	1,000 円	1,100 円
	一般	1,400 円	1,600 円
和室1～3号室（潮風、朝日、波）	会員	500 円	700 円
	関係者	700 円	900 円
	一般	1,000 円	1,300 円

注) 1) 冷房 暖房 料金 (消費税別)

会議室 研修室 仮眠室 1時間 300 円

1号室～6号室は、1時間 150 円

2) 現在、管理人がいない為、夜間（夕方～21時）の使用はできません。